

第2次 三原市環境基本計画改定版

平成30年度～令和9年度
(2018年度～2027年度)



令和4（2022）年3月策定

はじめに

本市では、平成20（2008）年3月に第1次環境基本計画、平成30（2018）年6月に第2次環境基本計画を策定し、本市の望ましい環境像である「一人ひとりが輝く 環境共生都市 みはら」の実現に向けて、市民・市民団体・事業者・三原市が協働で、環境の保全及び創造に取り組んでいるところです。

本計画の期間は、令和9（2027）年度までの10年間としていますが、計画策定から4年が経過する中で、地球温暖化による気候変動に伴う豪雨災害の顕在化や、食品ロス問題への対応などの新たな課題が明らかになっており、国連において、国際社会全体の普遍的な目標として17の持続可能な開発目標（SDGs）を掲げたことから、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指すことを表明するなど、環境を取り巻く社会情勢も大きく変化しています。

上記のような国の動きや新たな課題等に対応するため、これまでの取組への評価を踏まえた施策内容や目標指標の検討を行うとともに、本計画中の環境目標を「低炭素」から「脱炭素」に発展させ、目標実現のために取り組む施策等について、見直しを行いました。

「一人ひとりが輝く 環境共生都市 みはら」の実現に向けては、行政単独の取組だけでは限界があり、より一層の市民・事業者の主体的な取組が必要です。本計画の着実な推進に努めて参りますので、皆様の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の改定にあたりご審議いただいた三原市環境審議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメントを通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様から深く感謝申し上げます。

令和4（2022）年3月

三原市長 岡田 吉弘



目次

第1章 計画の基本的事項

| | |
|-------------------|---|
| 1.1 計画策定の背景及び目的 | 1 |
| 1.2 計画の位置づけ | 2 |
| 1.3 計画の期間 | 3 |
| 1.4 計画の推進主体及び対象地域 | 3 |
| 1.5 計画の対象範囲 | 3 |

第2章 三原市のすがた

| | |
|--------------|----|
| 2.1 地域の概況 | 4 |
| 2.2 環境の現状と課題 | 8 |
| 2.3 第1次計画の評価 | 38 |

第3章 望ましい環境像と環境目標

| | |
|--------------------------------|----|
| 3.1 望ましい環境像 | 40 |
| 3.2 環境目標 | 40 |
| 3.3 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組み | 42 |
| 3.4 計画の体系 | 43 |

第4章 環境施策

| | |
|---------------------|----|
| 4.1 環境目標1【自然共生】 | 44 |
| 4.2 環境目標2【脱炭素】 | 48 |
| 4.3 環境目標3【循環】 | 53 |
| 4.4 環境目標4【安全・安心・快適】 | 56 |
| 4.5 環境目標5【市民協働】 | 63 |

第5章 計画の推進体制と進行管理

| | |
|-------------|----|
| 5.1 計画の推進体制 | 68 |
| 5.2 計画の進行管理 | 69 |

資料編

| | |
|------------------|----|
| 資料1 計画の策定経過 | 70 |
| 資料2 三原市環境基本条例 | 72 |
| 資料3 三原市環境審議会委員名簿 | 77 |
| 資料4 ワークショップの開催概要 | 78 |
| 資料5 用語集 | 81 |

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画改定の背景及び目的

本市では、平成18（2006）年3月に制定した「三原市環境基本条例」に基づき、平成20（2008）年3月に「第1次三原市環境基本計画」を策定しました。この計画では、望ましい環境像として「一人ひとりが輝く 環境共生都市 みはら」を設定し、その実現に向けて環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

その後、地球温暖化の深刻化、身近な自然・野生動植物種の減少、微小粒子状物質（PM2.5）等による新たな大気汚染問題、有害鳥獣による農作物被害など、新たな課題や環境状況の変化等に対応するため、平成30（2018）年6月に「第2次三原市環境基本計画」を策定し、本市の地域性を踏まえた様々な取り組みを推進しているところです。

平成27（2015）年9月、国連において、持続可能な開発のための「2030 アジェンダ」が採択され、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、17の持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。これを受け、国の「第5次環境基本計画」（平成30（2018）年4月17日閣議決定）においても、「SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要である」と示されるとともに、「地域循環共生圏」の創造が示されました。

また、国は令和2（2020）年10月に「2050年カーボンニュートラル（2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す）」と宣言し、これに伴って、経済と環境の好循環を作っていく産業政策の実施に向けた動きを加速させるため、「グリーン成長戦略」を策定しました。

本市全体の二酸化炭素排出量のうち、産業部門が約7割を占め、グリーン成長戦略を踏まえた技術革新が必要です。さらに、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な拡大により、感染症対策として、公共交通機関の利用控えや自家用車の利用、在宅での勤務や外出自粛等による家庭のエネルギー消費量が増加する傾向にあることを踏まえ、住宅や事務所などの建築物の高断熱化など家庭や事業所での省エネルギー化が求められています。

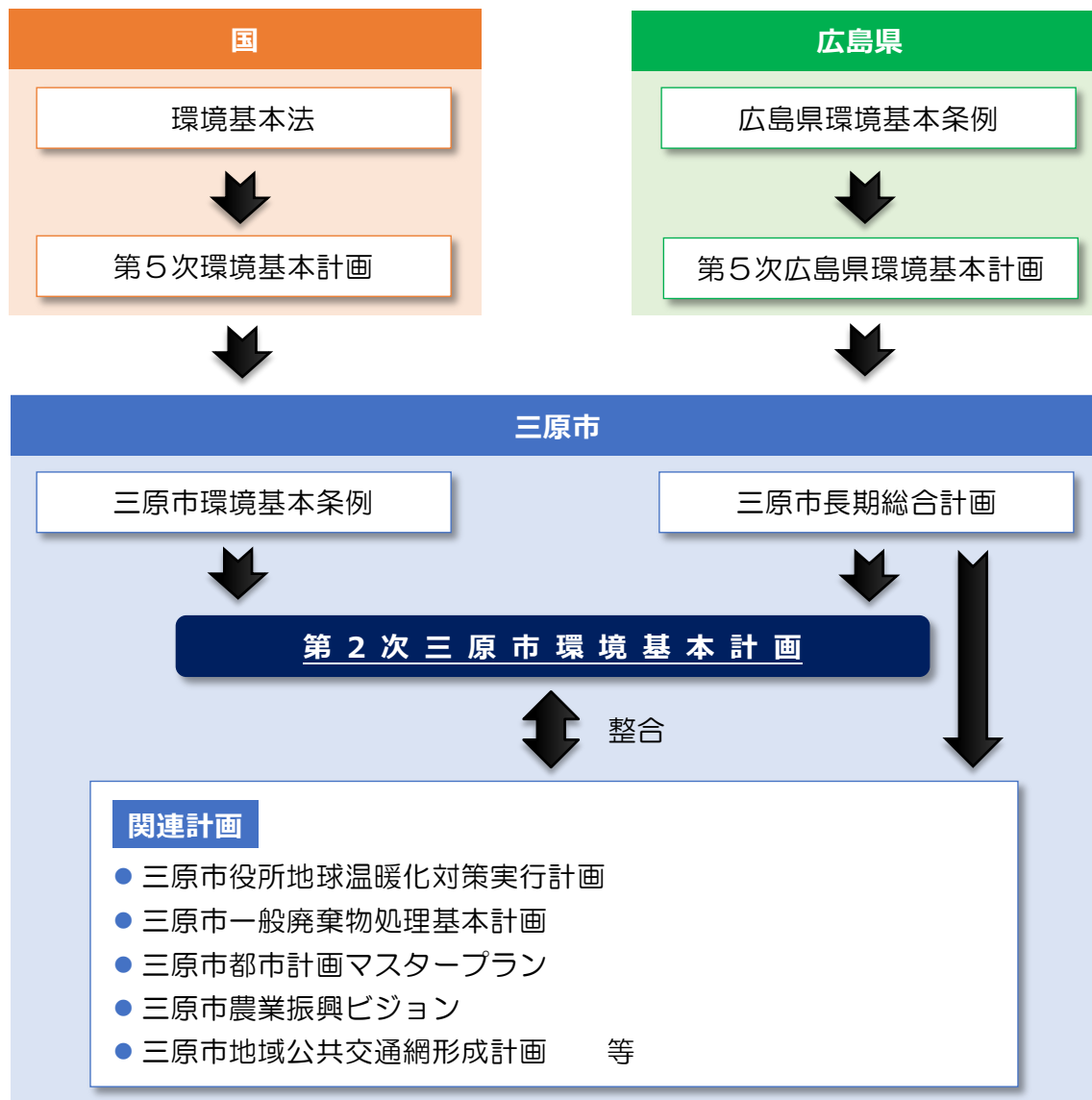
二酸化炭素削減に向け、市民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めるとともに、市民・市民団体・事業者・三原市のすべての主体が協働して、環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことが、これまで以上に必要とされています。

このような状況を踏まえて、これまでの取り組みを引き継ぐとともに、上記のような国の動きや新たな課題等に対応するため、中間年度である令和4（2022）年度に予定していた中間見直しを前倒しして実施することとしました。

1.2 計画の位置づけ

第2次計画は、「三原市環境基本条例」に基づき策定し、三原市の最上位計画である「三原市長期総合計画」を、環境面から推進するための計画です。

また、国・広島県の環境基本計画の内容を踏まえるとともに、三原市の関連計画との整合性を図りつつ、三原市が展開する環境施策や、市民・事業者等の環境に配慮した行動に対して基本的な方向性を示す計画です。



1.3 計画の期間

第2次計画の計画期間は、平成30（2018）年度から令和9（2027）年度までの10年間とします。

なお、計画期間のおよそ中間年度にあたる令和3（2021）年度に、本市の取り巻く環境や社会情勢の変化等に的確に対応していくため、計画の見直しを行います。

1.4 計画の推進主体及び対象地域

第2次計画の推進主体は、市民・市民団体・事業者・三原市とします。

私たちが生活する地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、各主体が地域の環境課題を自らの課題と捉えて、取り組んでいく必要があります。そのため、各主体がお互いの立場や役割を認識し、協働しながら第2次計画の着実な推進を図っていきます。

また、第2次計画の対象地域は、三原市全域とします。

1.5 計画の対象範囲

第2次計画で対象とする環境の範囲は、下表に示すとおりです。

| 区分 | 環境項目 | |
|--------------|---|---|
| 自然共生 | <ul style="list-style-type: none"> ● 山林・農地 ● 動植物 | <ul style="list-style-type: none"> ● 河川・海岸 |
| 脱炭素 | <ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー | <ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化防止 |
| 循環 | <ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物 | |
| 安全・安心 ・快適 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大気 ● 騒音・振動 ● 土壌・有害化学物質 ● 公園・緑地 ● 防災 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水質 ● 悪臭 ● 景観資源 ● 道路・交通 |
| 市民協働 | <ul style="list-style-type: none"> ● 環境学習 | <ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全活動 |

第2章 三原市のすがた

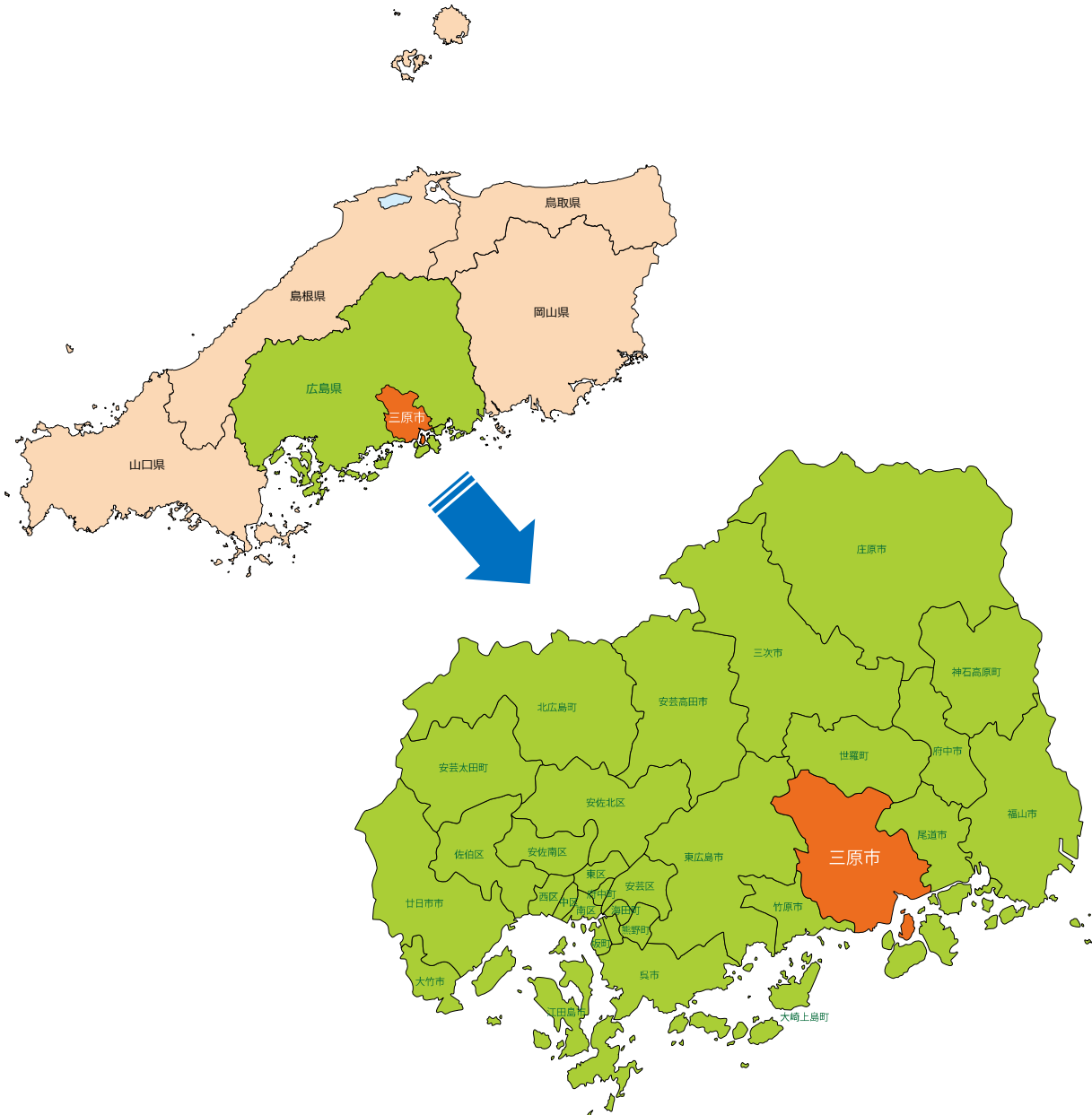
2.1 地域の概況

(1) 位置・地勢

三原市は広島県の中央東部に位置し、東は尾道市、西は竹原市と東広島市、北は世羅町と接しています。総面積は約471km²で、市域は東西約29km、南北約31kmの広がりを持っています。

地形は、大峰山系によって区分され、南部と北部で大きく異なります。南部は、沼田川流域の平野及び瀬戸内海と山地に挟まれた帯状の平野が広がる一方、北部は、起伏の比較的小さい山々が広がっています。

また、中国・四国地方のほぼ中心に位置し、広島空港をはじめ、JR山陽新幹線・山陽本線・呉線、三原港、山陽自動車道等の主要交通が整う広域交通網の結節拠点でもあり、県内外の各地域と連携する上で恵まれた地理的特性があります。



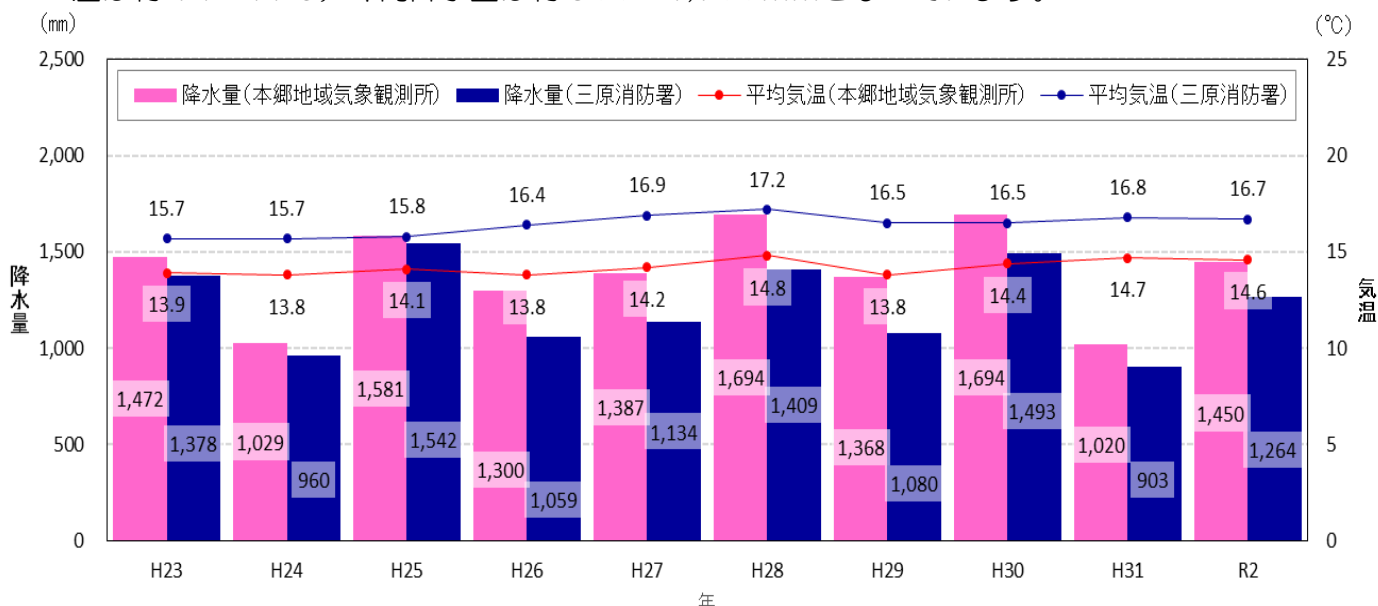
三原市の位置図



三原市の概況図

(2) 気象

気候は、温暖で降水量が少ない瀬戸内海式気候区に属しており、ここ10年での年平均気温は約14～17℃、年間降水量は約900～1,700mmとなっています。

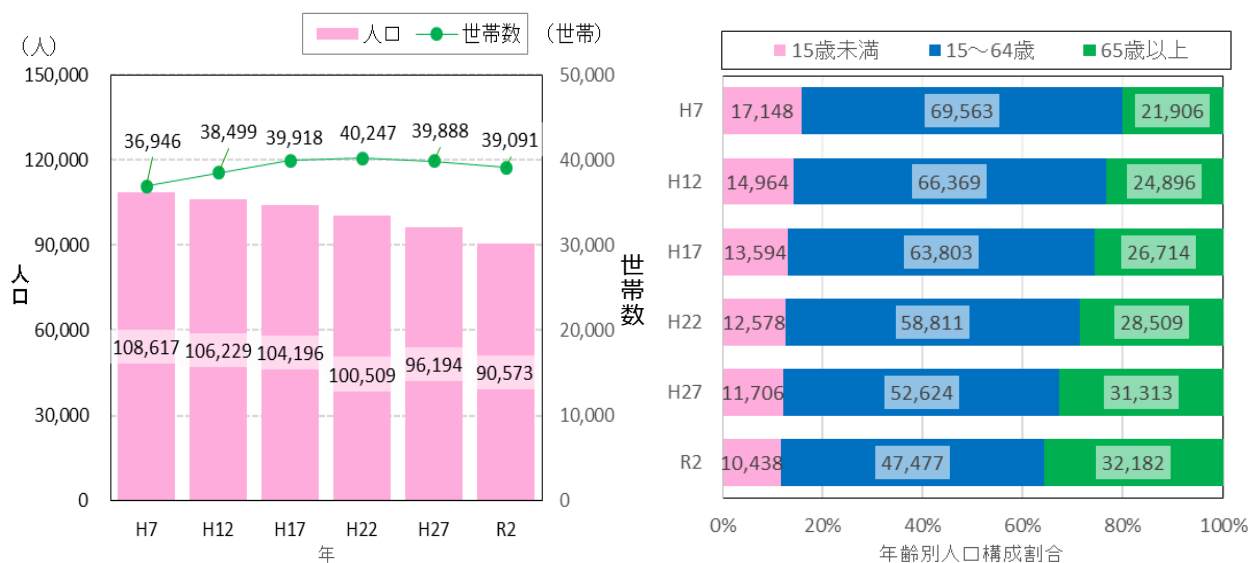


【資料：気象庁統計資料（本郷地域気象観測所），三原市資料（三原消防署）】

(3) 人口・世帯数

人口及び世帯数は、令和2年でそれぞれ90,573人、39,091世帯となっています。人口が減少傾向にあるのに対し、世帯数は増加傾向で推移していましたが、平成27年から減少傾向に転じています。

また、年齢別人口構成割合は、令和2年で15歳未満が約12%（11,438人）、15～64歳が約52%（47,477人）、65歳以上が約36%（32,182人）となっています。15歳未満及び15～64歳の人口が減少傾向、65歳以上の人口が増加傾向にあることから、少子高齢化が進行していることがうかがえます。



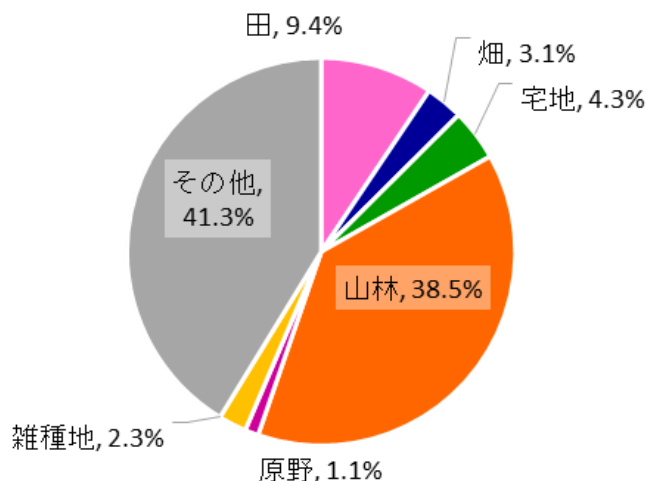
【資料：国勢調査】

(4) 土地利用

土地利用面積は、「その他」を除けば、「山林」が181.34km² (38.5%)、「田」が44.29km² (9.4%)、「宅地」が20.20km² (4.3%)の順となっています。

土地利用状況

| 用途 | 面積 (km ²) | 割合 (%) |
|------|-----------------------|--------|
| 田 | 44.29 | 9.4 |
| 畑 | 14.80 | 3.1 |
| 宅地 | 20.20 | 4.3 |
| 山林 | 181.34 | 38.5 |
| 原野 | 5.31 | 1.1 |
| 雑種地 | 11.00 | 2.3 |
| その他* | 194.58 | 41.3 |
| 総面積 | 471.51 | 100 |



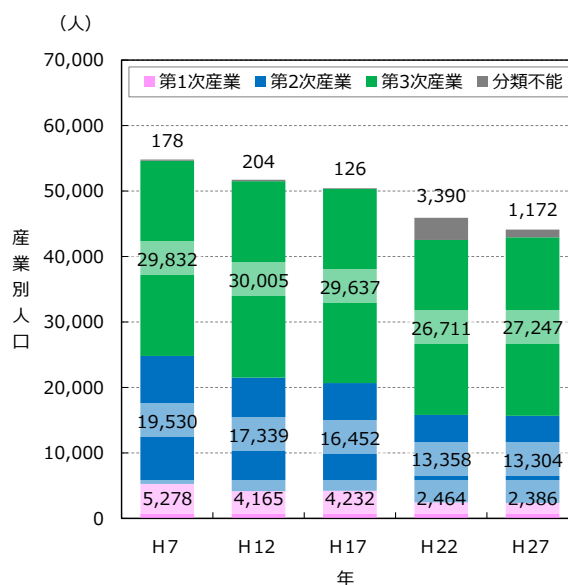
※道路、河川、水面、水路、公共施設、公共施設以外及び無番地を示します。

※面積は小数点以下第3位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも471.51とはならない。

【資料：令和2年度 土地に関する概要調査報告書】

(5) 産業

産業別人口は、平成27年で第1次産業が2,386人、第2次産業が13,304人、第3次産業が27,247人となっており、第3次産業が最も多く、全産業人口の約62%を占めています。



【資料：国勢調査】

2.2 環境の現状と課題

第2次計画の策定に向けて、地域の環境に関する様々なデータを調査するとともに、市民・中学生・小学生・市民団体・事業者を対象としたアンケート調査を行い、身近な環境に対する満足度や日常生活における環境保全に向けた行動の取組状況等を把握し、三原市が抱える環境課題の解決に向けた各種取組を検討する上での基礎資料として活用しました。

また、市内を5地域に分けて、市民参加型のワークショップを開催し、各々の地域が抱えている環境課題を整理した上で、三原市が今後推進すべき取組内容等についての提案をまとめていただきました。

■アンケート調査の実施概要

| 区分 | 調査対象数 | | 回収率 | 調査期間（平成29年） |
|------|--------|------------------------------|-------|-------------|
| 市民 | 1,267人 | 20歳以上の方：1,150人 17歳の方：117人 | 37.9% | 7月21日～9月8日 |
| 中学生 | 544人 | 市内の公立中学校（計10校中6校）の2年生 | 92.1% | 7月21日～7月25日 |
| 小学生 | 278人 | 市内の公立小学校（計20校中11校）の5年生 | 96.0% | 7月21日～7月25日 |
| 市民団体 | 49団体 | 市内で環境保全活動実績がある市民団体 | 53.2% | 8月1日～8月14日 |
| 事業者 | 204社 | 市内に本社や支店等を有する事業者 | 44.2% | 7月21日～9月8日 |

■ワークショップの開催概要

| 地域 | 開催日（平成29年） | | | 参加人数 （延人数） |
|----------------|------------|-------|--------|---------------|
| | 第1回 | 第2回 | 第3回 | |
| 三原地域A（沼田川北側地域） | 8月22日 | 9月26日 | 10月10日 | 35人 |
| 三原地域B（沼田川南側地域） | 8月28日 | 9月11日 | 10月6日 | 30人 |
| 本郷地域 | 8月22日 | 9月6日 | 10月11日 | 54人 |
| 久井・八幡地域 | 8月28日 | 9月26日 | 10月16日 | 62人 |
| 大和地域 | 9月1日 | 9月29日 | 10月6日 | 39人 |



ワークショップの開催状況

(1) 自然共生

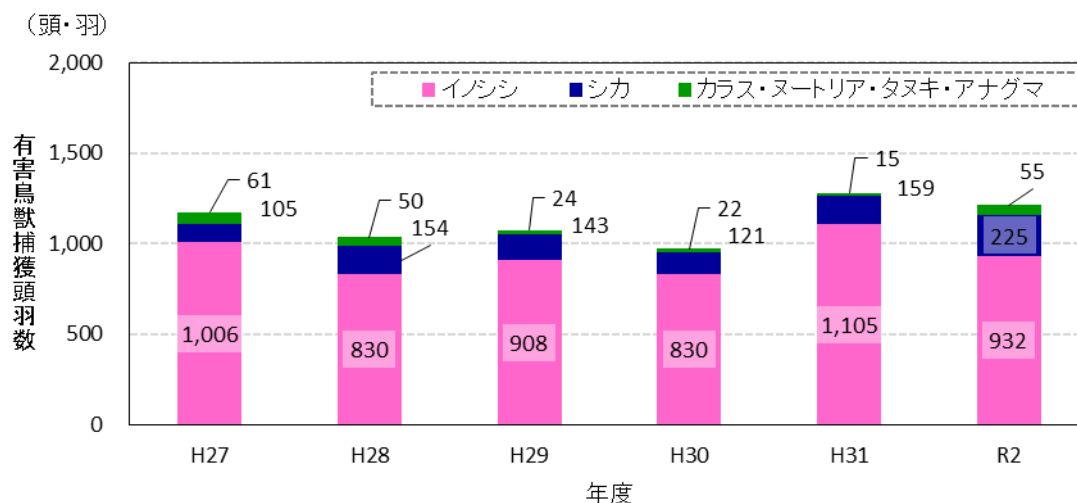
① 現状

- 市内には、ヒョウモンモドキ、ハッチョウトンボ、ナメクジウオ、ハクセンシオマネキ、エヒメアヤメ等の希少野生動植物が生息・生育しています。特に、ヒョウモンモドキは環境省の絶滅危惧ⅠA類、広島県の絶滅危惧Ⅰ類に指定されています。



ヒョウモンモドキ

- 有害鳥獣捕獲頭羽数は、令和2年度でイノシシが932頭、シカが225頭、その他が55頭羽（カラス7羽、ヌートリア33頭、タヌキ・アナグマ15頭）となっており、概ね横ばいで推移しています。



【資料：三原市資料】

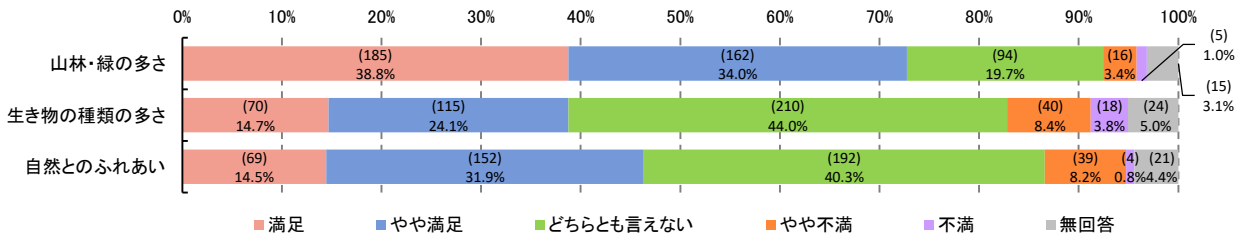
- 市内には、セアカゴケグモやオオキンケイギク等の特定外来生物の生息・生育が確認されています。



オオキンケイギク

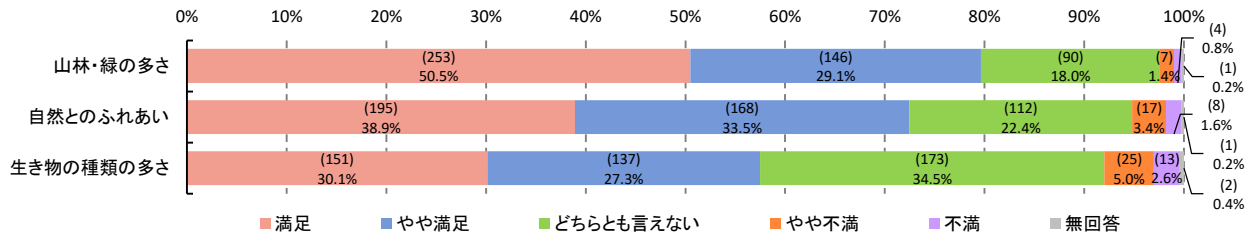
② アンケート調査及びワークショップに基づく市民等の意識・行動の現状

- 「山林・緑の多さ」に満足している（「満足」及び「やや満足」と回答）市民の割合は72.8%と最も高くなっており、「生き物の種類の多さ」及び「自然とのふれあい」については、それぞれ38.8%、46.4%と低くなっています。また、ワークショップにおいても、「自然が豊かで四季がはっきりしている」等が、三原市の自慢できる環境であるとの意見が多く挙がっています。

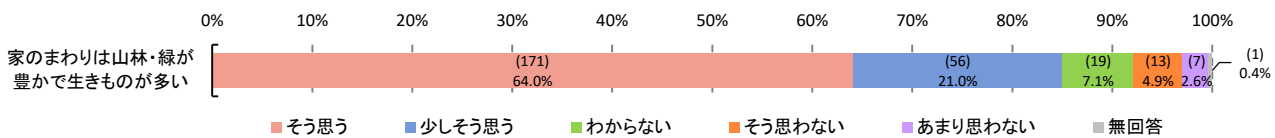


居住地周辺の環境に対する満足度【資料：市民アンケート調査】

- 「山林・緑の多さ」に満足している（「満足」及び「やや満足」と回答）中学生の割合は79.6%、「家のまわりは山林・緑が豊かで生きものが多い」と思っている（「そう思う」及び「すこし思う」と回答）小学生の割合は85.0%で、ともに最も高くなっています。

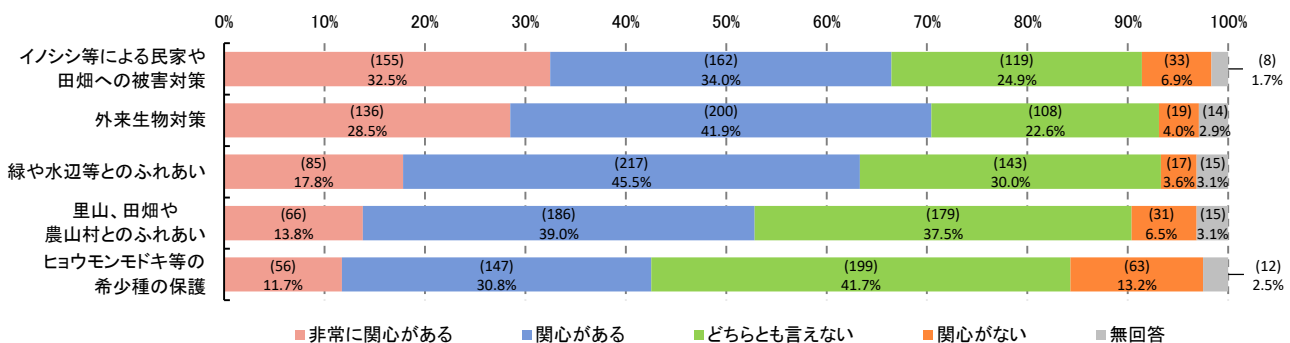


居住地周辺の環境に対する満足度【資料：中学生アンケート調査】



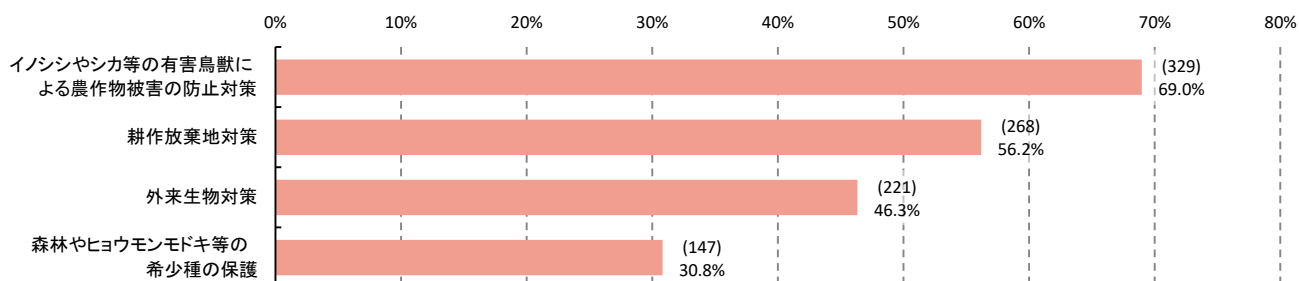
居住地周辺の環境に対する認識【資料：小学生アンケート調査】

- 「ヒョウモンモドキ等の希少種の保護」に関心がある（「非常に関心がある」及び「関心がある」と回答）市民の割合は42.5%となっています。



環境に対する関心度【資料：市民アンケート調査】

- 三原市に今後期待する取組として、「イノシシやシカ等の有害鳥獣による農作物被害の防止対策」を望む市民の割合は69.0%と最も高く、「耕作放棄地対策」が56.2%、「外来生物対策」が46.3%となっています。（複数回答） また、ワークショップにおいても、有害鳥獣による農作物被害や耕作放棄地の増加は、市内全域に共通する環境問題として挙がっています。

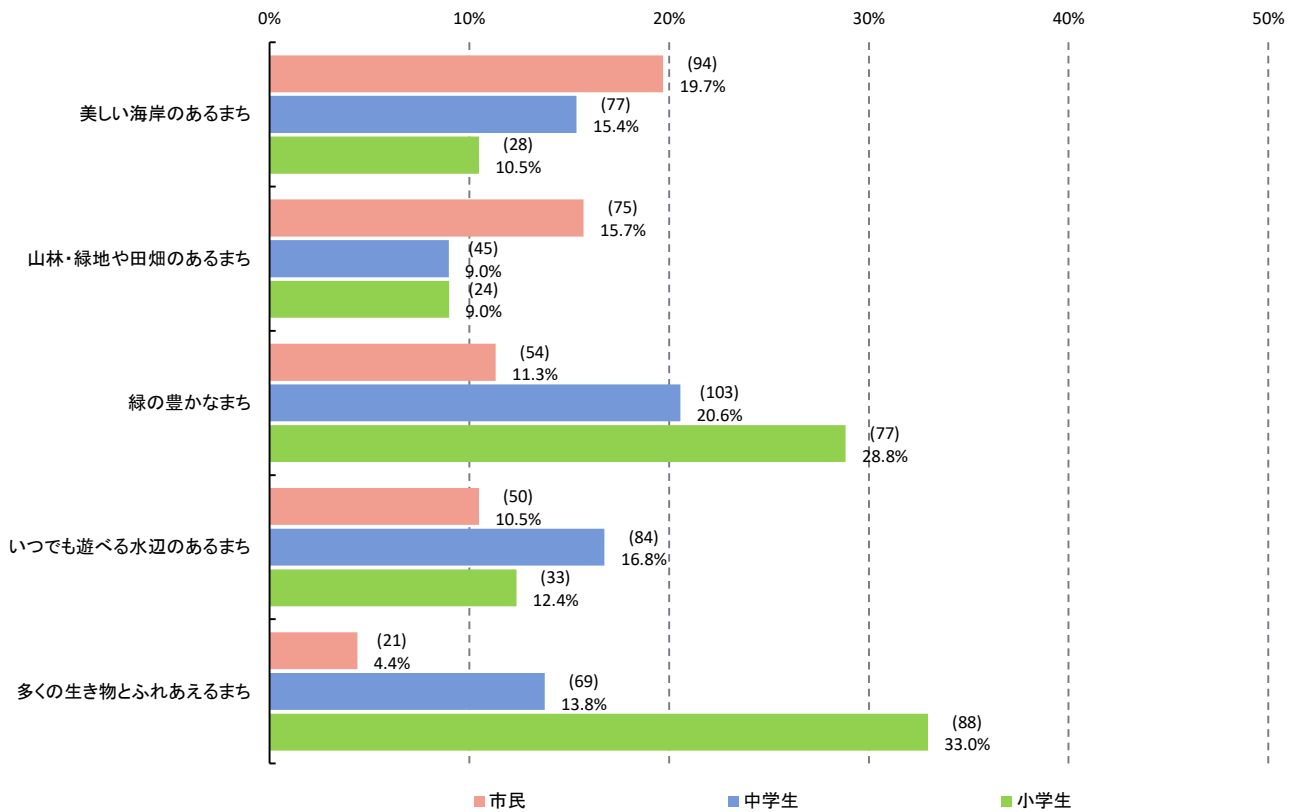


三原市に今後期待する取組【資料：市民アンケート調査】



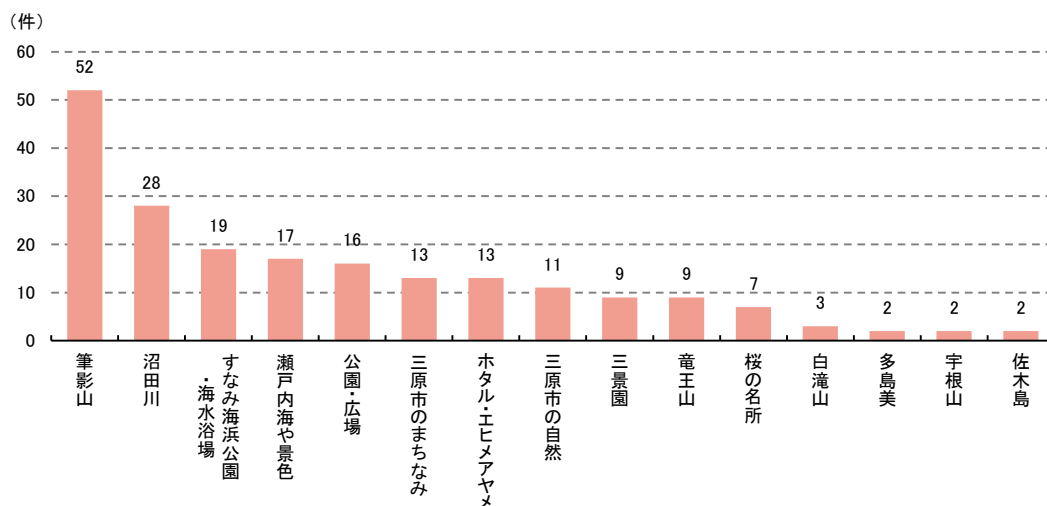
農地パトロール

- 三原市の将来像として「多くの生き物とふれあえるまち」を望む市民及び中学生の割合は、それぞれ 4.4%、13.8%と低くなっていますが、小学生では 33.0%と高くなっています。（複数回答）



三原市の将来像【資料：市民・中学生・小学生アンケート調査】

- これからも大切にしていきたい自然や景観として、「筆影山」や「沼田川」を挙げる市民の割合が高くなっています。（自由記述） また、ワークショップにおいても、それらを三原市の自慢できる環境として、今後も保全していく必要があるとの意見が挙がっています。



これからも大切にしていきたい三原市の自然や景観【資料：市民アンケート調査】

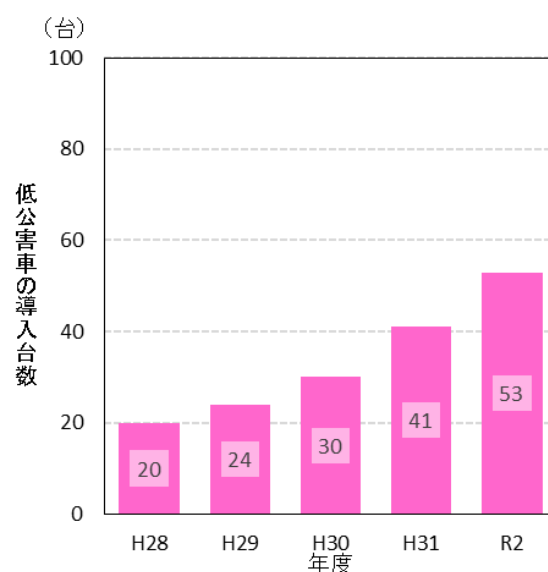
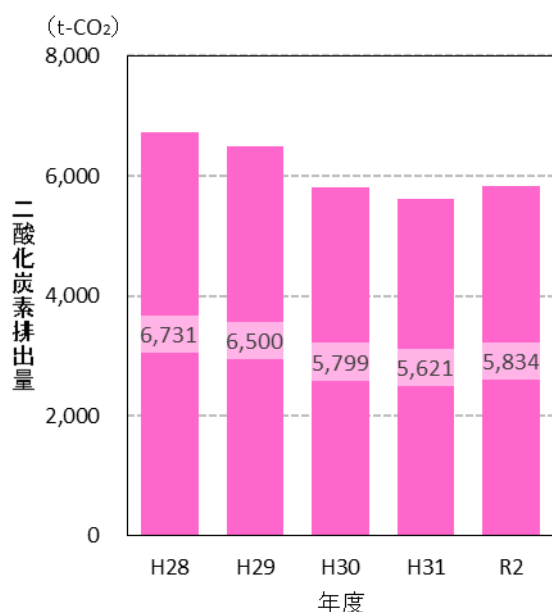
③課題

- ヒョウモンモドキ、ナメクジウオ、エヒメアヤメなど、希少野生動植物の継続的な保護を進めるとともに、市民の関心が低い現状を踏まえ、生物情報や保護の重要性等に関する情報発信を行っていく必要があります。
- 沼田川水系や芦田川水系等の河川、佐木島や須波地域等の自然海岸の保全・再生に継続的に取り組んでいく必要があります。
- 人的被害や生態系被害、農作物被害を及ぼすスクミリンゴガイなどの外来生物については、広島県や周辺自治体、関係団体と関連情報を共有し、指導の強化、防除対策の推進などを図っていく必要があります。
- 野生鳥獣による農作物等への被害が深刻化しているとともに、市民から対策を望む回答が多く挙がっていることから、侵入防止柵の設置や捕獲の強化など、防護と捕獲の一体的な対策を進めていく必要があります。
- 防護と捕獲の一体的な対策に加え、有害鳥獣の出没しにくい環境づくりを推進していく必要があります。
- 「中山間地域等直接支払交付金事業」等の普及啓発を図り、中山間地域の条件不利地域において耕作放棄地を発生させない取組を継続していく必要があります。

(2) 脱炭素

①現状

- 市内の公共施設からの二酸化炭素排出量は、令和2年度で5,834 t-CO₂となっており、平成31年度と比較すると増加していますが、これは平成31年度から令和2年度にかけて大型公共施設が複数建造されたことが原因と考えられます。このため、当該施設の運営が安定するまでの数年間は二酸化炭素排出量の変動する可能性があります。
- 低公害車（低燃費及び低排出ガス認定車）の導入台数は、令和2年度で53台となっており、平成28年度に比べて約165%増加しています。
- 市全体の二酸化炭素等の温室効果ガス排出割合は、平成30年度で「産業部門が71%、業務部門が9%、家庭部門が9%、運輸部門が11%、廃棄物分野が1%（環境省作成「排出量カルテ）」となっています。



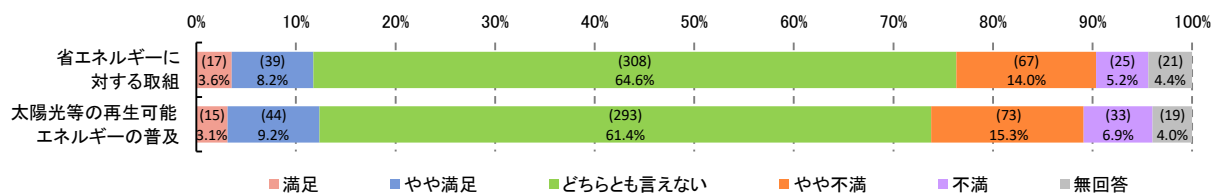
- 平成 27 年度から、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の削減効果が期待できる家庭用燃料電池システム（エネファーム）の設置者に対して補助金の交付を行っており、交付件数は、令和 2 年度末で延べ 80 件となっています。令和 3 年度からは家庭用蓄電池システムの設置者も補助対象とし、家庭への省エネルギー設備の導入を推進しています。
- 温室効果ガスの 1 つであるフロン類については、「フロン回収・破壊法」に変わり、新たに改正された「フロン排出抑制法」（平成 27 年 4 月施行）に基づき、大気中への排出抑制が求められています。
- 近年の地球温暖化に起因する気候変動により、集中豪雨の多発、猛暑日や熱中症発生率の増加、熱帯夜日数の増加など、生活環境に対する様々な影響が生じています。



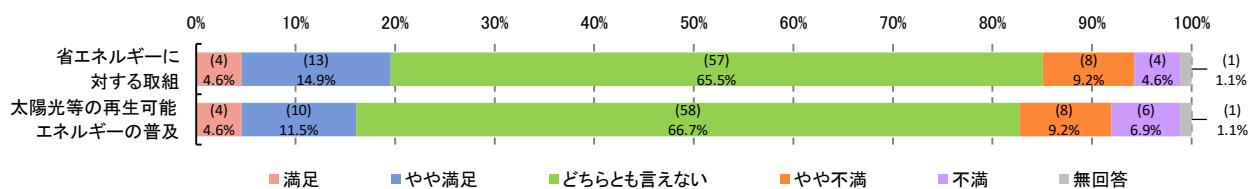
家庭用燃料電池システム（エネファーム）

② アンケート調査及びワークショップに基づく市民等の意識・行動の現状

- 「省エネルギーに対する取組」及び「太陽光等の再生可能エネルギーの普及」に満足している（「満足」及び「やや満足」と回答）市民の割合は、それぞれ 11.8%、12.3%、事業者の割合は、それぞれ 19.5%、16.1%で、ともに低くなっています。

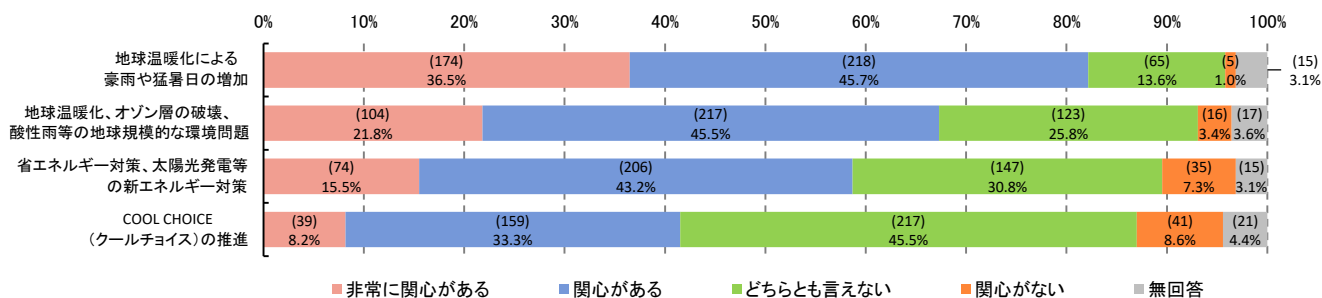


居住地周辺の環境に対する満足度【資料：市民アンケート調査】

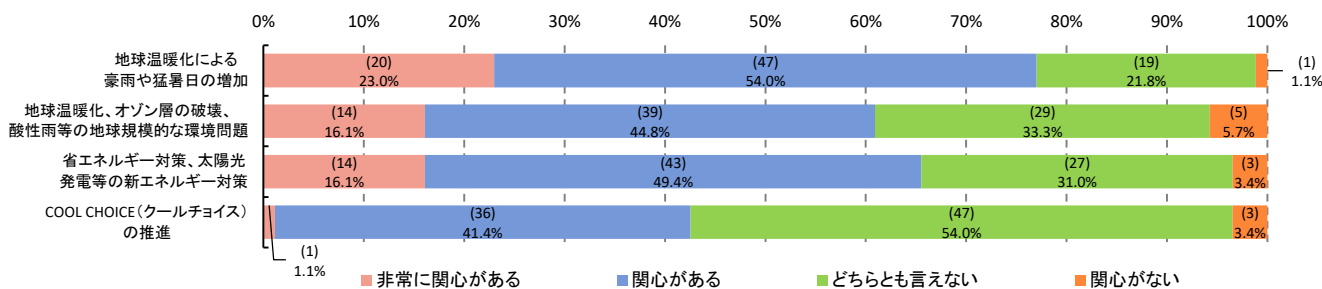


事業所周辺の環境に対する満足度【資料：事業者アンケート調査】

- 「地球温暖化による豪雨や猛暑日の増加」に関心がある（「非常に関心がある」及び「関心がある」と回答）市民の割合は82.2%，事業者の割合は77.0%で、ともに高くなっています。
- 「COOL CHOICE（クールチョイス）の推進」に関心がある（「非常に関心がある」及び「関心がある」と回答）市民の割合は41.5%，事業者の割合は42.5%となっています。

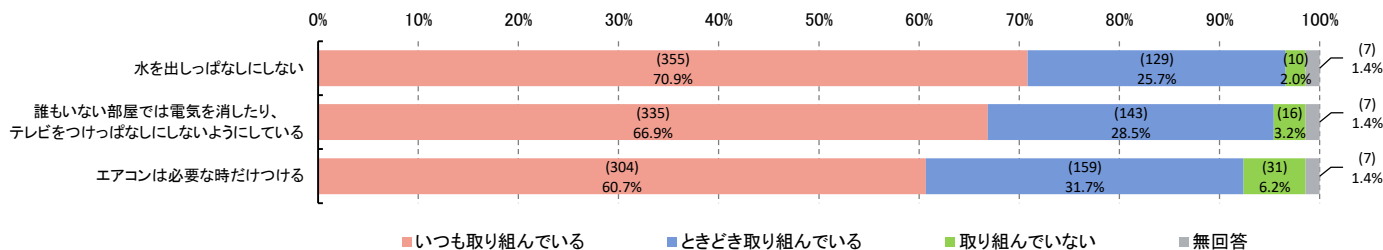


環境に対する関心度【資料：市民アンケート調査】

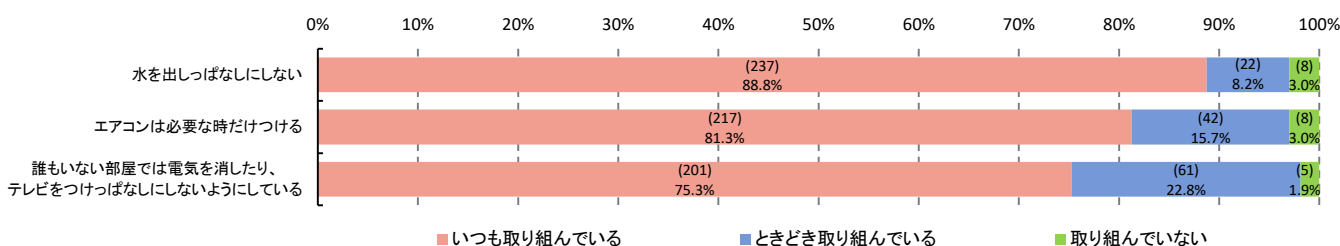


環境に対する関心度【資料：事業者アンケート調査】

- 「水を出しっぱなしにしない」など、環境保全に取り組んでいる（「いつも取り組んでいる」及び「ときどき取り組んでいる」と回答）中学生の割合は92.4～96.6%，小学生の割合は97.0～98.1%で、ともに高くなっています。

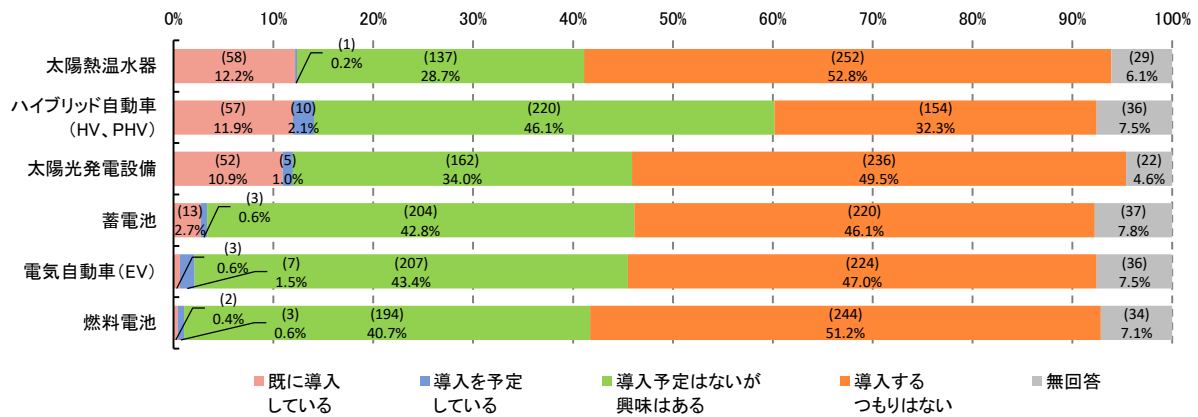


環境保全に向けた行動の取組状況【資料：中学生アンケート調査】



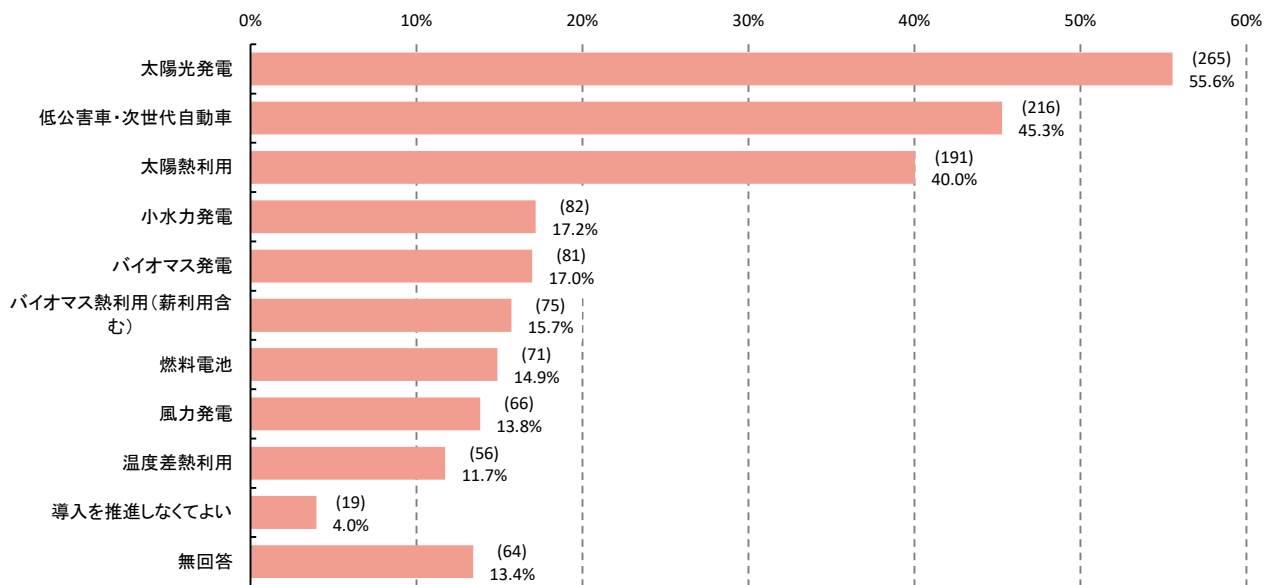
環境保全に向けた行動の取組状況【資料：小学生アンケート調査】

- 「太陽熱温水器」、「ハイブリッド自動車」及び「太陽光発電設備」を既に導入している市民の割合は 10.9%~12.2%となっています。また、「蓄電池」、「電気自動車」及び「燃料電池」を既に導入している市民の割合は3%未満と非常に低くなっている一方で、「導入予定はないが興味はある」と回答した割合は 40.7~43.4%となっており、関心を持っていることが分かります。



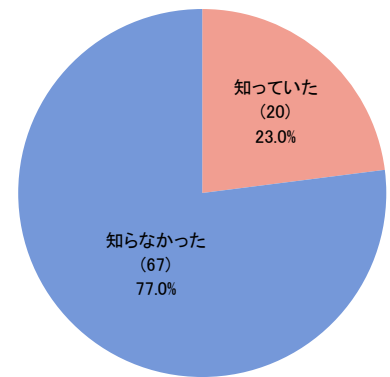
再生可能エネルギー設備等の導入状況【資料：市民アンケート調査】

- 三原市で今後導入を推進すべき再生可能エネルギー設備等として、「太陽光発電」を望む市民の割合は 55.6%と最も高く、次いで「低公害車・次世代自動車」が 45.3%、「太陽熱利用」が 40.0%となっています。（複数回答）

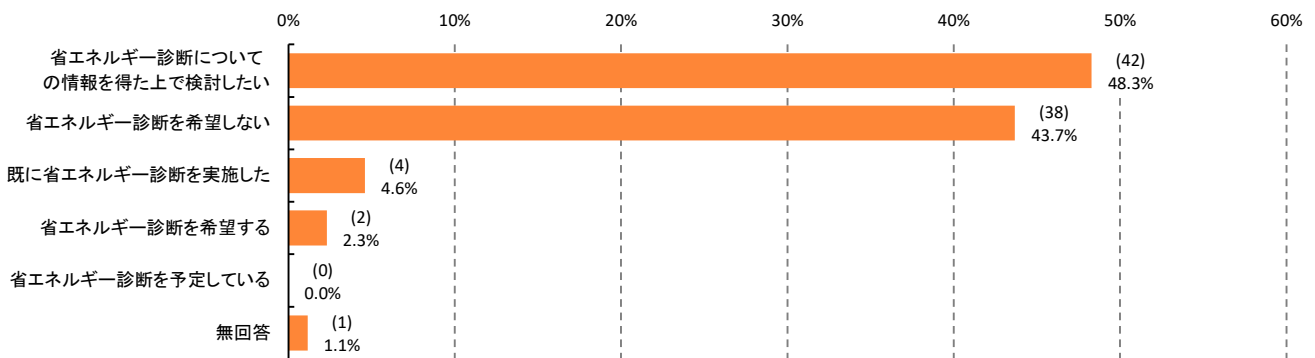


三原市で今後導入を推進すべき再生可能エネルギー設備等【資料：市民アンケート調査】

- 事業者の「省エネ診断サービス」の認知度は 23.0%と低くなっていますが、「省エネルギー診断についての情報を得た上で検討したい」と回答した割合は 48.3%となっています。



「省エネ診断サービス」の認知度
【資料：事業者アンケート調査】



「省エネ診断サービス」の実施意向【資料：事業者アンケート調査】

- ワークショップでは、緑のカーテンや薪ストーブの設置等の取組が進んでいるとの意見が挙がっています。

③ 課題

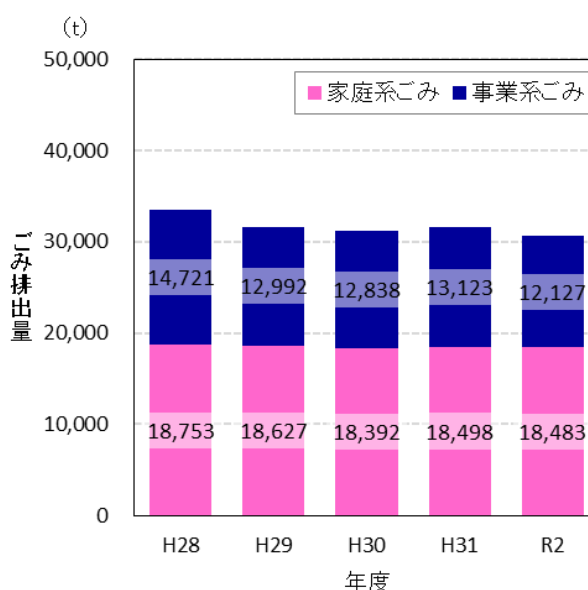
- 「三原市役所地球温暖化対策実行計画」に基づいて、公共施設への省エネルギー対策や再生可能エネルギーの率先的導入を引き続き推進することにより、市全体への普及拡大を図っていく必要があります。
- 地球温暖化問題の原因や解決策は私たちの日々の暮らしに直結していることから、市民一人ひとりが地球温暖化対策の重要性を理解して、「COOL CHOICE(クールチョイス)」の推進等によって、脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルが定着するよう取り組む必要があります。
- 「家庭用燃料電池システム(エネファーム)設置費補助事業」など、補助事業の実施によって、家庭への省エネルギー設備等の導入を進めていく必要があります。
- 事業者が関心を持っている「省エネ診断サービス」など、省エネ対策に資する情報を発信し、受診や省エネ改善の促進を図っていく必要があります。
- 自動車を利用する際には、次世代自動車等の低公害車の選択やエコドライブを心がけるとともに、公共交通機関の利用促進など、環境に配慮した移動手段への転換を図っていく必要があります。
- これまで推進してきた温室効果ガスの排出抑制等の「緩和策」に加え、気候変動によって既に現れている影響や中期的に避けられない影響に対する「適応策」を検討していく必要があります。

- 「フロン排出抑制法」の周知を進め、機器からの漏えい防止や適切な回収、ノンフロン機器への転換等を促進することで、大気中へのフロン類の排出抑制を図っていく必要があります。
- 国の「2030年に温室効果ガスを2013年度から46%削減」の目標を実現するためには、国の方針等を基本としながら、県・備後圏等の広域での課題を整理し、市としての具体的な事業展開を検討していく必要があります。
- 市全体の二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を削減するため、家庭部門への削減に向けた取り組みを推進しながら、産業部門等への取り組みも推進していく必要があります。特に、産業部門は排出割合が大きいことから、技術革新による新しい技術の導入や現状でも可能な削減に向けた取り組みを行っていく必要があります。

(3) 循環

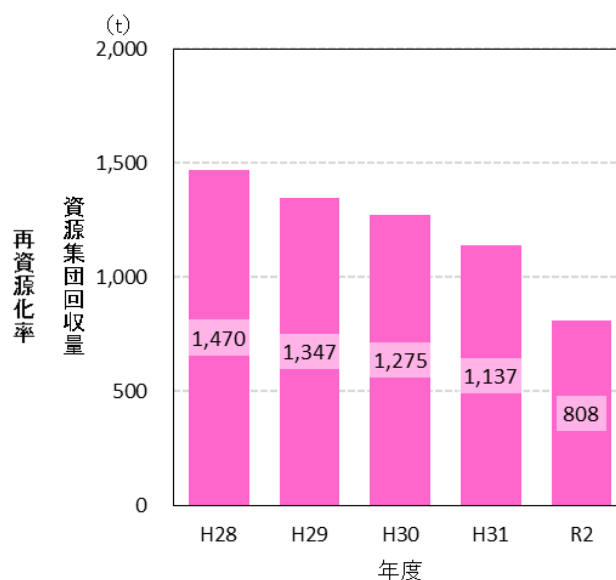
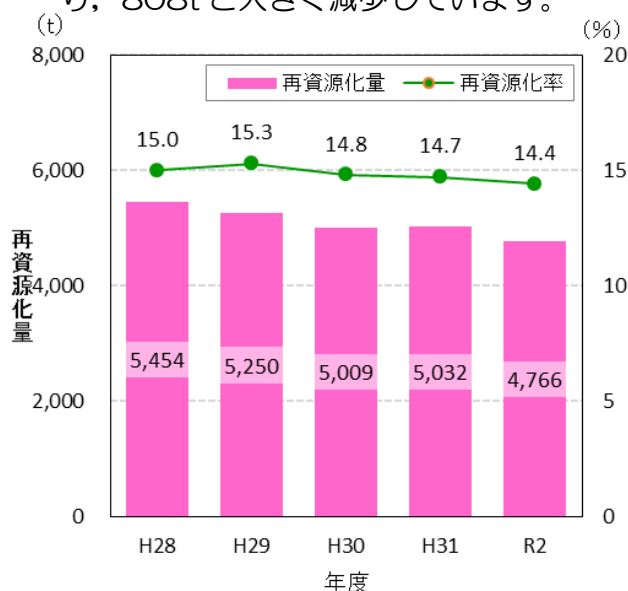
① 現状

- ごみ排出量は、令和2年度で家庭系ごみが18,483t、事業系ごみが12,127tとなっています。しかし、1人1日あたりのごみ排出量は令和2年度で908gとなっており、広島県平均の881g（資源集団回収を除く。平成31年度実績値：広島県資料）よりもごみが多い状況です。
- 家庭系ごみについては、概ね横ばいで推移しており、事業系ごみについては、平成29年度のごみ処理手数料改定後、減少傾向にあります。



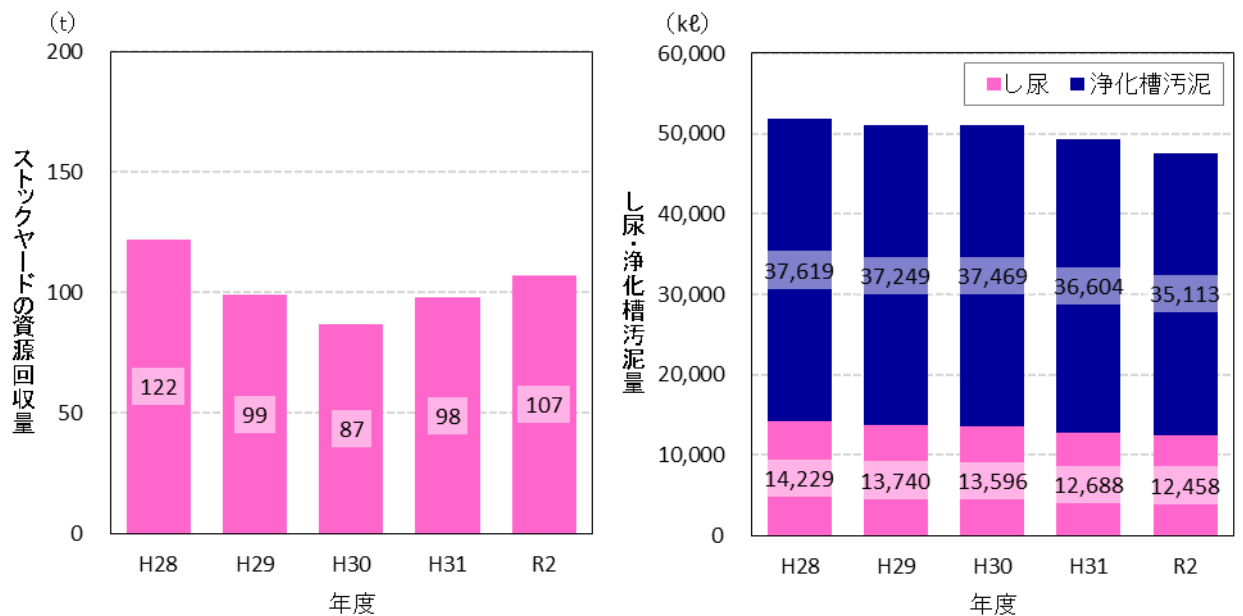
【資料：三原市資料】

- 再資源化量は、令和2年度で4,766tとなっており、平成28年度に比べて約15%減少しています。また、再資源化率は、令和2年度で14.4%となっており、広島県平均の18.7%（ごみ燃料化量を含む平成31年度実績値：広島県資料）に比べて低い水準にあります。
- 古紙等の資源集団回収量は減少傾向で推移しており、令和2年度はコロナ禍の影響もあり、808tと大きく減少しています。



【資料：三原市資料】

- 平成24年度に清掃工場敷地内に開設されたストックヤードの資源回収量は、平成28年度で減少傾向に転じていましたが、令和2年度で107tと下げ止まり状態です。
- し尿及び浄化槽汚泥量は、令和2年度でそれぞれ12,458kℓ、35,113kℓと減少傾向で推移しています。



【資料：三原市資料】

- 「きれいな三原まちづくり条例」を普及啓発するため、間口清掃や巡回パトロール及び定点調査、啓発看板の設置等を実施しています。

普及啓発活動の実施状況（令和2年度）

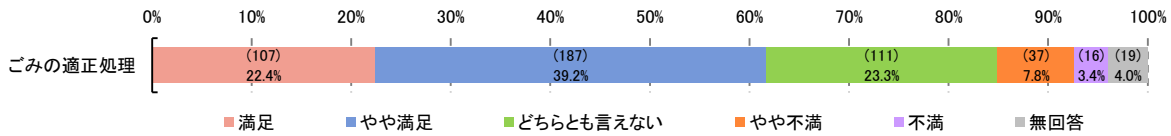
| 項目 | | 実施状況 |
|------|-----------|-------|
| 間口清掃 | 参加延人数（人） | 802 |
| | ごみ収集量（kg） | 58.4 |
| 定点調査 | 調査箇所数（箇所） | 8 |
| | ごみの個数（個） | 7,171 |

【資料：三原市資料】

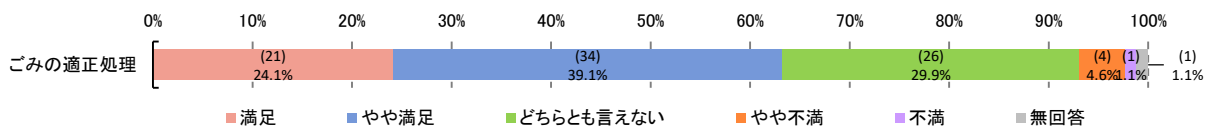


② アンケート調査及びワークショップに基づく市民等の意識・行動の現状

- 「ごみの適正処理」に満足している（「満足」及び「やや満足」と回答）市民の割合は61.6%，事業者の割合は63.2%で、ともに高くなっています。また、10年前と比べて、市民及び事業者の約3割が良くなった（「良くなった」及び「やや良くなった」と回答）と感じています。

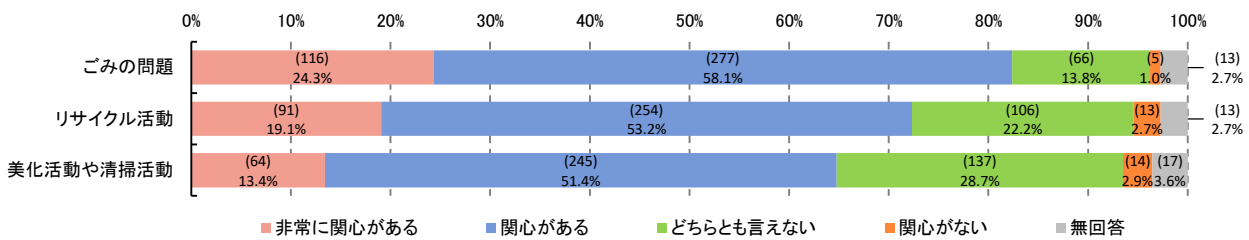


居住地周辺の環境に対する満足度【資料：市民アンケート調査】

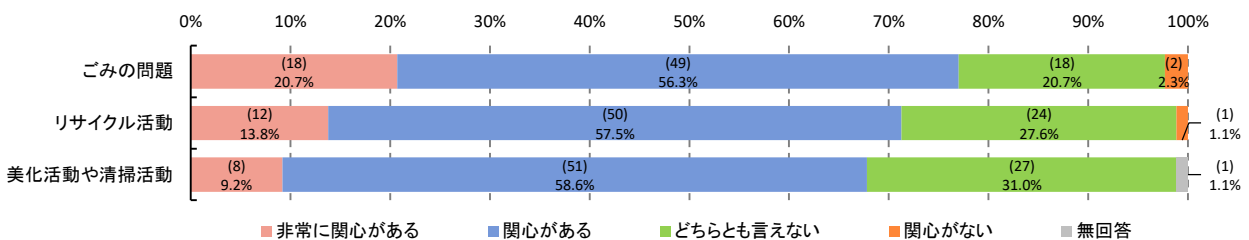


事業所周辺の環境に対する満足度【資料：事業者アンケート調査】

- 「ごみの問題」に関心がある（「非常に关心がある」及び「関心がある」と回答）市民の割合は82.4%，事業者の割合は77.0%で、ともに高くなっています。

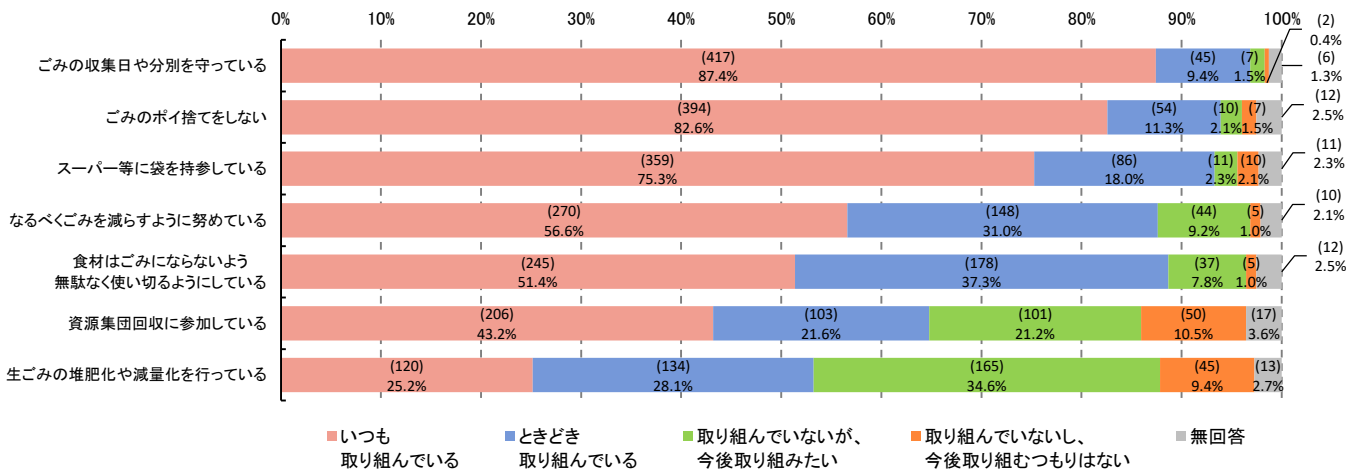


環境に対する関心度【資料：市民アンケート調査】



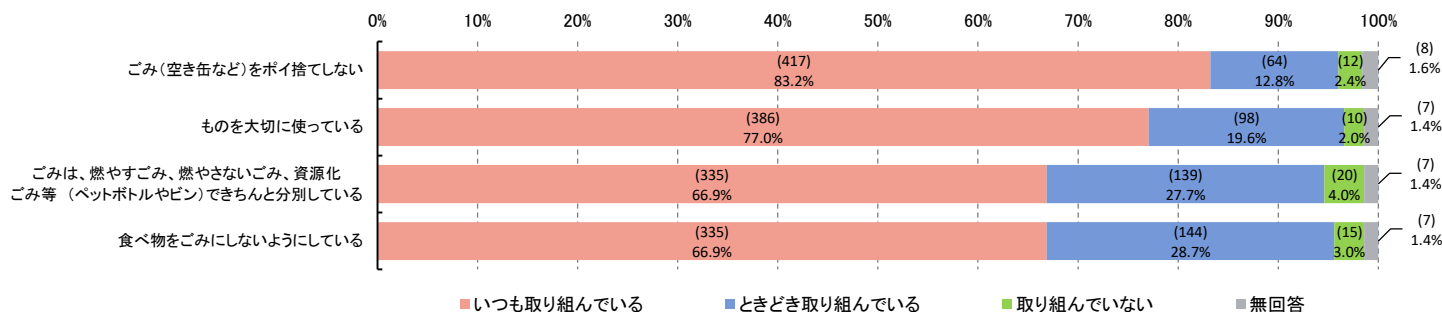
環境に対する関心度【資料：事業者アンケート調査】

- 「ごみの収集日や分別を守っている」に取り組んでいる（「いつも取り組んでいる」及び「ときどき取り組んでいる」と回答）市民の割合は96.8%と最も高く、次いで「ごみのポイ捨てをしない」が93.9%、「スーパー等に袋を持参している」が93.3%となっています。

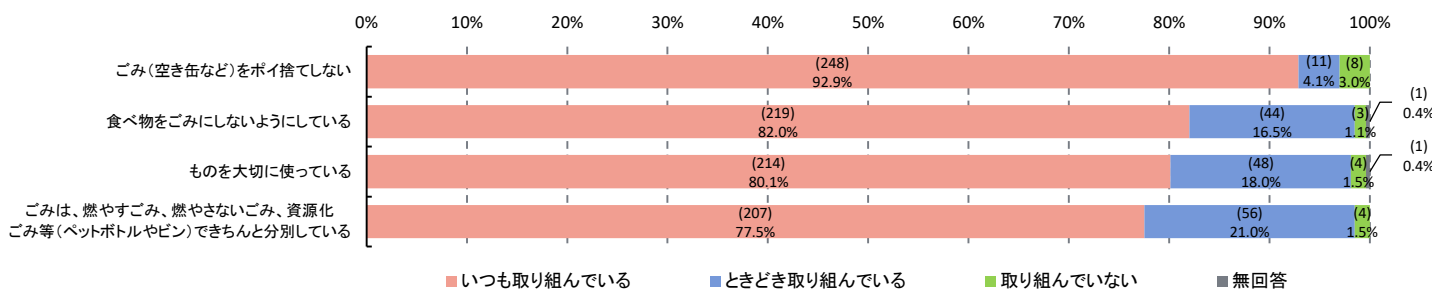


環境保全に向けた行動の取組状況【資料：市民アンケート調査】

- 「ごみ（空き缶など）をポイ捨てしない」など、環境保全に向けた行動に取り組んでいる（「いつも取り組んでいる」及び「ときどき取り組んでいる」と回答）中学生の割合は94.6~96.6%、小学生の割合は97.0~98.5%で、ともに非常に高くなっています。

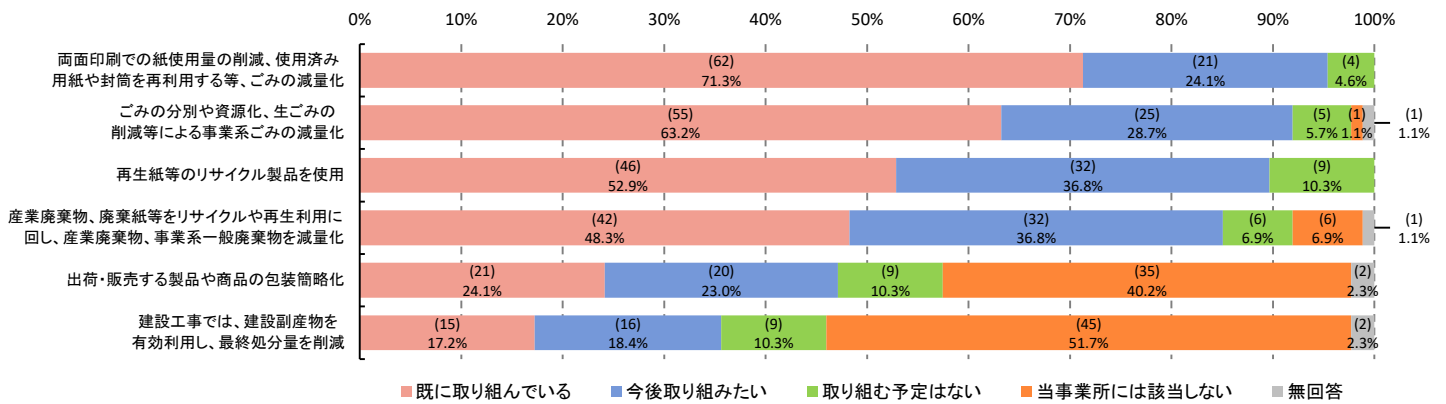


環境保全に向けた行動の取組状況【資料：中学生アンケート調査】



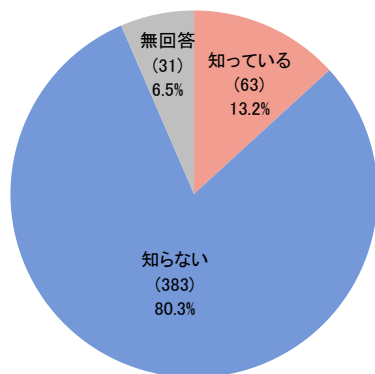
環境保全に向けた行動の取組状況【資料：小学生アンケート調査】

- 「両面印刷での紙使用量の削減、使用済み用紙や封筒を再利用する等、ごみの減量化」に既に取り組んでいる事業者の割合は 71.3%と最も高く、次いで「ごみの分別や資源化、生ごみの削減等による事業系ごみの減量化」が 63.2%となっています。

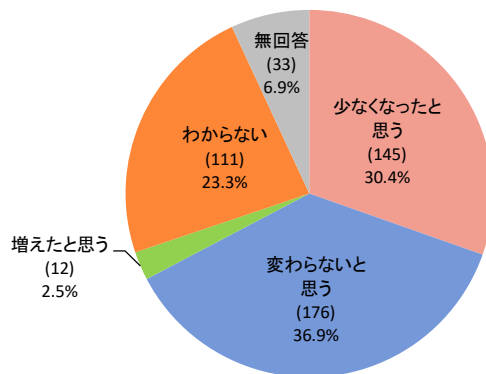


環境保全に向けた行動の実行状況【資料：事業者アンケート調査】

- 市民の「きれいな三原まちづくり条例」の認知度は 13.2%と低くなっていますが、同条例施行後にポイ捨てが「少なくなったと思う」と回答した割合は 30.4%となっています。



「きれいな三原まちづくり条例」の認知度
【資料：市民アンケート調査】

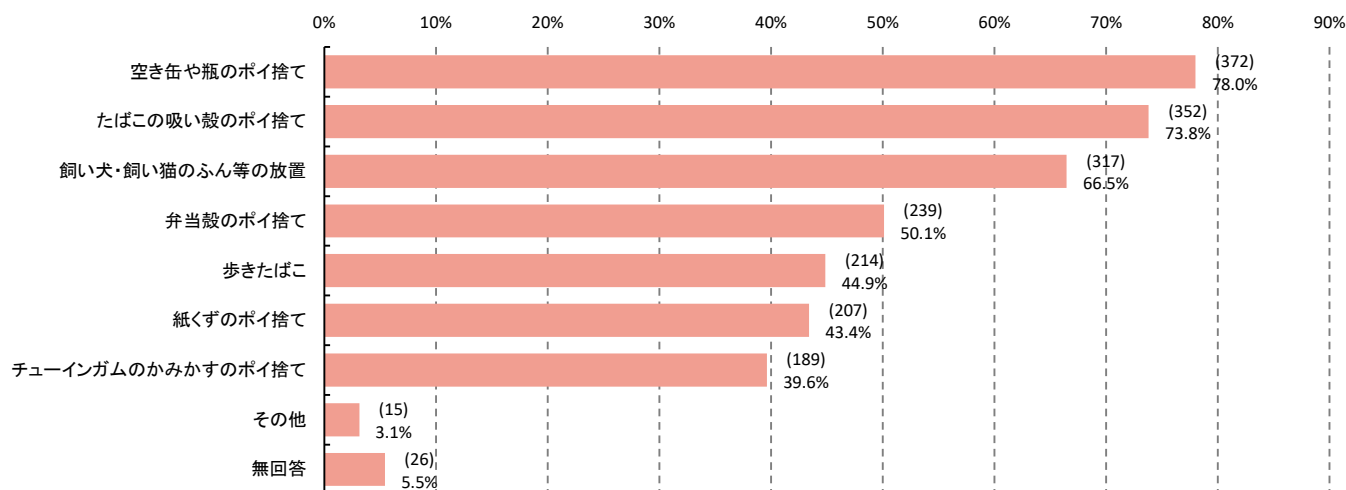


条例施行後のポイ捨ての発生頻度
【資料：市民アンケート調査】



条例に基づくごみの定点調査

- 市民の気になる迷惑行為としては、「空き缶や瓶のポイ捨て」が78.0%と最も多く、次いで「たばこの吸い殻のポイ捨て」が73.8%、「飼い犬・飼い猫のふん等の放置」が66.5%となっています。（複数回答） また、ワークショップにおいても、ごみの不法投棄やたばこ等のポイ捨てなど、ごみに対するマナーが悪いとの意見が多く挙がっています。



気になる迷惑行為【資料：市民アンケート調査】

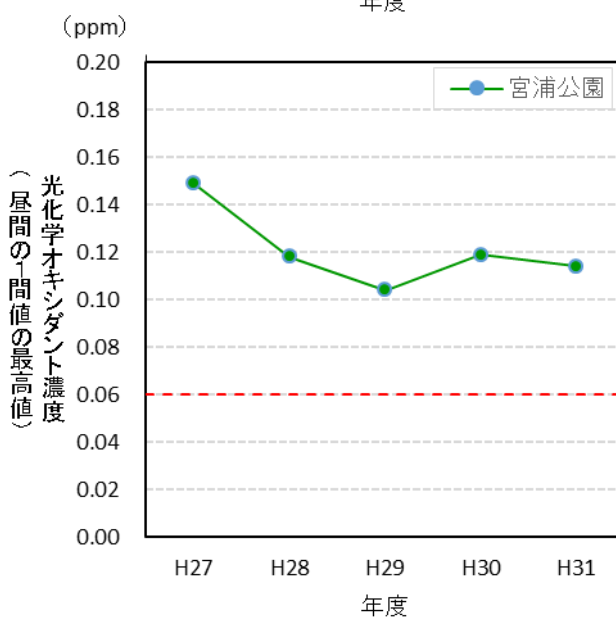
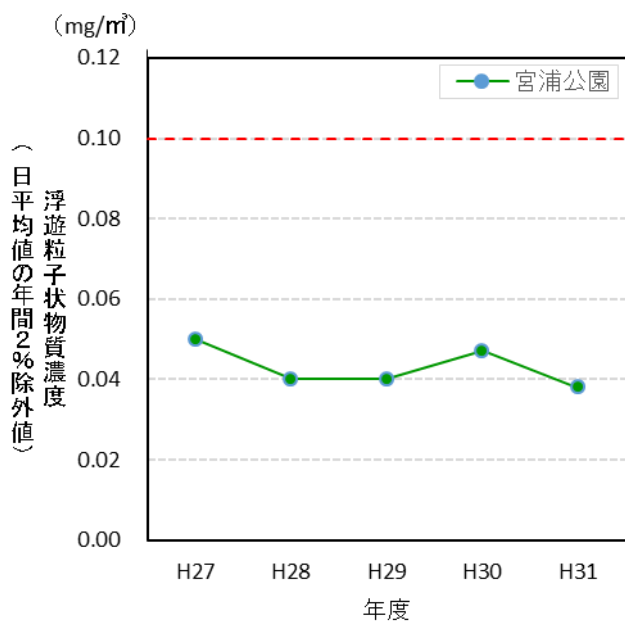
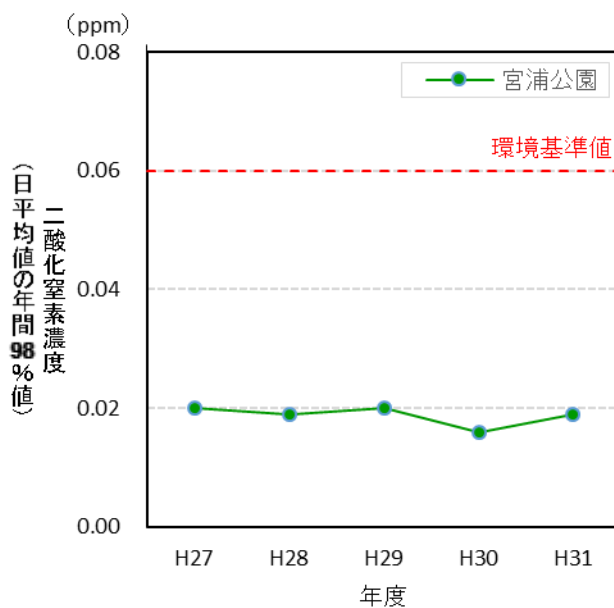
③ 課題

- 市民等にごみの適正処理の意識と行動が浸透しつつありますが、更なるごみの減量化に向けて、市民への意識啓発を進めるとともに、ごみの減量化に関する方法の周知を徹底し、市民一人ひとりが日常生活の中で着実に取り組んでいく必要があります。
- 事業系ごみ排出量は減少傾向にありますが、まだまだ多い状況のため、排出ルールの遵守徹底や排出指導など、対策を強化していく必要があります。
- 町内会をはじめとした地域での資源集団回収による再資源化を推進していますが、回収量は年々減少傾向にあることから、資源回収業者等との連携を強化し、資源回収量の増加を図っていく必要があります。
- ストックヤードの活用促進に向けた方策の検討や古紙等拠点回収事業の実施、民間回収事業の利用促進によって、再資源化に関する意識醸成を進め、再資源化率の向上を図っていく必要があります。
- 市民の「きれいな三原まちづくり条例」の認知度がまだまだ低い現状を踏まえ、ごみに対するマナーの向上や美化意識の向上を図っていく必要があります。

(4) 安全・安心・快適

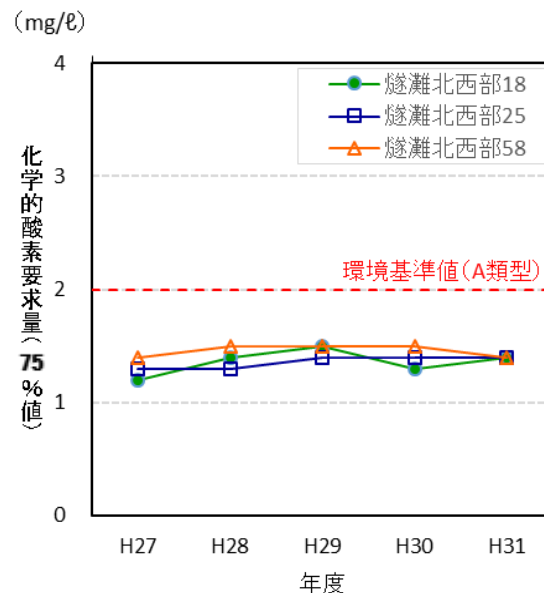
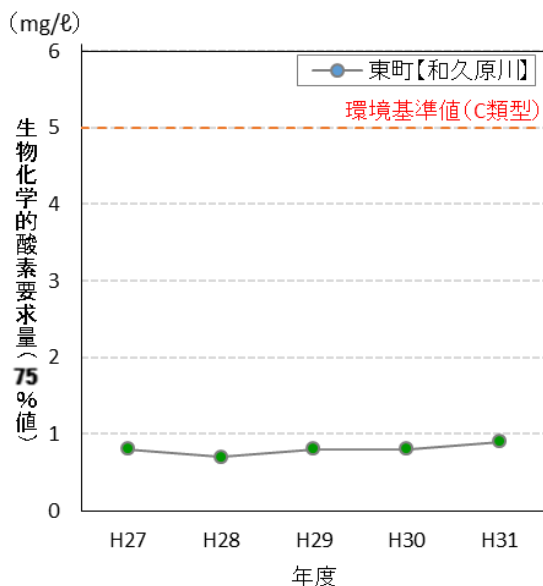
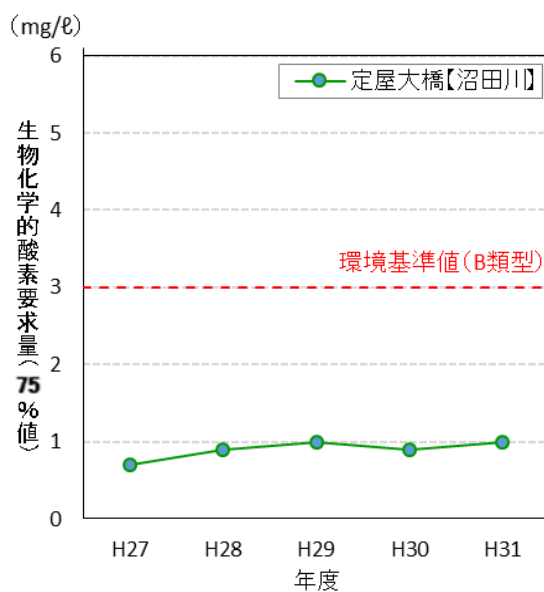
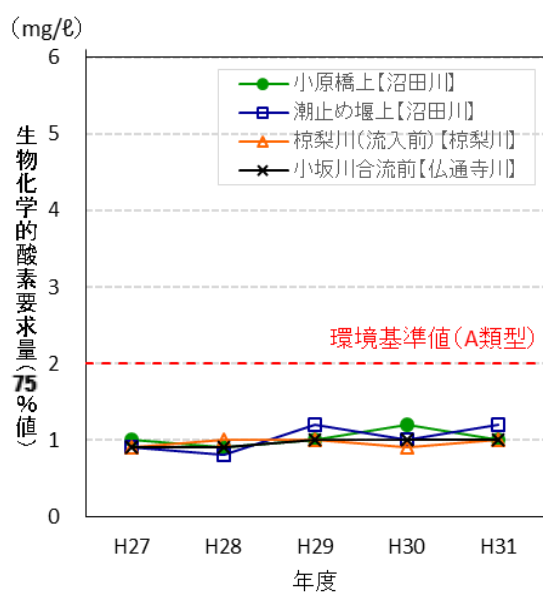
① 現状

- 市内の宮浦公園において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の常時監視を行っています。二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、環境基準を継続的に達成していますが、光化学オキシダントは環境基準を達成していません。



【資料：広島県環境データ集】

- 市内の河川 6 地点と海域 3 地点において、水質の定点監視を毎年度行っています。河川の BOD（生物化学的酸素要求量）及び海域の COD（化学的酸素要求量）は、環境基準を継続的に達成しています。



注) 調査地点名は、環境基準点（その水域の水質を代表する地点）の名称を示します。

【資料：広島県環境データ集】

- 市内の主要道路沿道において、自動車騒音の測定を毎年度行っています。平成31年度では、市内の62地点において測定を行っており、国道2号沿道の2地点及び県道25号（三原東城線）沿道の1地点、県道50号（本郷久井線）沿道の1地点については、環境基準を達成していません。

- 公害苦情件数は、令和2年度で計65件となっており、近年は増加傾向で推移しています。その内訳を見ると、騒音と野焼きに関する苦情が大部分を占めています。

公害苦情件数

| 項目 | 苦情件数（件） | | | | |
|------|---------|-------|-------|-------|------|
| | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | R2年度 |
| 大気汚染 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 水質汚濁 | 1 | 2 | 1 | 2 | 6 |
| 騒音 | 5 | 6 | 4 | 9 | 14 |
| 振動 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 悪臭 | 5 | 6 | 5 | 9 | 9 |
| 土壌汚染 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 不法投棄 | 35 | 30 | 14 | 20 | 7 |
| 野焼き | 9 | 19 | 17 | 15 | 27 |
| 合計 | 56 | 63 | 42 | 55 | 65 |

【資料：三原市資料】

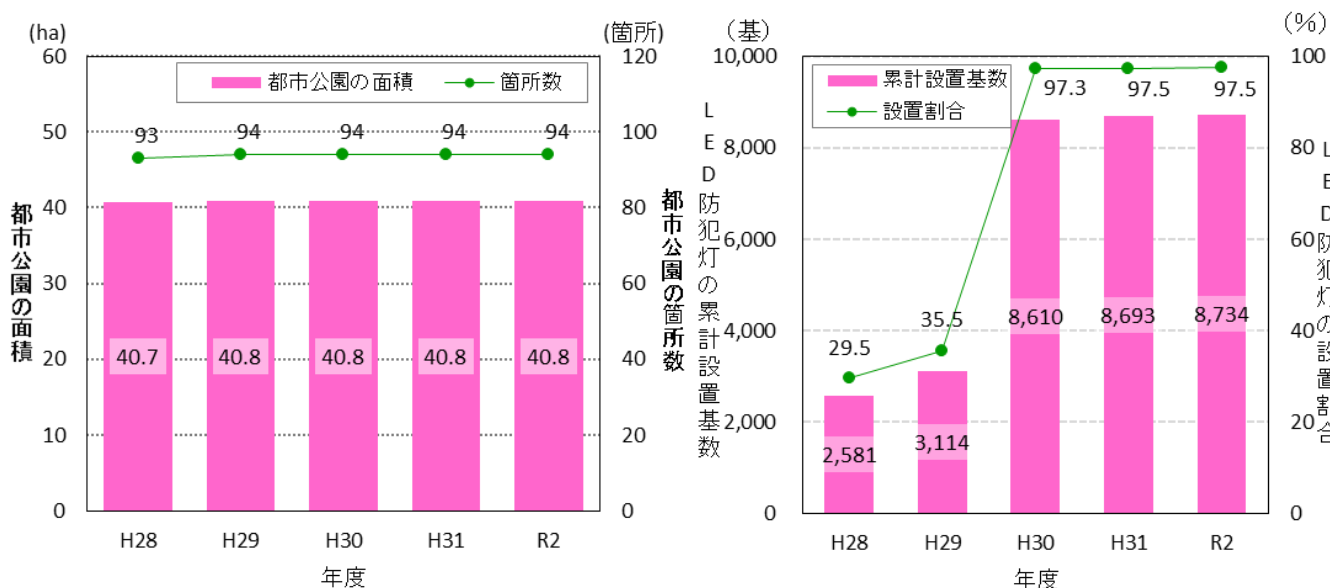
- 文化財登録件数は、令和3年3月31日現在で、国指定が31件、県指定が58件、市指定が207件となっています。
- 地域別指定緊急避難場所数は、令和3年6月現在で、三原地域が54箇所、本郷地域が24箇所、久井地域が27箇所、大和地域が19箇所となっています。

地域別指定緊急避難場所数（令和3年6月現在）

| 地域 | 避難場所数 （箇所） |
|------|---------------|
| 三原地域 | 54 |
| 本郷地域 | 24 |
| 久井地域 | 27 |
| 大和地域 | 19 |
| 合計 | 124 |

【資料：三原市資料】

- 都市公園の面積及び箇所数は、令和2年度末現在でそれぞれ40.8ha、94箇所となっています。箇所数及び面積は、概ね横ばいで推移しています。
- LED防犯灯の累計設置基数及び防犯灯設置総数に対するLED防犯灯の設置割合は、平成30年度に市内全域の防犯灯のLED化を行ったことにより、令和2年度末現在でそれぞれ8,734基、97.5%となっています。



【資料：三原市資料】

- 空き家の件数は、平成27年度及び平成28年度に実施した実態調査によると1,960件となっており、総務省が実施する住宅・土地統計調査において空き家の件数は増加傾向にあります。また、放置すれば倒壊等、著しく危険となるおそれのある特定空き等の認定件数及び除却等による改善件数は、令和2年度末現在でそれぞれ99件、42件となっています。

特定空き等の件数及び改善件数

| | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | R2年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|------|
| 特定空き等の件数 | —* | 53 | 69 | 89 | 99 |
| うち改善件数 | —* | 7 | 15 | 24 | 42 |

※平成27・28年度の実態調査結果に基づき、平成29年度から特定空き等の認定を開始。

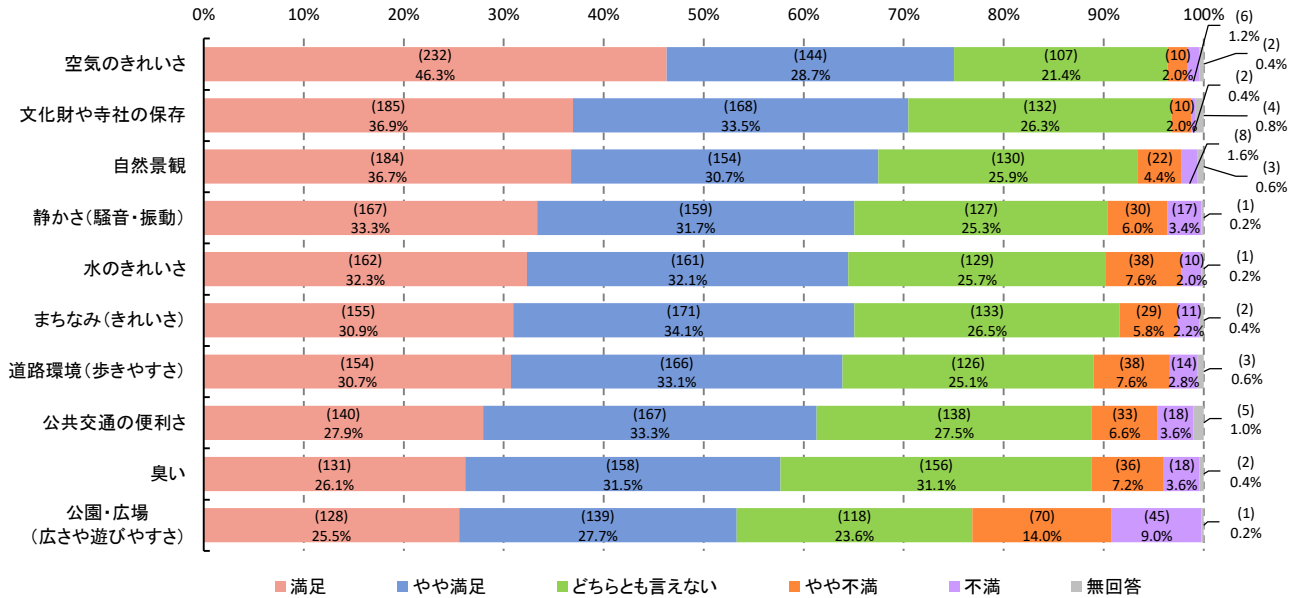
- 市内の空き家の有効活用を通じ、家屋等の資産の保全や定住促進・地域活性化を図ることを目的とした「空き家バンク制度」の新規登録件数は、令和2年度で15件となっており、減少傾向で推移しています。

空き家バンクの新規登録件数

| | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | R2年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| 新規登録件数 | 28 | 24 | 21 | 13 | 15 |

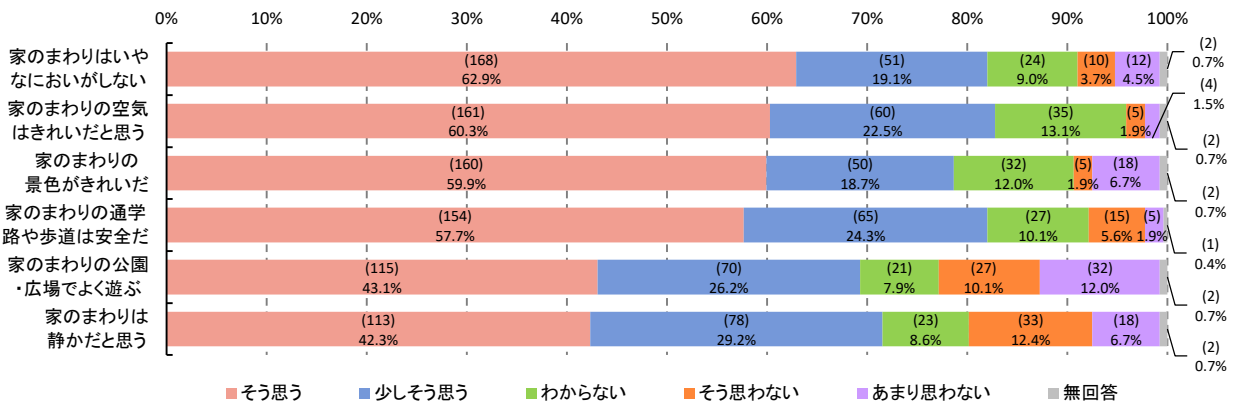
② アンケート調査及びワークショップに基づく市民等の意識・行動の現状

- 「空気のきれいさ」及び「文化財や寺社の保存」に満足している（「満足」及び「やや満足」と回答）中学生の割合は、それぞれ75.0%、70.4%と高くなっています。



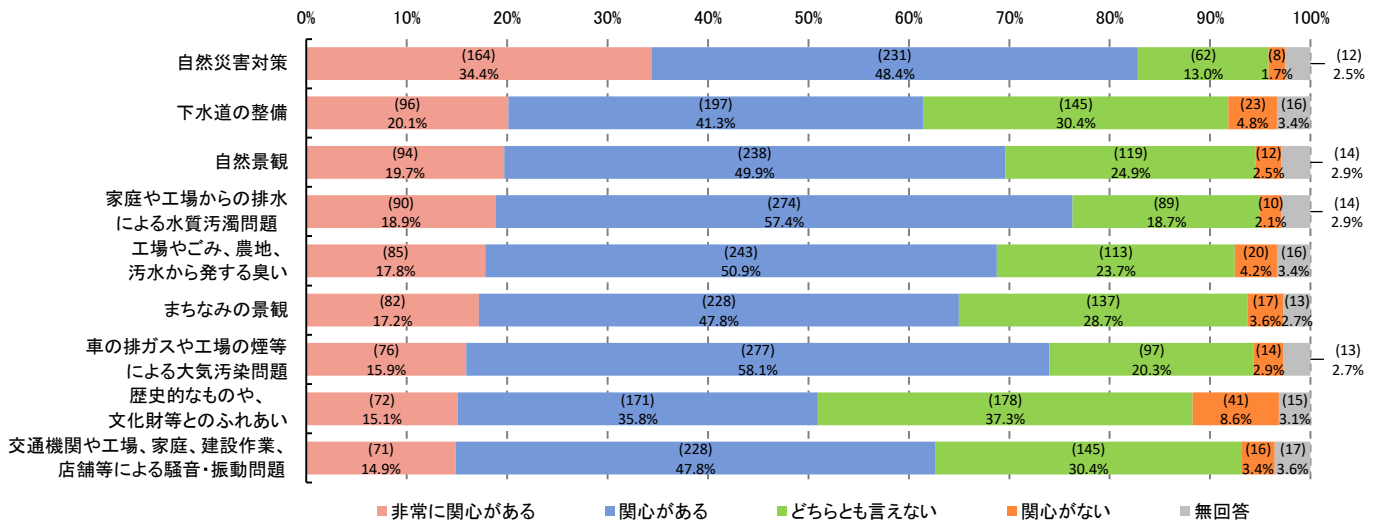
居住地周辺の環境に対する満足度【資料：中学生アンケート調査】

- 「家のまわりの空気はきれいだと思う」及び「家のまわりの通学路や歩道は安全だ」と思っている（「そう思う」及び「少しそう思う」と回答）小学生の割合は、それぞれ82.8%、82.0%と高くなっています。

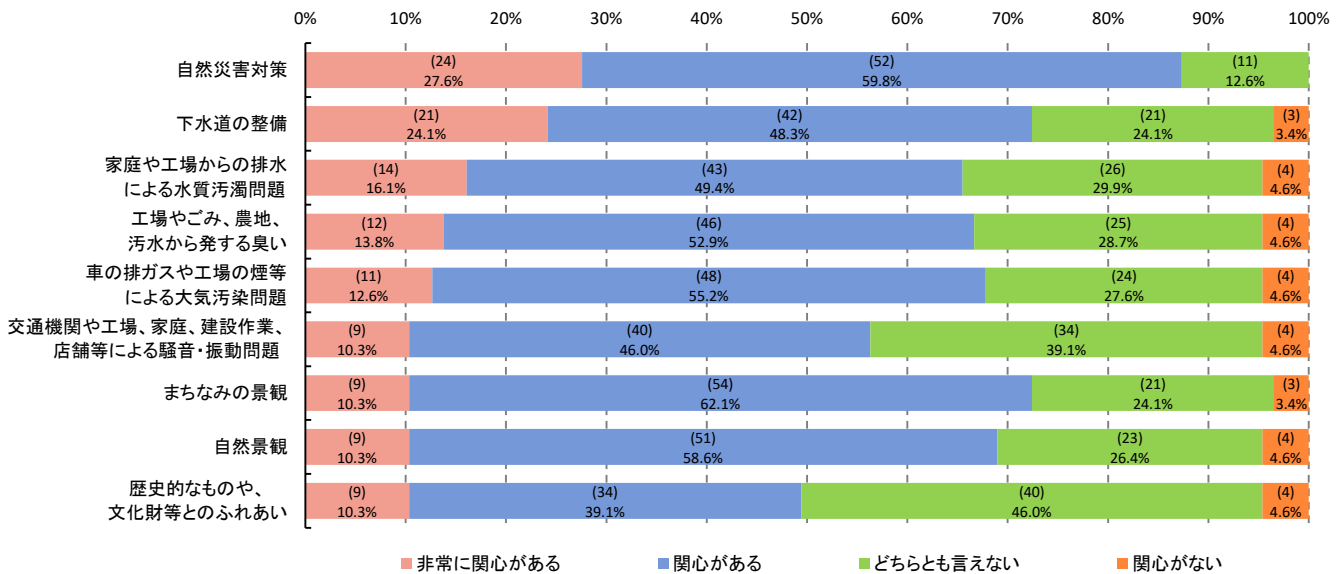


居住地周辺の環境に対する認識【資料：小学生アンケート調査】

- 「自然災害対策」に関心がある（「非常に関心がある」及び「関心がある」と回答）市民の割合は82.8%，事業者の割合は87.4%で、ともに高くなっています。また、ワークショップにおいても、沼田川に近い本郷地域では、災害発生時に予想される水害の範囲やその程度等の情報を周知していく必要があるとの意見が挙がっています。

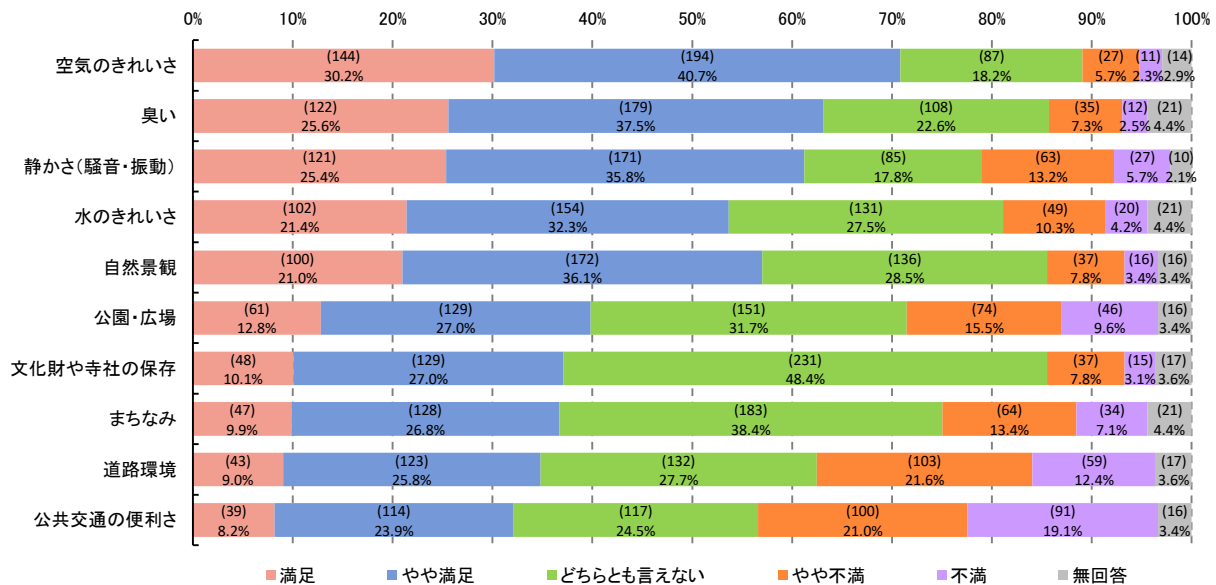


環境に対する関心度【資料：市民アンケート調査】



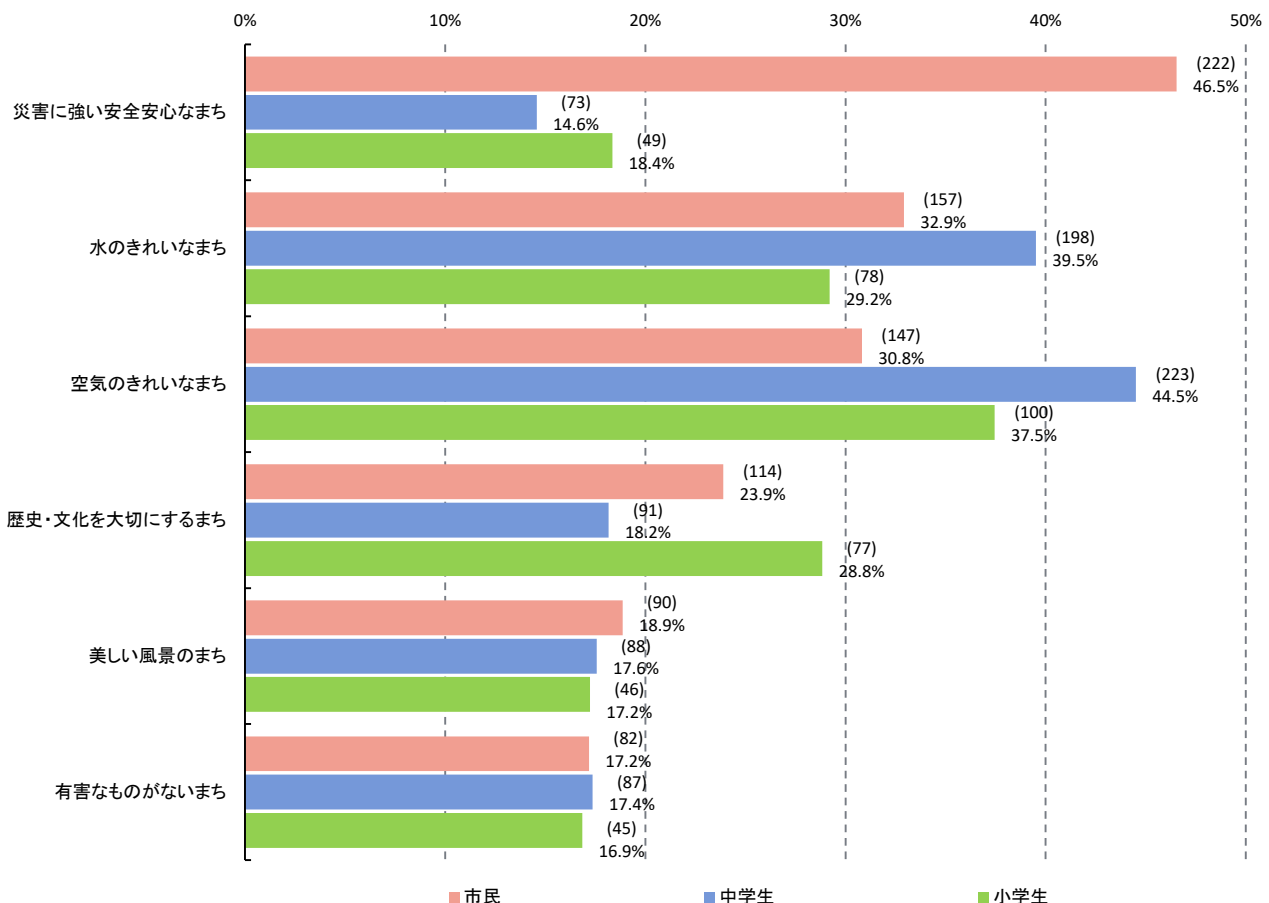
環境に対する関心度【資料：事業者アンケート調査】

- 「公共交通の便利さ」に満足している（「満足」及び「やや満足」と回答）市民の割合は32.1%と低く、次いで「道路環境」が34.8%、「公園・広場」が39.8%となっています。



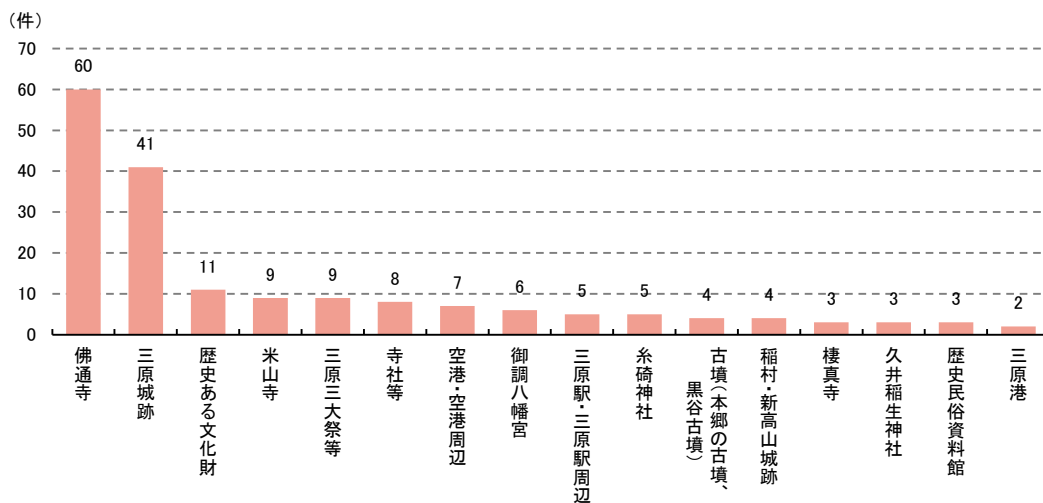
居住地周辺的环境に対する満足度【資料：市民アンケート調査】

- 三原市の将来像として、「災害に強い安全安心なまち」を望む市民の割合が最も高くなっています。また、中学生及び小学生では、「空気のきれいなまち」が最も高くなっています。（複数回答）



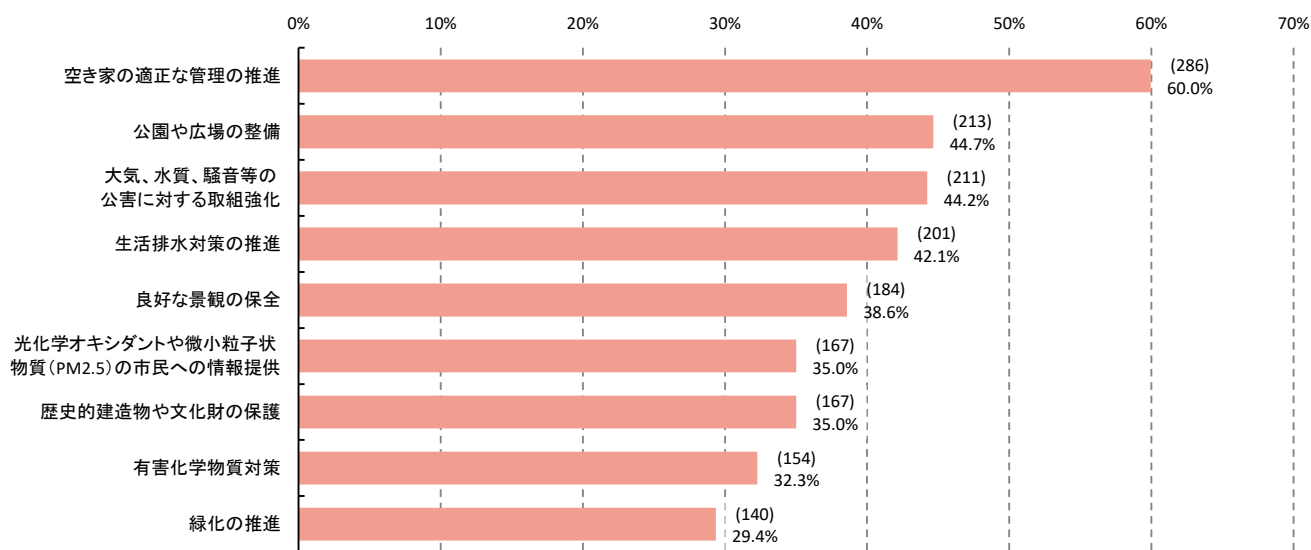
三原市の将来像【資料：市民・中学生・小学生アンケート調査】

- これからも大切にしていきたい文化財等として、佛通寺や三原城跡を挙げる市民が多くなっています。(自由記述)



これからも大切にしていきたい文化財【資料：市民アンケート調査】

- 三原市に今後期待する取組として、「空き家の適正な管理の推進」を望む市民の割合は60.0%と高くなっています。(複数回答) また、ワークショップにおいても、空き家の増加によって発生する問題や空き家の活用方法等について意見が挙がっています。



三原市に今後期待する取組【資料：市民アンケート調査】

③ 課題

- 生活環境は概ね良好な状態で維持されているものの、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染等の未然防止に向けて、今後も広島県等と連携して監視を継続していくとともに、これらの発生につながる日常生活上の行動及び事業活動に対して啓発・指導を継続していく必要があります。
- 国、広島県、近隣自治体等の関係機関と連携を強化し、市単独での対応が困難な光化学オキシダントなど、広域的な環境問題に対応していく必要があります。
- 個人の生活に起因する騒音や野焼き、不法投棄など、生活型の公害をなくすためには、市民一人ひとりが日常生活の中で環境に配慮する意識の向上に努めていく必要があります。
- 市内には未調査の文化財が多く存在することから、市全体の歴史・文化財の調査や、保存・活用を計画的に行っていく必要があります。
- 文化財等の保全・活用を進め、歴史・文化活動の促進を図っていくとともに、三原市に豊かな歴史・文化が根付いていることを市内外に PR していく必要があります。
- 公園や緑地の計画的な整備・維持管理を推進し、うるおいと安らぎの空間としての機能や、災害時の避難場所としての機能等の拡充を図っていく必要があります。
- 緑豊かな都市環境の整備を総合的に推進するため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）を策定する必要があります。
- 公共交通機関の維持に向けては、市民の「公共交通の便利さ」に対する満足度が低い現状を踏まえ、交通事業者と協働して、利用者のニーズの変化に対応したより良い公共交通のあり方を模索していくとともに、市民一人ひとりがその有用性を理解し、安易なマイカー利用をしないという意識を育てていく必要があります。
- 安全な歩行空間の確保や地球温暖化防止の観点から、防犯灯や道路街路灯の LED 化を進めていく必要があります。
- 適切な管理が行われていない空き家等は、防災、衛生、景観等の観点から、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があり、市民から対策を望む回答が多く挙がっていることも踏まえ、空き家活用等の対策に取り組んでいく必要があります。

(5) 市民協働

① 現状

- 空き缶ごみ等散乱追放キャンペーンの実施状況は、令和元年度で参加人数が 640 人、可燃ごみの回収量が 2,970kg、不燃ごみの回収量が 260kg となっています。

空き缶ごみ等散乱追放キャンペーンの実施状況（平成 31 年度※）

| 項目 | | 実施状況 |
|-------------|----------|--------------|
| 実施日 | | 令和元年 6 月 9 日 |
| 参加人数（人） | | 640 |
| ごみ量の 回収量 | 可燃ごみ（kg） | 2,970 |
| | 不燃ごみ（kg） | 260 |

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

【資料：三原市資料】

- まちづくり支援団体数及び環境保全活動を行う市民団体数は、令和2年度でそれぞれ5団体、166団体となっており、減少傾向にあります。

まちづくり支援団体数

| 項目 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | R2年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|------|
| まちづくり支援団体数（団体） | 12 | 8 | 8 | 8 | 5 |
| 環境保全活動を行う市民団体数（団体） | 190 | 183 | 185 | 177 | 166 |

【資料：三原市資料】

- 平成31年度の環境に関する出前講座は、開催回数が3回、参加人数が224人、自然観察会は、開催回数が2回、参加人数が72人、水辺・海辺教室は、開催回数が20回、参加人数が709人となっています。

環境に関する出前講座等の開催状況

| 項目 | | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | R2年度* |
|----------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 環境に関する 出前講座 | 開催回数（回/年） | 2 | 2 | 3 | 3 | 0 |
| | 参加人数（延べ人数） | 50 | 30 | 67 | 224 | 0 |
| 自然観察会 | 開催回数（回/年） | 4 | 4 | 3 | 2 | 0 |
| | 参加人数（延べ人数） | 115 | 91 | 56 | 72 | 0 |
| 水辺・海辺 教室 | 開催回数（回/年） | 12 | 18 | 14 | 20 | 0 |
| | 参加人数（延べ人数） | 422 | 669 | 427 | 709 | 0 |

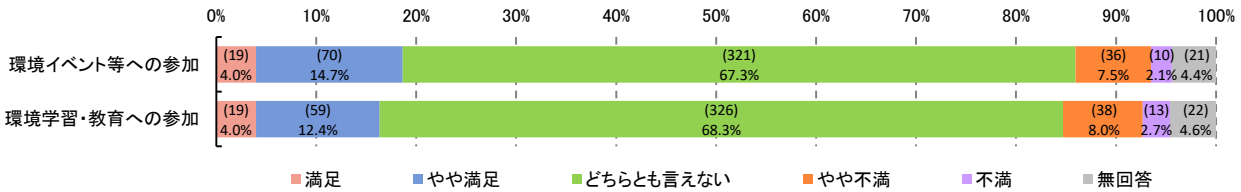
※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

【資料：三原市資料】

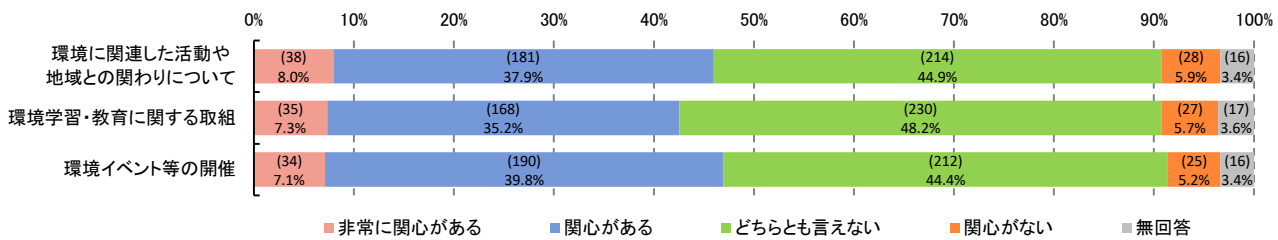
- 環境マネジメントシステムの累計取得企業者数は、令和2年度でISO14001が18社、エコアクション21が4社となっており、両者とも概ね横ばいで推移しています。

② アンケート調査及びワークショップに基づく市民等の意識・行動の現状

- 「環境イベント等への参加」及び「環境学習・教育への参加」に満足している（「満足」及び「やや満足」と回答）市民の割合は、それぞれ 18.7%、16.4%と低くなっています。また、「環境に関連した活動や地域との関わりについて」等に関心がある（「非常に関心がある」及び「関心がある」と回答）市民の割合は、42.5～46.9%となっています。

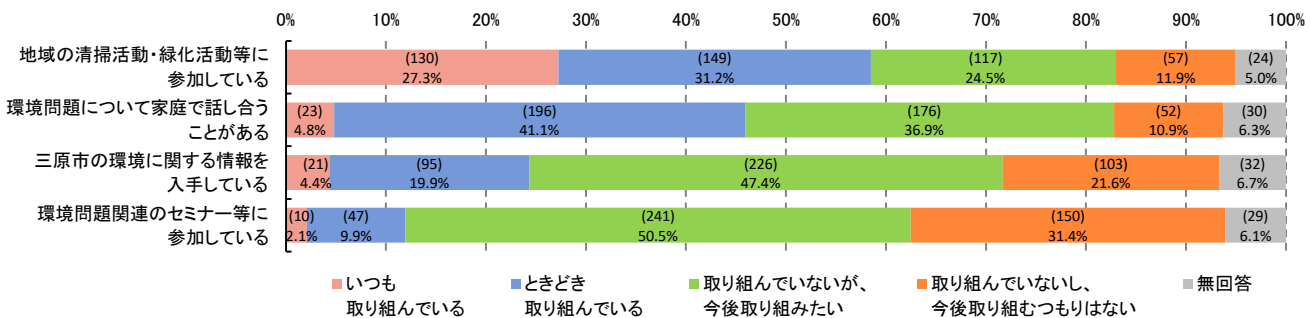


居住地周辺の環境に対する満足度【資料：市民アンケート調査】



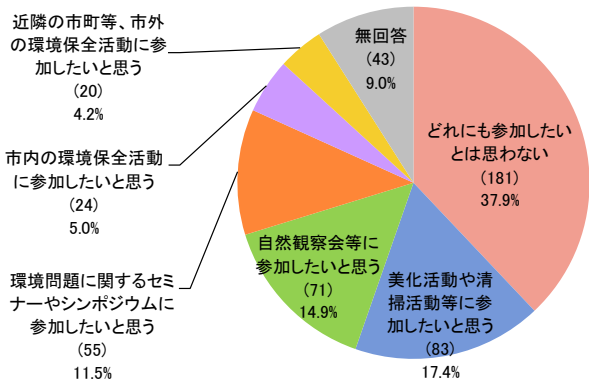
環境に対する関心度【資料：市民アンケート調査】

- 「三原市の環境に関する情報を入手している」及び「環境問題関連のセミナー等に参加している」に取り組んでいる（「いつも取り組んでいる」及び「ときどき取り組んでいる」と回答）市民の割合は、それぞれ 24.3%、12.0%と低くなっている一方で、取組意欲のある（「取り組んでいないが、今後取り組みたい」と回答）市民の割合は、それぞれ 47.4%、50.5%と高くなっています。

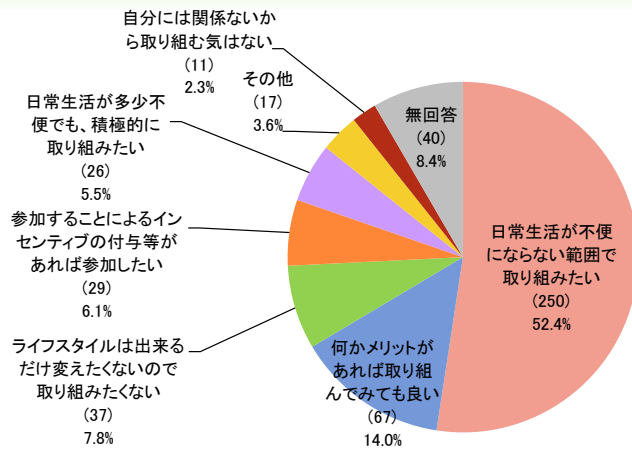


環境保全に向けた行動の取組状況【資料：市民アンケート調査】

- 環境保全活動等への参加意向については、「どれにも参加したいと思わない」と回答した市民の割合は 37.9%と最も高くなっている一方で、「美化活動や清掃活動等に参加したいと思う」は 17.4%、「自然観察会等に参加したいと思う」は 14.9%など、市民の約 5 割が何らかの形で参加意向を持っています。
- 環境保全への取組意欲については、「日常生活が不便にならない範囲で取り組みたい」と回答した市民の割合は 52.4%、「何かメリットがあれば取り組んでみても良い」は 14.0%など、市民の大半が前向きな姿勢を持っています。

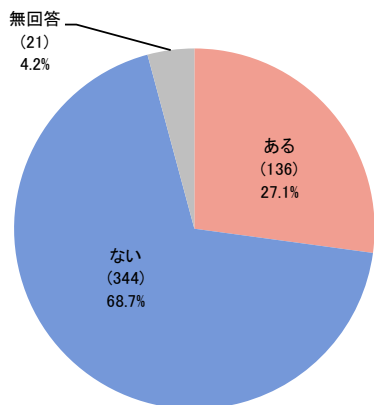


環境保全活動等への参加意向
【資料：市民アンケート調査】

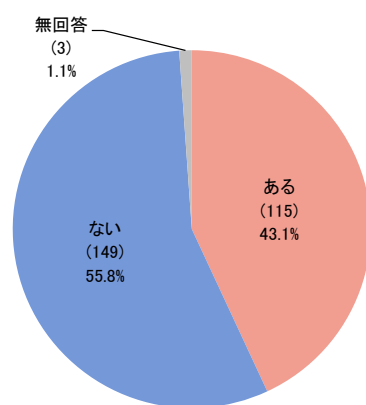


環境保全への取組意欲
【資料：市民アンケート調査】

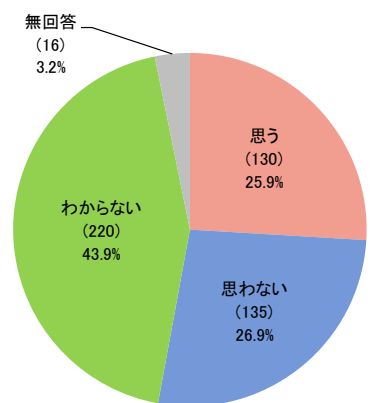
- ワークショップでは、町内会等が中心となった地域の環境保全活動に、地域住民やボランティア等の多くの方が参加しており、それによって良好な環境が保全されているとの意見が挙がっています。
- 環境イベント等への参加経験がある小学生の割合は 43.1% となっていますが、中学生の割合は 27.1% と低くなっています。また、自然体験教室等への参加意向を持っている小学生の割合は 56.2% となっていますが、中学生の割合は 25.9% と低くなっています。



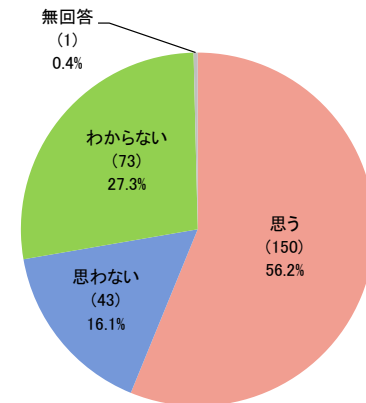
環境イベント等への参加経験
【資料：中学生アンケート調査】



環境イベント等への参加経験
【資料：小学生アンケート調査】

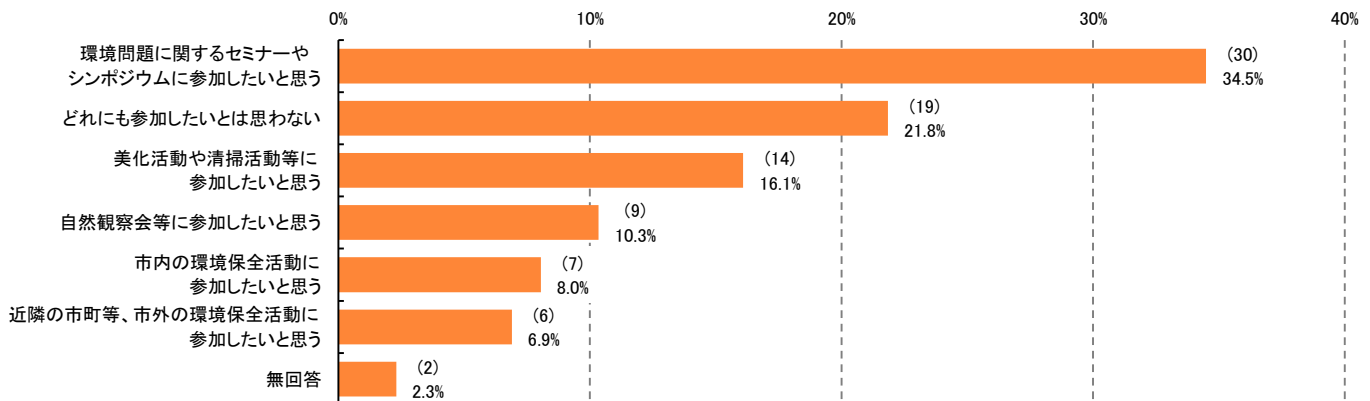


自然体験教室等への参加意向
【資料：中学生アンケート調査】



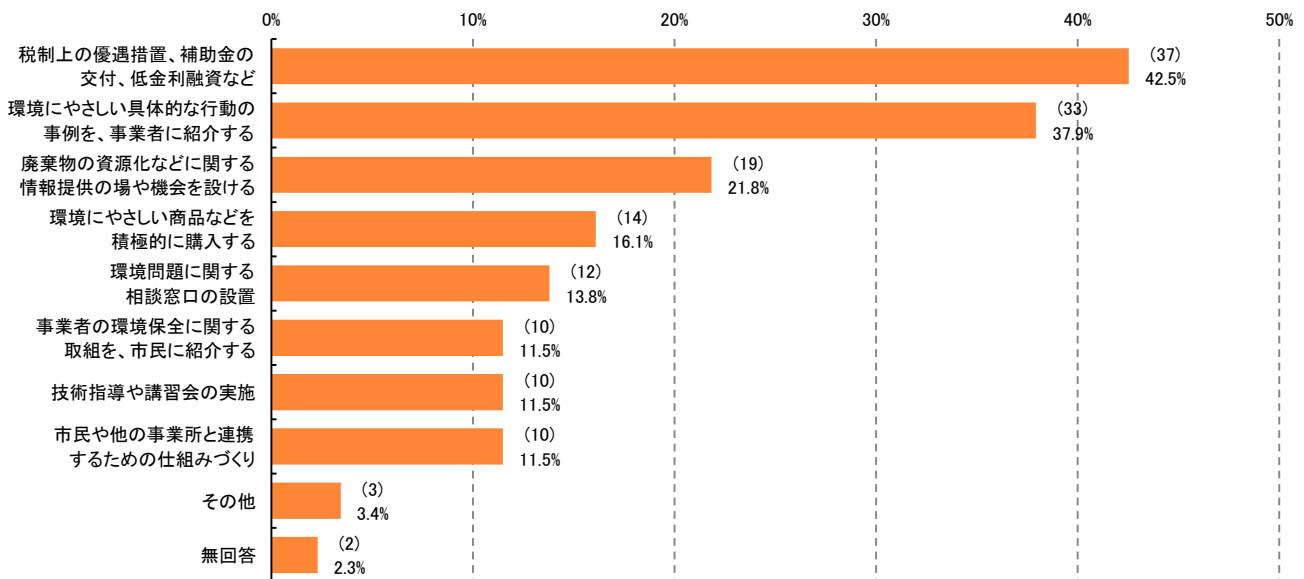
自然体験教室等への参加意向
【資料：小学生アンケート調査】

- 「環境問題に関するセミナーやシンポジウムに参加したいと思う」と回答した事業者の割合は 34.5%と最も高くなっています。



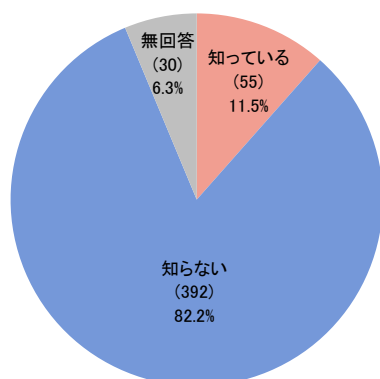
環境保全活動等への参加意向【資料：事業者アンケート調査】

- 三原市に今後期待する取組として、「税制上の優遇措置、補助金の交付、低金利融資など」を望む事業者の割合は 42.5%と最も高く、次いで「環境にやさしい具体的な行動の事例を、事業者で紹介する」が 37.9%となっています。（複数回答）

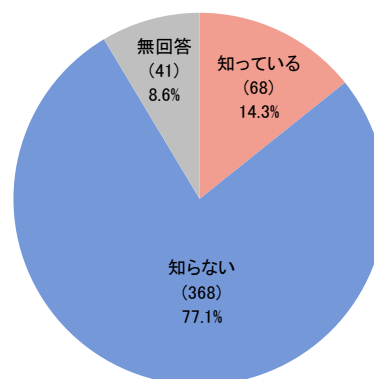


三原市に今後期待する取組【資料：事業者アンケート調査】

- 市民の「三原市環境基本計画」及び毎年度発行している「みはらの環境」の認知度は、それぞれ 11.5%、14.3%と低くなっています。



「三原市環境基本計画」の認知度
【資料：市民アンケート調査】



「みはらの環境」の認知度
【資料：市民アンケート調査】

- 「テレビ・ラジオ」、「新聞」、「三原市や広島県の広報紙」及び「インターネット（三原市のホームページ等）」が、市民及び事業者の環境情報の主な入手手段となっています。

③課題

- 豊かな自然を活かして、これまでも自然とのふれあいを通じた環境学習・教育を進めてきましたが、市民の満足度及び関心度がともに低いのが現状です。その一方で、環境問題関連のセミナー等への参加意向を持っている市民や、自然体験教室等への参加意向を持っている中学生及び小学生が少なくないことを踏まえ、受け手の関心を把握した上で、学習内容の充実を図っていく必要があります。
- 身近な自然環境を活用した環境学習の場の整備や、歴史・文化について学ぶ機会の充実など、学習会やセミナーに参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 環境学習の更なる推進を図るためには、環境分野の専門家や市民団体等との連携を強化し、環境学習に携わる人材の育成及び確保を行っていく必要があります。
- 空き缶等ごみ散乱追放キャンペーンなど、環境美化活動を中心として、地域や市全体で組織的活動が展開されていますが、環境保全活動への参加意向を持つ市民が多いことを踏まえ、活動の更なる拡大を図っていく必要があります。
- 市内の環境保全に関する情報が市民等に十分に届いていない状況にあることから、多様な情報媒体の活用や、情報の受け手の関心に応じた内容の検討など、情報発信の方法を工夫していく必要があります。
- 事業者から、「環境にやさしい具体的な行動の事例の紹介」を望む回答が多く挙がっていることから、様々な主体を対象とした学習プログラムを整備していく必要があります。
- 環境保全活動を引き継いでいく新たな人材の確保が急務となっているため、今後更なる増加が見込まれるシニア世代など、今まで環境に興味がなかった人を各種活動に巻き込んでいく必要があります。
- 事業者に対して、ISO14001 やエコアクション 21 等の認証取得の促進を図っていく必要があります。

2.3 第1次計画の評価

第1次計画では、計画の進捗状況を把握するための「指標」を設定し、毎年度、点検・評価を行ってきました。平成28年度の実績値に基づく、第1次計画の評価は下表に示すとおりです。

評価については、平成28年度の実績値が目標値を達成しているものは「○」、概ね達成できそうなものは「△」（基準年度以降、年度によって達成しているものは「△」）、達成が困難なものは「×」としています。

目標値が設定された23の指標のうち、10の指標については目標値の達成が困難となっています。その理由として、一般廃棄物の再資源化量や再資源化率については、事業系ごみの再資源化促進に向けた分別の細分化が実施できなかったこと等が挙げられます。また、給水普及率については、上水道整備地域において、現在使用している井戸水から上水道への移行が進んでいないこと等が挙げられます。

第1次計画の評価【1/2】

| 指標 | 基準値 | 実績値 (H28年度) | 目標値 | 評価 |
|------------------|-------------------------------|--------------------|-------------------------------|------------------|
| 一般廃棄物総排出量※ | 39,225t (H18年度) | 33,474t | 32,417t (H29年度) | × |
| 一般廃棄物再資源化量※ | 5,207t (H18年度) | 5,454t | 5,891t (H29年度) | × |
| 一般廃棄物再資源化率※ | 12.5% (H18年度) | 15.0% | 16.6% (H29年度) | × |
| 一般廃棄物最終処分量※ | 6,538t (H18年度) | 4,469t | 4,855t (H29年度) | ○ |
| 1人1日当たりのごみ排出量※ | 1,032g/人・日 (H18年度) | 944g/人・日 | 938g/人・日 (H29年度) | × |
| 定点調査によるポイ捨てごみの個数 | — | 159個 | 可能な限り減少 (H29年度) | — |
| 1人当たりの都市公園面積 | 5.17m ² (H19年度) | 5.79m ² | 10.0m ² (H29年度) | × |
| 交通事故発生件数 | 715件 (H19年度) | 337件 | 457件 (H27年度) | ○ |
| 給水普及率 | 三原・本郷地域 | 98.6% (H18年度) | 98.4% (H28年度) | × |
| | 久井地域 | 6.0% (H18年度) | 6.1% (H28年度) | × |
| | 大和地域 | 17.6% (H18年度) | 37.1% | 49.5% (H28年度) |

※「三原市一般廃棄物処理基本計画」の改定に伴って、数値の見直しを行っています。

第 1 次計画の評価【2/2】

| 指標 | 基準値 | 実績値 (H28 年度) | 目標値 | 評価 |
|--------------------------------------|---|---------------------------------|---|----|
| 下水道処理人口普及率 | 26.0% (H18 年度) | 44.4% | 43.0% (H29 年度) | ○ |
| 生活排水処理率 | 45.5% (H18 年度) | 73.4% | 76.3% (H29 年度) | × |
| 公共施設の二酸化炭素 (CO ₂) 排出量 | 7,765,524 kg-CO ₂ (H17 年度) | 6,730,779 kg-CO ₂ | 6,768,004 kg-CO ₂ (H29 年度) | ○ |
| 公用車の低公害車導入台数 | 16 台 (H18 年度) | 5 台 | 4 台 (H29 年度) | ○ |
| 公共施設での太陽光発電 システム設置箇所数 | 4 箇所 (H19 年度) | 9 箇所 | 可能な限り設置 (H29 年度) | — |
| 公共施設での風力発電 システム設置箇所数 | 2 箇所 (H19 年度) | 2 箇所 | 可能な限り設置 (H29 年度) | — |
| 家庭用燃料電池システム (エネファーム) 設置補助 件数* | — | 20 件 | 延べ 850 件 (H31 年度) | × |
| 空き缶等散乱ごみ追放 キャンペーン参加者数 | 920 人 (H19 年度) | 850 人 | 940 人 (H29 年度) | △ |
| みはら環境写真・絵画 コンテスト参加者数 | 249 人 (H19 年度) | 811 人 | 820 人 (H29 年度) | △ |
| 水辺・海辺教室開催回数 | 14 回 (H19 年度) | 12 回 | 12 回 (H29 年度) | ○ |
| 自然観察会開催回数 | 2 回 (H19 年度) | 3 回 | 5 回 (H29 年度) | △ |
| 出前講座実施回数 | — | 2 回 | 4 回 (H29 年度) | △ |

※平成 27 年度から補助事業を開始しており、補助件数は延べ 26 件となっています。

第3章 望ましい環境像と環境目標

3.1 望ましい環境像

望ましい環境像とは、三原市がこれからどのような環境をめざして取組を推進していくかを示す長期的目標です。

三原市では、第1次計画の策定以降、恵まれた自然環境や誰もが安心して安全に暮らすことのできる生活環境を確保し、環境負荷の軽減、自然との共生、アメニティ（環境の快適さ）の創出等によって、人にも地球にもやさしい環境共生都市をめざしてきました。また、その実現に向けて、市民・市民団体・事業者・三原市が協働するとともに、一人ひとりが活き活きと輝きながら、環境保全に取り組める社会づくりを進めています。これは、第1次計画に引き続き、三原市がめざしていく環境面における長期的目標です。

そのため、望ましい環境像については、第1次計画を継承し、以下に示すとおり設定します。

一人ひとりが輝く 環境共生都市 みはら

～みんなの協働により 自然と共生する快適で安全なまちを次世代へ～

3.2 環境目標

望ましい環境像の実現をめざすため、以下に示す5つの環境目標を設定して、各種施策を展開します。

環境目標 1【自然共生】 誇るべき豊かな自然と共生するまちづくり

三原市は、市域の南部から北部にかけて、瀬戸内海から山地・丘陵へと移り変わる自然の多様性を有し、沼田川や白竜湖等の河川・湖沼、瀬戸内海国立公園をはじめとする多数の自然公園など、全国に誇るべき生物多様性に富んだ豊かな自然環境に恵まれています。私たちがこのような自然環境がかけがえのない共有の財産であることを認識し、山・川・海やそこで育まれてきた生物多様性を保全することで、人と自然が共生するまちづくりを推進します。

環境目標 2【脱炭素】 地球環境に配慮した脱炭素型のまちづくり

世界共通の喫緊の課題である地球温暖化問題の解決に向けては、私たち一人ひとりが環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルを実践し、可能な限り資源・エネルギーの無駄遣いを排除していくことが重要です。また、三原市の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策など、地域一体となって環境負荷の低減に取り組んでいくことで、地球環境に配慮した脱炭素型のまちづくりを推進します。

環境目標 3【循環】 限りある資源を大切に作る循環型のまちづくり

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済は、私たちに便利で快適な暮らしをもたらした一方で、廃棄物の増加や公害の発生といった問題を引き起こすとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄等のマナー低下の一因となっています。そのため、私たち一人ひとりが限りある資源を大切に、地域一体となって廃棄物の3Rを進め、発生した廃棄物を適正に処理することで、環境負荷が低減された循環型のまちづくりを推進します。

環境目標 4【安全・安心・快適】 快適でうるおいのある安全・安心なまちづくり

私たちが健康を維持する上で不可欠な生活環境を健全に保つとともに、防災・減災につながる都市環境を整備していくことで、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進していきます。また、四季折々の魅力が感じられる自然景観や美しいまちなみ、地域に根ざした伝統ある歴史・文化を守り育てていくことで、私たちがうるおいや安らぎを実感し、より快適な生活を送れるまちづくりを推進します。

環境目標 5【市民協働】 オール三原で環境保全活動に取り組むまちづくり

三原市の恵まれた環境を未来にわたって守り育てていくためには、私たち一人ひとりが地域の環境について学ぶとともに、環境のためにできることを考え、次世代に確実に継承できるよう行動していくことが重要です。これまで、市民・市民団体・事業者・三原市から構成される「みはらし環境会議」が中心となって、地域の環境保全に取り組んできましたが、今後はその環を一層広げていく必要があります。そのため、地域の様々な場における環境学習・教育の推進や環境情報の積極的な提供により、市民・市民団体・事業者・三原市がそれぞれの役割を理解し、地域全体で連携・協働して主体的に環境保全活動に取り組むまちづくりを推進します。

みはらし環境会議

三原市では、第1次計画で掲げられた各種取組の実施や、地域で行われている環境保全活動について情報交換等を行い、地域の環境意識の向上を図るため、平成20年10月に「みはらし環境会議」を設立しました。また、市内を5地域に分けて、各々で地域会議を立ち上げ、様々な環境保全活動に積極的に取り組んでいます。

| 地域 | 名称 |
|------------------|--------------|
| 三原地域 A (沼田川北側地域) | かんきょう会議 浮城 |
| 三原地域 B (沼田川南側地域) | 水辺環境みなおし隊 |
| 本郷地域 | 本郷緑と水を守る会 |
| 久井・八幡地域 | くい環境会議 |
| 大和地域 | 大和エコライフを広める会 |



3.3 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組

平成 27（2015）年，国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において，「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい世界を目指す国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

SDGs は，2030 年を達成年限とし，17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており，「7 エネルギー」「12 生産・消費」「13 気候変動」「14 海洋資源」「陸上資源」など，「環境」に関連するものが多くあります。これらの目標を達成することで，「経済」「社会」も統合的に向上につなげることが可能となると示されています。

また，国の環境基本計画において，SDGs の考え方に基づいて環境施策を推進することが示されたのを踏まえ，本計画においては，それぞれの環境目標に関連する主な SDGs のターゲットを併記するとともに，その内容を踏まえた施策や数値目標を設定することとしました。5 つの環境目標を柱として，基本施策及び個別施策から構成される環境施策を次頁の体系に沿って展開します。

■ 17 の持続可能な開発目標（SDGs） ■



3.4 計画の体系

5 つの環境目標を柱として，基本施策及び個別施策から構成される環境施策を次頁の体系に沿って展開します。

| 環境目標 | 環境項目 | 環境施策 | |
|--|---|--|--|
| | | 基本施策 | 個別施策 |
| 環境目標 1【自然共生】 誇るべき豊かな自然と共生するまちづくり | 山林・農地,河川・海岸 動植物 | 自然環境の保全 自然とのふれあいの確保 生物多様性の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ● 山林,里地里山の保全・再生 ● 水辺の保全・再生 ● 鳥獣被害対策の推進 ● 農地の保全・再生 ● 自然海岸の保全・再生 ● 自然とふれあう場と機会の拡充 ● 希少野生動植物の保護 ● 外来生物対策の推進 |
| 環境目標 2【脱炭素】 地球環境に配慮した脱炭素型のまちづくり | エネルギー 地球温暖化防止 | 省エネルギーの推進 再生可能エネルギーの導入促進 その他の地球温暖化対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の省エネルギー化の推進 ● 家庭・事業所の省エネルギー化の推進 ● 省エネルギー型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進 ● 次世代自動車等の導入促進 ● 地産地消の推進 ● 地域特性を活かした再生可能エネルギーの利用促進 ● 森林吸収源対策の推進 ● フロン類対策の推進 ● 気候変動への適応策の検討 |
| 環境目標 3【循環】 限りある資源を大切にす循環型のまちづくり | 廃棄物 | 廃棄物の 3R の推進 廃棄物の適正処理の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● ごみの排出抑制の推進 ● 再生利用の推進 ● 再使用の推進 ● ごみの適正な処理体制の確保 ● 不法投棄の防止と監視体制の強化 ● 事業系ごみ対策の強化 ● 環境美化の推進 |
| 環境目標 4【安全・安心・快適】 快適でうるおいのある安全・安心なまちづくり | 大気,水質,騒音・振動,悪臭 土壌・有害化学物質 景観資源 公園・緑地 道路・交通 防災 | 生活環境の保全と公害対策の推進 土壌環境の保全と有害化学物質対策の推進 美しい景観の保全・創出 身近な緑の保全・創出 道路・交通環境の整備 防災対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭から発生する環境負荷の低減 ● 自動車から発生する環境負荷の低減 ● 工場・事業所から発生する環境負荷の低減 ● 監視・指導体制の強化 ● 土壌・地下水汚染の未然防止 ● 有害化学物質の排出抑制・適正管理 ● 歴史・文化財の保護・継承 ● 良好なまちなみの保全・創出 ● 地域の環境と調和した景観の保全・創出 ● 公園・緑地の整備推進 ● 都市緑化の推進 ● 環境に配慮した道路整備の推進 ● 人と環境にやさしい交通体系の構築 ● 防災体制の確立 ● 空き家対策の推進 |
| 環境目標 5【市民協働】 オール三原で環境保全活動に取り組むまちづくり | 環境学習 環境保全活動 | 地域における環境学習・教育の充実 多様な主体との協働による環境保全活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域特性を活かした環境学習・教育の推進 ● 環境学習・教育を支える人材の育成・確保 ● 環境学習・教育に係る拠点の整備 ● 環境保全意識の啓発 ● 協働による環境保全活動の推進 ● 自主的な環境保全活動の促進 ● 環境に関する情報収集・提供 ● 環境保全活動を支える人材の育成・確保 ● 環境マネジメントシステムの普及拡大 |

第4章 環境施策

4.1 環境目標 1【自然共生】

(1) 山林・農地，河川・海岸

① 自然環境の保全

山林，里地里山の保全・再生

- 「森林経営計画」等に基づく森林の適正な管理を推進し，森林が有する多面的機能の維持・発展を図ります。
- 「三原市公共建築物等木材利用促進方針」に基づき，公共建築物への県産材等の積極的な活用を推進します。
- 森林づくり活動を行っている市民団体との連携を強化するとともに，活動を継続できるよう「ひろしま森づくり県民税」等を活用して支援を行います。
- 山林，里地里山の保全・再生の重要性について情報発信を行い，意識啓発を図ります。
- 新たな森の守り手となる自伐林家等を育成するとともに，搬出された林地残材等の地域資源としての活用を推進していくことで，地域住民との協働による森林の健全化や，木材流通を通じた地域経済の活性化を図ります。

農地の保全・再生

- 「中山間地域等直接支払交付金事業」等の取組により，条件不利地域の耕作放棄地の解消と拡大防止を推進します。
- 農地や農業用施設の多面的機能（国土の保全・水源の涵養，自然環境の保全，良好な景観形成等）を守る地域共同活動，農業用施設の長寿命化を図る活動を支援します。
- 農地パトロールを実施し，農地利用の最適化の推進，荒廃農地の現状把握に努めます。
- 化学肥料や化学合成農薬の使用を低減する環境保全型農業の普及促進を図り，自然と調和した持続可能な農業を推進します。
- 「エコファーマー認定制度」や「安心！広島ブランド」認証制度（特別栽培農産物）等の普及啓発を図ります。
- 関係事業所等と連携して，新規就農者や農業後継者に対する支援を行います。
- 都市部住民に市民農園や農業体験農園など，農業に触れる機会の提供により，農業への理解を深めるとともに周辺農地の保全と有効利用を図ります。

水辺の保全・再生

- 河川や海岸等の良好な水辺環境を保全・再生し，市民が自然に親しむことのできる親水空間の創出を推進します。
- 「広島県海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき，国や広島県等の多様な主体との連携・協働によって，海洋漂着物等の円滑な回収・処理と効果的な発生抑制を推進します。
- 河川等の整備・改修を行う際には，水辺環境に配慮した工法を採用するよう努めます。
- 河川や海岸等の美化について意識啓発を図るとともに，地域における清掃活動を支援します。

自然海岸の保全・再生

- 佐木島や須波地域等に残る自然海岸の豊かな生態系や美しい景観の保全・再生に努めます。
- 自然海岸の保全・再生の重要性について情報発信を行い、意識啓発を図ります。

鳥獣被害対策の推進

- 「三原市鳥獣被害防止計画」に基づき、イノシシ、シカ等の有害鳥獣による農作物被害を低減するため、侵入防止柵の設置や箱ワナに対する補助、捕獲報償金や活動経費の交付を行い、防護と捕獲の一体的な対策を推進します。
- 地域ぐるみによる被害対策活動を促進し、その効果を高めていくための対策マニュアルの作成・配布や講習会の実施、狩猟免許取得の啓発に取り組みます。
- 防護と捕獲の一体的な対策に加え、有害鳥獣の出没しにくい環境づくりを推進します。

市民・事業者の取組【基本施策：自然環境の保全】

「自然環境の保全」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

| | |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 山林、里地里山の手入れ等を行う環境保全活動への参加・協力 ● 地域の河川や海岸等の清掃活動への参加・協力 ● 有害鳥獣による農作物被害の防止活動への参加・協力 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 耕作放棄地の解消や拡大防止に向けた活動への参加・協力 ● 環境保全型農業の実践 ● 河川や海岸等の清掃活動への参加・協力・支援 ● 山林、里地里山の手入れ等を行う環境保全活動への参加協力 ● 環境保全対策等とあわせて行う生物多様性保全に効果の高い取組の推進 |

数値目標【基本施策：自然環境の保全】

「自然環境の保全」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

| 指標 | 基準値 (H28年度) | 中間値 (R2年度) | 目標値 |
|-----------------|----------------------|------------------------|-------------------|
| 中山間地域等直接支払協定面積 | 1,621ha | 1,631ha | 1,900ha (R6年度) ※1 |
| 環境保全型農業直接支払取組面積 | 89ha | 150ha | 110ha (R6年度) ※1 |
| 多面的機能農地維持支払取組面積 | 2,110ha | 2,117ha | 3,000ha (R6年度) ※1 |
| 再生利用が可能な荒廃農地面積 | 22,282m ² | 172,186 m ² | 減少 (R9年度) |
| 有害鳥獣被害面積 (イノシシ) | 9.27ha | 15.70ha | 7.64ha (R4年度) ※2 |
| 有害鳥獣被害面積 (シカ) | 0.60ha | 0.89ha | 2.22ha (R4年度) ※2 |

※1：「三原市農業振興ビジョン後期実施計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

※2：「三原市鳥獣被害防止計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

② 自然とのふれあいの確保

自然とふれあう場と機会の拡充

- 自然公園や自然歩道等の自然とふれあう場の整備・管理を推進するとともに、その魅力の情報発信に努めます。
- 自然の中で遊び、学ぶことで、その豊かさや大切さを実感できるような自然観察会やイベントを企画・開催し、自然とふれあうことができる場と機会の拡充を図ります。

市民・事業者の取組【基本施策：自然とのふれあいの確保】

「自然とのふれあいの確保」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

| | |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自然に関する情報収集 ● 自然観察会等の自然とふれあえる場や機会への参加 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自然ふれあい体験等の機会創出への協力 |

数値目標【基本施策：自然とのふれあいの確保】

「自然とのふれあいの確保」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

| 指標 | 基準値（H28年度） | 中間値（H31年度）※ | 目標値（R9年度） |
|------------|------------|-------------|-----------|
| 自然観察会の開催回数 | 3回 | 2回 | 5回 |

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

（2）動植物

① 生物多様性の保全

希少野生動植物の保護

- 生物多様性の保全のため、地域の野生動植物の生息・生育状況の把握に努めます。
- ヒョウモンモドキ等の地域の希少野生動植物の保護や生息・生育環境の保全を、市民・市民団体等との協働によって推進します。
- 「ヒョウモンモドキ保護の会」や「オオムラサキを守る会」など、希少野生動植物の保護活動を行う市民団体を支援します。
- 国や広島県のレッドデータブック等を活用し、希少野生動植物の生物情報や保護の重要性等について分かりやすい情報発信を推進します。



ヒョウモンモドキの
生息環境保全活動

外来生物対策の推進

- スクミリンゴガイなどの外来生物による在来生物や生態系への影響、農作物被害を防止・軽減するため、調査・防除を推進するとともに、適切な対応方法について指導・助言を行います。
- セアカゴケグモやオオキンケイギク等の人的被害や生態系被害を及ぼす外来生物の発見情報を市ホームページ等で周知し、注意喚起に努めます。
- 国や広島県、近隣自治体、市民団体との連携によって、ヒアリ等の新たな外来生物の侵入や拡大等に関する情報収集と情報提供に努めます。



スクミリンゴガイ



ヒアリ

市民・事業者の取組【基本施策：生物多様性の保全】

「生物多様性の保全」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

| | |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 野生動植物の保護や生息・生育環境の保全に向けた活動への参加・協力 ● 特定外来生物の野外への放出や、飼育・栽培・保管・運搬等の禁止事項の遵守 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 野生動植物の生息・生育環境に配慮した事業の実践 |

数値目標【基本施策：生物多様性の保全】

「生物多様性の保全」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

| 指標 | 基準値（H29年度） | 目標値（R9年度） |
|--------------------------------|------------|-----------|
| ヒョウモンモドキ等の希少野生動植物の保護に関する市民の関心度 | 42.5% | 増加 |

環境目標 1【自然共生】

関連する主な SDG s とターゲット

※（ ）内はターゲット番号。

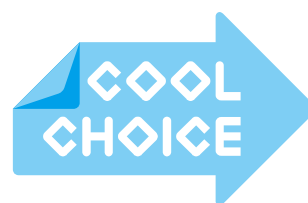


- 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する（2.4）
- 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う（6.6）
- 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う（14.2）
- 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる（15.2）

4.2 環境目標 2【脱炭素】

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択をしていこうという取組である「COOL CHOICE（クールチョイス）」を推進し、一人ひとりの行動変容を促します。

二酸化炭素等の温室効果ガスの効果的な削減は、現状では難しいことが予測されますが、今後も国・県の施策・取組を注視しながら、中間見直し以降も新たな事業に積極的に取り組んでいき、「2030年度までに温室効果ガスを市全体で2013年度比46%削減」を目指します。



「COOL CHOICE」
ロゴマーク

（1）エネルギー

① 省エネルギーの推進




公共施設の省エネルギー化の推進

- 「三原市役所地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組を実施します。
- 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備を公共施設に率先的に導入し、その導入効果を情報発信することによって、市民・事業者への普及拡大を図ります。
- 「三原市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の大規模改修・建替え時には省エネルギー設備等の導入を推進します。
- 公共施設の用途や規模に応じて、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化の導入を検討します。
- 市内の防犯灯、更には道路街路灯のLED化を推進します。
- 「三原市グリーン購入方針」に基づき、環境に配慮した製品を優先的に購入するとともに、市民・事業者への普及啓発を図ります。

家庭・事業所の省エネルギー化の推進

- 「脱炭素社会推進補助事業」等の補助事業によって、家庭への再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入を支援します。
- 家庭用エネルギー監視システム（HEMS）やビル用エネルギー監視システム（BEMS）等のAI・IoTを活用したエネルギー使用量の「見える化」の普及促進や環境への負荷低減に向けて、情報提供を行います。
- エネルギー収支がゼロになるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の情報を発信し、普及拡大を図ります。
- 省エネ最適化診断やESCO事業等に関する情報提供を行い、省エネルギー対策の促進を図ります。
- Jクレジット制度などのカーボンオフセットの情報を発信し、普及拡大を図ります。
- 省エネルギー対策を自主的・積極的に実施する事業所に対して、市が行う入札・契約制度における優遇措置を検討します。

省エネルギー型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進

- 節電等によるエネルギー使用量の抑制やエネルギー効率の高い機器の導入など、家庭や事業所で実行可能な省エネルギー対策について普及拡大を図ります。 
- 自家用車の次世代自動車への転換、徒歩や自転車・公共交通機関など、環境負荷の少ない交通手段の利用促進を図ります。 
- 駐停車時におけるアイドリングストップの実施、荷物の過積載や急激なアクセル操作を避ける等のエコドライブについて情報発信し、普及拡大を図ります。 

次世代自動車等の導入促進

- 環境負荷の小さいハイブリッド自動車，プラグインハイブリッド自動車，電気自動車，燃料電池自動車等をはじめとする次世代自動車の普及促進に向けて，情報発信，利用環境の整備に努めます。
- 公用車更新の際は，次世代自動車等の低公害車を導入します。



電気自動車（公用車）

地産地消の推進

- 地場農産物の販売促進や学校給食等への使用を通じて，農産物の地産地消を促進し，輸送に伴うエネルギー消費を抑制します。
- 直売所を活用した地場農産物の供給及び学校給食を通じた食育を支援します。

市民・事業者の取組【基本施策：省エネルギーの推進】

「省エネルギーの推進」に向けて，市民・事業者に求められる取組は，以下に示すとおりです。

| | |
|--------|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電システムや家庭用燃料電池システム（エネファーム）等の導入，LED 照明等の省エネ型製品への買い替え ● ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の選択 ● 住宅のエネルギー管理システム（HEMS）の導入や断熱改修の検討 ● 環境家計簿による二酸化炭素排出量の把握，削減に向けた取り組みの実践 ● 環境負荷の少ない交通手段の積極的な選択 ● 宅配ボックスの設置 |
| 市民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 冷暖房機器の適切な温度設定（冷房時 28℃，暖房時 20℃）や，使用時間の短縮等の適正管理 ● 太陽光発電設備と併せた蓄電池の設置の検討 ● エコドライブの実践 ● 次世代自動車等の低公害車の購入と充電設備の導入検討 ● 打ち水や樹木の散水などへの雨水の再利用 |

事業者

- ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の選択
- ビルエネルギー管理システム（BEMS）や工場のエネルギー管理システム（FEMS）の導入検討
- 太陽光発電システムや燃料電池等の導入，LED 照明や高効率空調等の省エネ型製品への買い替え
- 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進
- 工場等の廃熱などの有効利用の検討
- 従業員へのエコ通勤，公共交通機関の利用推進
- エコドライブ管理システム（EMS）の導入
- 省エネ診断サービス等を活用した効果的な省エネ対策の実践
- トップランナー制度による機器の省エネルギー性能の向上

数値目標①【基本施策：省エネルギーの推進】

「省エネルギーの推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために，以下の指標及び目標値を設定します。

| 指標 | 基準値（H28年度） | 中間値（R2年度） | 目標値 |
|---------------------------------|-----------------------------|------------------------------|-------------|
| 公共施設の二酸化炭素（CO ₂ ）排出量 | 6,730,779kg-CO ₂ | 5,834,105 kg-CO ₂ | 改定中※ |
| 防犯灯のLED化率 | 29.5% | 97.5% | 100%（H31年度） |

※「三原市役所地球温暖化対策実行計画」に掲げられている目標値であり，当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

数値目標②【基本施策：省エネルギーの推進】

「省エネルギーの推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために，以下の指標及び目標値を設定します。

| 指標 | 基準値 | 中間値（R2年度） | 目標値 |
|-------------------------------------|------------------|-----------|-------------------------|
| グリーン購入方針の目標達成率 | 95.9% （H28年度） | 99.14% | 100%（R9年度） ¹ |
| 家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置件数【累計】 | 26件 （H28年度） | 80件 | 増加（R6年度）※ ¹ |
| 「COOL CHOICE（クールチョイス）」の推進に関する市民の関心度 | 46.1% （H29年度） | — | 増加（R9年度） |
| 車の使用を控え，公共交通機関の利用に取り組んでいる市民の割合 | 33.6% （H29年度） | — | 増加（R9年度） |
| 学校給食における地場産食材の割合 | 41.9% （H28年度） | 43.4% | 60%（R6年度）※ ² |

※¹：「三原市長期総合計画後期基本計画」に掲げられている目標値であり，当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

※²：「三原市農業振興ビジョン後期実施計画」に掲げられている目標値であり，当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

②再生可能エネルギーの導入促進

地域特性を活かした再生可能エネルギーの利用促進

- 地域特性を活かした太陽光、木質バイオマス、風力、小水力など、再生可能エネルギーの利活用の拡大に向けた取組の推進及び情報提供を行います。
- 水素エネルギー等の先進的な環境技術については、その有用性等を考慮しながら導入に向けた取組を推進します。
- 下水処理過程で発生した下水汚泥の固形燃料化を検討します。

市民・事業者の取組【基本施策：再生可能エネルギーの導入促進】

「再生可能エネルギーの導入促進」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

- | | |
|--------|--|
| 市民・事業者 | <ul style="list-style-type: none">● 太陽光発電システムや太陽熱利用システム等の再生可能エネルギー利用設備の設置検討● 電力の購入先を選ぶ際は再生可能エネルギーから創出された電力の利用検討 |
|--------|--|

数値目標【基本施策：再生可能エネルギーの導入促進】

「再生可能エネルギーの導入促進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

| 指標 | 基準値（H28年度） | 中間値（R2年度） | 目標値（R9年度） |
|------------------------|------------|-----------|-----------|
| 公共施設における太陽光発電システム設置箇所数 | 9箇所 | 10箇所 | 増加 |

（2）地球温暖化防止

①その他の地球温暖化対策の推進

森林・海洋吸収源対策の推進

- 適切な森林整備や緑化の推進により、二酸化炭素の吸収源となるみどりの保全と創出を促進します。
- 藻場の整備などにより、海洋植物による大気中の二酸化炭素吸収に寄与します。

フロン類対策の推進

- 「フロン排出抑制法」に基づき、フロン類を使用している第一種特定製品の管理者に対して、機器の点検やフロン類の漏えい防止、廃棄時等におけるフロン類の適切な回収など、管理者の義務について周知・徹底を図ります。

気候変動への適応策の検討

- 地球温暖化の影響に関する情報収集に努めるとともに、国や広島県等の動向を踏まえながら、必要に応じて適応策の検討を行います。

- 気候変動の影響による発生リスクの増大が懸念されている熱中症について、適切な予防及び対処方法等の普及啓発に努めます。
- 気候変動の影響による発生リスクの増大が懸念されている局地的な短時間豪雨等の危険性について周知に努めます。

市民・事業者の取組【基本施策：その他の地球温暖化対策の推進】

「その他の地球温暖化対策の推進」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

| | |
|--------|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 冷蔵庫やエアコン等のフロン類を使用している製品の適正処理 ● 猛暑日や熱帯夜における熱中症予防対策の実践 ● 気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるための情報収集 |
| 市民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 緑のカーテン、庭木、プランターの設置など敷地内の緑化促進 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● フロン類の排出抑制及び適正な回収・処理 ● 環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの提供 ● 製品・サービスによる温室効果ガス削減に関連する情報の提供 |

数値目標【基本施策：その他の地球温暖化対策の推進】

「その他の地球温暖化対策の推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

| 指標 | 基準値（H28年度） | 中間値（R2年度） | 目標値（R3年度） |
|-------------|------------|-----------|----------------------|
| 人工林の健全化整備面積 | 164.8ha | 184.52ha | 234.8ha [※] |
| 里山林整備面積 | 95.1ha | 111.7ha | 143.1ha [※] |

※「三原の森づくり事業推進方針」に掲げられている目標値であり、当該方針改定後は変更された目標値に読み替えます。

環境目標 2【脱炭素】 関連する主な SDGs とターゲット



- 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる（7.2）
- 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う（9.4）
- 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする（12.8）
- すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する（13.1）

4.3 環境目標 3【循環】

(1) 廃棄物

① 廃棄物の 3R の推進

ごみの排出抑制の推進

- 「生ごみ減量対策協力者報償金制度」等によって、生ごみ処理機等の購入を支援し、ごみの減量化や堆肥化を促進します。
- ごみの処理量や処理経費等の情報発信や講習会等の開催によって、ごみの減量化の必要性について意識啓発を図ります。
- 店舗等と連携しながら、マイバッグ運動の普及促進、プラスチックの削減、過剰包装抑制に向けた取組を推進します。
- 家庭や事業所で発生する食品ロス削減を促進します。



電動式生ごみ処理機

| | | |
|------------|-------|--|
| 食品ロス 対策 | 生活系ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロス削減レシピを市ホームページや広報誌等で紹介 ● 量り売り・ばら売り等を実施している店舗を市民に紹介 |
| | 事業系ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロスがでにくい業務方法について普及啓発 ● フードドライブの利用を推進 |

再使用の推進

- 家庭や事業所で不要となった商品の有効利用を推進するため、フリーマーケットやバザー等の開催場所の提供や開催情報の発信等を行います。
- 繰り返し利用可能なリターナブル容器や再使用可能な商品の利用促進を図ります。

再生利用の推進

- 資源物とごみの分別排出を徹底するため、「家庭ごみの分別ガイド」、「事業系ごみの分別ガイド」、「かんきょうカレンダー」、「三原市公式LINE」等による普及啓発に努めます。
- ストックヤードの活用促進に向けた方策の検討や「古紙等資源集団回収事業奨励金制度」等によって、地域の自主的・積極的なリサイクル活動を支援するとともに、民間回収事業の利用も図ります。
- 店舗等で実施している資源物の店頭回収に関する情報提供を行い、積極的な協力を呼びかけます。
- リサイクル産業等の環境ビジネスの創出・育成に対する支援など、地域経済の活性化に向けた方策を検討します。



家庭ごみの分別ガイド

市民・事業者の取組【基本施策：廃棄物の 3R の推進】

「廃棄物の 3R の推進」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

| | |
|--------|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● マイバッグの持参や過剰包装の自粛等によるごみの減量化 ● 使い捨て商品の購入の自粛や、長期使用に耐える商品の積極的選択 ● リターナブル容器を使用している商品等の再使用可能な商品の積極的選択 ● 店頭回収や地域での集団回収、ストックヤードの活用等によるリサイクルの実践 |
| 市民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 3010 運動など食品廃棄物（食品ロス）の減量化 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 紙の使用量の削減や再生紙の利用 ● 出来る限りごみを排出しない事業の実践 ● 再使用可能な商品やリサイクルに配慮した商品の製造・販売 |

数値目標【基本施策：廃棄物の3Rの推進】

「廃棄物の3Rの推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

| 指標 | 基準値(H28年度) | 中間値(R2年度) | 目標値(R3年度) |
|---------------|------------|-----------|-----------|
| 一般廃棄物総排出量 | 33,474t | 30,610t | 30,970t* |
| 1人1日当たりのごみ排出量 | 944g | 908g | 931g* |
| 一般廃棄物再資源化量 | 5,454t | 4,766t | 6,912t* |
| 一般廃棄物再資源化率 | 15.0% | 14.4% | 20.1%* |

※「三原市一般廃棄物処理基本計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

② 廃棄物の適正処理の推進

ごみの適正な処理体制の確保

- ごみの長期的な適正処理を確保するため、清掃工場や最終処分場等のごみ処理施設の長寿命化を図ります。
- 適正処理困難物を明確にし、適正な処理ルート確保とその情報提供を行い、適正な処理が行われるよう努めます。
- 障害や高齢等によりごみ出しが困難な世帯を対象に戸別回収を実施し、ごみの適正な処理を推進します。

事業系ごみ対策の強化

- 事業系ごみの分別区分の細分化やストックヤードでの古紙類等の受入によって、事業系ごみに含まれる再資源化可能物の回収体制を構築します。
- 産業廃棄物を事業系一般廃棄物として排出しないよう、事業者へ指導を行います。

不法投棄の防止と監視体制の強化

- 不法投棄監視カメラや啓発看板の設置、土地所有者への適正管理に関する指導など、不法投棄の未然防止に向けた対策を推進します。
- 不法投棄監視パトロールを実施し、不法投棄物の早期発見・撤去に努めます。
- 市民及び事業者へ啓発を行うとともに、警察機関や地域住民と連携を図って、不法投棄の監視体制を強化します。

環境美化の推進

- 「きれいな三原まちづくり条例」に基づく環境美化重点区域の巡回パトロール、「空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン」の実施など、市民一人ひとりがルールやマナーを守った行動を推進するための普及啓発活動を推進します。
- ペットの排泄物は、飼い主が責任を持って処理するよう、啓発チラシ等により普及啓発を行います。
- ペットの適正な飼育について、飼い主にマナーの徹底を啓発します。

市民・事業者の取組【基本施策：廃棄物の適正処理の推進】

「廃棄物の適正処理の推進」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

| | |
|--------|---|
| 市民 | ● 空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て、ペットの排泄物の放置や放し飼い等の禁止事項の遵守 |
| 市民・事業者 | ● 法令等に基づいた家庭や事業所から排出されるごみの適正処理 |
| 事業者 | ● 事業系ごみの発生抑制及び再生利用 ● 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の適正分別 ● 事業所やその周辺環境美化活動の実践 ● 地域の清掃活動等への積極的な参加・支援 |

数値目標【基本施策：廃棄物の適正処理の推進】

「廃棄物の適正処理の推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

| 指標 | 基準値 (H28年度) | 実績値 | 目標値 |
|----------------------------------|----------------|-----------------------|------------------|
| 一般廃棄物最終処分量 | 4,469t | 4,202t (R2年度) | 4,713t (R3年度) ※1 |
| 空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンの開催回数・参加者数 | 1回・850人 | 1回・640人 (H31年度) ※2 | 維持 (R9年度) ※ |
| 「きれいな三原まちづくり条例」に基づく喫煙制限区域内での注意件数 | 70回 | 9回 (R2年度) | 減少 (R9年度) ※ |

※1：「三原市一般廃棄物処理基本計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

※2：R2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

環境目標 3【循環】 関連する主な SDGs とターゲット



- 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う (9.4)
- 2030年までに、大気の水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する (11.6)
- 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる (12.3)
- 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する (12.4)
- 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する (12.5)

4.4 環境目標 4【安全・安心・快適】

(1) 大気、水質、騒音・振動、悪臭

① 生活環境の保全と公害対策の推進

家庭から発生する環境負荷の低減

- 野焼きが一部の例外を除いて禁止されていることを周知するとともに、行為者への指導を徹底します。
- 公共下水道の整備を推進するとともに、下水道処理区域内の未接続世帯については、早期接続を促します。
- 下水道処理区域外の世帯については、合併処理浄化槽の整備促進を図り、生活排水の適正処理を推進します。
- 浄化槽の適正な維持管理など、市民への水質浄化に関する意識啓発を推進します。
- 近隣に配慮した生活マナーの普及啓発を行い、苦情の未然防止を図ります。

工場・事業所から発生する環境負荷の低減

- 広島県と連携して、関連法令に基づいた工場・事業所に対する規制基準の遵守など、公害防止に向けた指導を徹底します。
- 公害に関する苦情や相談に対し、現地調査や指導・助言に努めるとともに、未然防止に向けた意識啓発を行い、市民の生活環境を保全します。

自動車から発生する環境負荷の低減

- 環境負荷の小さい電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車をはじめとする次世代自動車等の低公害車の普及促進に向けて、情報提供を行います。
- 環境負荷の増大につながる渋滞の緩和のため、道路整備による道路交通ネットワークの形成を推進します。
- 公共交通機関の利用促進により、交通量の削減や分散を推進します。
- 自動車の走行に伴って発生する騒音・振動を低減するため、道路構造対策や道路の適正な維持管理を推進します。

監視・指導体制の強化

- 大気、水質、騒音等の環境調査を、広島県と連携して継続的に実施し、公害の未然防止に向けた監視・指導に努めるとともに、調査結果を公表します。
- 光化学オキシダントの注意報等の発令時や、微小粒子状物質（PM2.5）の高濃度予報の発表時には、広島県と連携して市民への迅速な情報提供を行います。



大気環境調査
(三原市役所 本庁舎)

市民・事業者の取組【基本施策：生活環境の保全と公害対策の推進】

「生活環境の保全と公害対策の推進」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

| | |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none">● 苦情の発生要因となる野焼き等の禁止事項の遵守● 下水道処理区域内における公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置● 浄化槽の定期的な検査や清掃等の適正な維持管理● 近隣への騒音や悪臭等の発生防止に向けた配慮 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none">● 地域住民とのコミュニケーションの充実による公害苦情が発生しない事業の実践● 公害苦情への迅速な対処 |

数値目標【基本施策：生活環境の保全と公害対策の推進】

「生活環境の保全と公害対策の推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

| 指標 | 基準値 (H28年度) | 実績値 (R2年度) | 目標値 |
|-----------------|----------------|---------------|----------------|
| 下水道処理人口普及率 | 44.4% | 48.8% | 51.7% (R9年度)※ |
| 下水道水洗化率 | 86% | 91.9% | 維持 (R9年度)※ |
| 生活排水処理率 | 66.9% | 74.3% | 79.7% (R3年度)※ |
| 浄化槽処理人口 | 25,484人 | 25,519人 | 26,773人 (R9年度) |
| 二酸化窒素の環境基準達成率 | 100% | 100% | 維持 (R9年度)※ |
| 浮遊粒子状物質の環境基準達成率 | 100% | 100% | 維持 (R9年度)※ |
| 自動車騒音の環境基準達成率 | 95.7% | 98.0% | 98.0% (R9年度)※ |
| 公害苦情件数 | 56件 | 65件 | 50件 (R9年度)※ |

※「三原市一般廃棄物処理基本計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

(2) 土壌・有害化学物質

① 土壌環境の保全と有害化学物質対策の推進

土壌・地下水汚染の未然防止

- 地下水汚染を未然に防止するため、有害化学物質を使用・貯蔵している事業所に対して、構造基準等の遵守及び適正な管理に向けた指導を、広島県と連携して行います。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策として、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理に向けた意識啓発を、広島県と連携して行います。

有害化学物質の排出抑制・適正管理

- 人体や環境に有害な化学物質を取り扱う事業所に対して、排出抑制や適正管理に向けた指導を、広島県と連携して行います。
- アスベストの含有が確認された公共施設における浮遊量調査を行い、調査結果を公表します。

事業者の取組【基本施策：土壤環境の保全と有害化学物質対策の推進】

「土壤環境の保全と有害化学物質対策の推進」に向けて、事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

事業者

- 地下水汚染の未然防止に向けた関連法令の遵守及び環境負荷の低減
- 施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理
- 有害化学物質の排出抑制や適正管理

(3) 景観資源

①美しい景観の保全・創出

歴史・文化財の保護・継承

- 市民共有の財産である歴史・文化財を次世代に継承していくため、適正な保護・管理に取り組むとともに、地域の歴史・文化財の実態を把握するための調査を行います。
- 歴史・文化財の保護活動を行う市民団体を支援します。
- 市民の歴史・文化財に対する関心と理解を高め、日々の暮らしの中で、地域の歴史や文化にふれることができるよう、啓発やふれあう機会の提供を推進します。
- 歴史・文化財を、市内外に三原市の魅力や特色を更にPRします。

地域の環境と調和した景観の保全・創出

- 豊かな自然や歴史・文化など、地域の環境と調和した個性と魅力あふれる良好な景観の保全・創出を図るため、「(仮)三原市景観計画」を策定します。
- 地域の良好な景観の保全・創出に取り組む市民団体を支援します。

良好なまちなみの保全・創出

- 大規模な建築行為等や屋外広告物の設置に対して指導・助言を行い、周囲と調和のとれた景観づくりに努めます。
- 「三原市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、三原駅周辺における自転車等の放置防止に関する啓発活動や撤去を実施することにより、まちの美観の向上を図ります。

市民・事業者の取組【基本施策：美しい景観の保全・創出】

「美しい景観の保全・創出」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

| | |
|--------|---|
| 市民 | ● まちなみの美観及び良好な生活環境の確保に向けた自転車の駐輪マナーの遵守 |
| 市民・事業者 | ● 地域の歴史や文化についての理解や、歴史・文化財の保護・継承に向けた活動への参加 |
| 事業者 | ● 開発行為や建築物の新築・改築の際における周辺景観との調和への配慮 |

数値目標【基本施策：美しい景観の保全・創出】

「美しい景観の保全・創出」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

| 指標 | 基準値 (H28年度) | 実績値 (R2年度) | 目標値 (R6年度) |
|------------------------------|----------------|---------------|------------|
| 三原市の歴史・伝統文化に誇りや愛着を感じている市民の割合 | 7.4% | — | 増加※ |

(4) 公園・緑地

① 身近な緑の保全・創出

公園・緑地の整備推進

- 暮らしにうるおいと安らぎを与える身近な憩いの場として、みどりあふれる公園の整備を推進します。
- 公園の災害避難場所としての機能等の拡充を図っていきます。
- 公園を多くの市民にとって親しみやすいものとするため、地域住民との協働による適切な管理を推進します。



宮浦公園

都市緑化の推進

- 公共施設・公共空間において、率先して敷地内の緑化を推進します。
- 主要な道路における街路樹の整備により、緑化を推進します。
- 市民による緑化活動の促進に向けて、市ホームページ等で普及啓発を行います。
- 緑豊かな都市環境の整備を総合的に推進するため、「(仮)三原市緑の基本計画」を策定します。

市民・事業者の取組【基本施策：身近な緑の保全・創出】

「身近な緑の保全・創出」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

| | |
|--------|--|
| 市民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 快適な利用環境の維持に向けた地域の公園や緑地の維持管理活動への参加・協力 ● 地域の緑化活動や関連イベントへの参加 |
|--------|--|

数値目標【基本施策：身近な緑の保全・創出】

「身近な緑の保全・創出」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

| 指標 | 基準値（H28年度） | 実績値（R2年度） | 目標値（R9年度） |
|--------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|
| 1人当たりの都市公園面積 | 5.79m ² /人 | 6.06m ² /人 | 10m ² /人 |

（5）道路・交通**①道路・交通環境の整備****環境に配慮した道路整備の推進**

- 歩道の整備・補修やバリアフリー化を推進し、子どもから高齢者まで、多くの市民が安全・安心に移動できる歩行空間の確保に努めます。

人と環境にやさしい交通体系の構築

- 交通事業者と連携・協働して、利用者のニーズの変化に対応した人と環境にやさしい公共交通体系の構築を推進します。
- 「三原市地域コミュニティ交通導入の手引き」に基づき、交通空白・交通不便地区を解消するため、地域で支える地域コミュニティ交通の導入や運行を支援します。
- 子どもや高齢者、障害者など、多くの市民が利用しやすいよう、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。



地域コミュニティ交通

市民・事業者の取組【基本施策：道路・交通環境の整備】

「道路・交通環境の整備」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

| | |
|--------|--|
| 市民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 安全・安心に移動できる交通環境の確保に向けた道路の維持管理への協力 ● 地域コミュニティ交通の積極的な利用や、運行ネットワークの維持・拡大への協力 |
|--------|--|

数値目標【基本施策：道路・交通環境の整備】

「道路・交通環境の整備」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

| 指標 | 基準値（H28年度） | 実績値（R2年度） | 目標値（R6年度） |
|----------------------|------------|------------|-------------|
| 路線バス・地域コミュニティ交通の利用者数 | 647,118人 | 1,170,954人 | 1,229,554人* |

※「三原市地域公共交通網形成計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

（6）防災

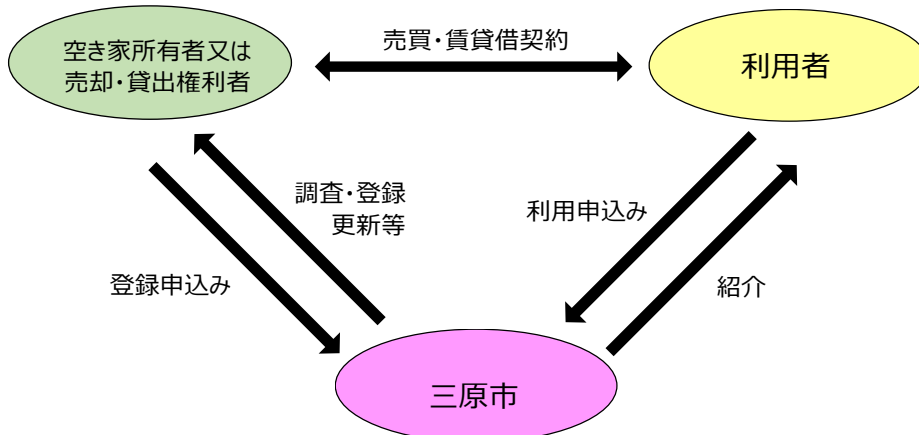
①防災対策の推進

防災体制の確立

- 災害発生時に非常用電源として利用できるよう、避難所となる公共施設に太陽光発電設備や蓄電設備の導入を検討します。
- 電気自動車を災害発生時の非常用電源として利用できるシステムの導入を検討します。
- 「三原市地域防災計画」に基づき、市民の安全・安心な生活の確保に向けた地域防災力の向上を図ります。
- 短時間豪雨の増加や台風の大型化等による浸水や土砂崩れ、河川の氾濫等の災害に備えた対策を推進します。

空き家対策の推進

- 「三原市空き家等対策計画」に基づき、空き家の発生抑制や所有者に対する適正管理に向けた啓発・指導を行うとともに、「空き家バンク制度」の普及促進による空き家の有効活用を図ります。
- 「空き家改修等支援事業補助金」による改修費や家財整理に要する経費の補助等を行い、周辺地域における空き家の活用を促進します。
- 周辺の建築物、地域住民及び通行人に悪影響をもたらすおそれがあると判断した空き家の所有者等に対して、除去、修繕、立木竹の伐採など、周辺の生活環境の保全を図るために必要な処置をとるよう指導・助言を行います。



空き家バンク制度の事業概要

市民・事業者の取組【基本施策：防災対策の推進】

「防災対策の推進」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

| | |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の防災訓練への積極的な参加 ● 自治会等で自主防災組織を設立する等の地域防災力の強化に向けた自助・共助の体制づくり ● 所有する空き家の適正管理 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業所における防災対策の強化や地域防災活動への参加・協力 |

数値目標【基本施策：防災対策の推進】

「防災対策の推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

| 指標 | 基準値 | 実績値 (R2 年度) | 目標値 (R6 年度) |
|---------------|---------------|-------------|-------------|
| 特定空家等の件数 | 53 件 (H29 年度) | 99 件 | 38 件/年※ |
| 空き家バンクの新規登録件数 | 28 件 (H28 年度) | 15 件 | 25 件/年※ |

※「三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

環境目標 4【安全・安心・快適】

関連する主な SDGs とターゲット



- 2030 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる (3.6)
- 2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する (6.3)
- 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する (11.2)
- 2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する (11.7)
- 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする (12.8)

4.5 環境目標 5【市民協働】

(1) 環境学習

① 地域における環境学習・教育の充実

地域特性を活かした環境学習・教育の推進

- 「水辺教室」など、森林や河川等の豊かな自然を生きた教材として活用した自然観察会等の学習プログラムの検討を行い、魅力ある環境学習・教育を推進します。
- 地域の観光問題等の実践的なテーマで環境セミナーを開催し、市民等への環境保全活動の普及啓発に努めます。
- 各学校での環境学習・教育の実態を把握し、総合的な学習の時間等を活用した推進を図ります。
- 子ども向けの副読本、プログラム、教材など、環境学習・教育に向けたツールの充実を図ります。



水辺教室

環境学習・教育を支える人材の育成・確保

- 環境分野の専門家や市民団体等との連携によって、環境に関する豊富な知識と経験を併せ持つ人材を発掘し、地域の環境学習・教育を支える環境リーダーとしての育成を図ります。
- 広島県と連携して、地域の環境学習・教育を支える人材を確保し、環境セミナーや自然観察会の講師等として活用できるよう、体制を構築します。

環境学習・教育に係る拠点の整備

- ヒョウモンモドキやエヒメアヤメなど、地域の希少な野生動植物が生息・生育する場所を環境学習・教育の拠点として整備し、自然観察会等を開催します。
- 地域の環境情報や、取り組まれている環境保全活動情報について、市ホームページ等を通じて情報提供を行います。

環境保全意識の啓発

- 「きれいな三原まちづくり表彰」や「みはら環境写真・絵画コンテスト」の開催等によって優良事例を表彰し、市民等の環境保全意識の高揚を図ります。
- 「みはらし環境会議」等の市民団体と連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境保全活動やイベントの開催・充実を図ります。



きれいな三原まちづくり表彰式

市民・事業者の取組【基本施策：地域における環境学習・教育の推進】

「地域における環境学習・教育の推進」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

| | |
|--------|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自然観察会や環境セミナー等への積極的な参加 ● 家庭内での環境問題についての話し合い ● 環境学習・教育を支える環境リーダーとしての人材登録や、講師としての協力 |
| 市民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の環境情報の提供 ● 環境に関するコンテスト、地域の環境保全活動やイベントへの積極的な参加 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 専門分野を活かした地域の環境リーダー育成への協力 |

数値目標【基本施策：地域における環境学習・教育の推進】

「地域における環境学習・教育の推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

| 指標 | 基準値 | 中間値 | 目標値（R9年度） |
|--------------------------|---------------------|----------------------|-----------|
| 水辺・海辺教室の開催回数・参加者数 | 12回・422人 (H28年度) | 20回・709人 (H31年度)* | 12回・450人 |
| 環境問題関連のセミナー等に参加している市民の割合 | 12.0% (H29年度) | — | 増加 |
| 環境に関する学習会に参加している中学生の割合 | 35.8% (H29年度) | — | 増加 |
| 環境に関する学習会に参加している小学生の割合 | 50.6% (H29年度) | — | 増加 |

*R2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(2) 環境保全活動

① 多様な主体との協働による環境保全活動の推進

協働による環境保全活動の推進

- 「みはらし環境会議」との連携・協働による各種プロジェクトを推進し、地域の環境保全活動を先導します。
- 環境保全活動に取り組む主体間のネットワークを構築し、連携・協働の強化による活動の更なる活性化を図ります。
- 地域で取り組まれている環境保全活動に関する情報提供を行うとともに、連携・協働を望む主体間のコーディネートを行います。



環境対策を学ぶバスツアー
(みはらし環境会議主催)

「みはらし環境会議」との連携・協働による推進プロジェクト

第2次計画の策定に向けて、多様な市民の意見を聴取し、三原市が抱える環境課題の解決に向けた各種取組の検討に活かしていくことを目的に、市民参加型の「“三原市の環境について考える” ワークショップ」を開催しました。このワークショップでは、各々の地域が抱えている環境課題を整理した上で、「必要性」、「緊急性」、「市民ができること」の視点から、三原市が今後推進すべき取組内容等についての提案をまとめていただきました。（開催概要は「資料編 資料4」を参照）

その提案内容を踏まえて、三原市では重点的な取組として「みはらし環境会議」との連携・協働により、市民や市民団体、地域とともに環境保全や省エネ活動など、環境にやさしいまちづくりの推進を図っていきます。

各地域会議で今後推進を図っていくプロジェクトは、以下に示すとおりです。

■ かんきょう会議 浮城【三原地域 A（沼田川北側地域）】

- 自然環境の保全
- 地域における環境学習・教育の充実

■ 水辺環境みなおし隊【三原地域 B（沼田川南側地域）】

- 自然環境の保全
- 生物多様性の保全
- 家庭から発生する環境負荷の低減

■ 本郷緑と水を守る会【本郷地域】

- 自然とのふれあいの確保
- 廃棄物の3Rの推進
- 環境美化の推進

■ くい環境会議【久井・八幡地域】

- 自然環境の保全
- 生物多様性の保全
- 省エネルギーの推進
- 地域における環境学習・教育の充実

■ 大和エコライフを広める会【大和地域】

- 地域における環境学習・教育の充実
- 自然とのふれあいの確保

自主的な環境保全活動の促進

- 「みはらし環境会議」等の市民団体が取り組む様々な環境保全活動を積極的に支援し、市民や事業者等の自主的・積極的な環境保全活動の促進を図ります。
- 地域で環境保全活動に積極的に取り組む個人や市民団体等を表彰するとともに、広く活動を紹介し、環境保全活動の活性化を図ります。
- 地域で取り組まれている環境保全活動に関する情報提供を行うとともに、活動への参加を望む市民等と活動者を望む団体間のコーディネートを行います。

環境に関する情報収集・提供

- 地域の環境の状況及び環境保全に関する取組の実績について、毎年度の環境報告書である「みはらの環境」等を通じて情報提供を行います。
- 多くの市民や事業者が環境情報を収集できるよう、市ホームページや広報誌等を活用した情報提供を推進します。
- 環境保全活動に率先的に取り組むモデル的な市民団体や事業者等を募集して、その取組の手法や成果等の情報提供を行います。
- 市民や事業者から環境に関する情報の提供を受けるなど、双方向コミュニケーションによる情報の共有化を図ります。



みはらの環境

環境保全活動を支える人材の育成・確保

- 環境分野の専門家や市民団体等との連携によって、環境保全活動に関する豊富な経験と実行力を併せ持つ人材を発掘し、地域の環境保全活動を支える環境リーダーとしての育成を図ります。
- 広島県と連携して、地域の環境保全活動を支える人材を確保し、環境保全活動の講習会の講師等として活用できるよう、体制を構築します。

環境マネジメントシステムの普及拡大

- ISO14001 やエコアクション 21 など、環境マネジメントシステムの導入効果等を情報発信し、事業者による環境マネジメントシステムの導入を促進します。

市民・事業者の取組【基本施策：多様な主体との協働による環境保全活動の推進】

「多様な主体との協働による環境保全活動の推進」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

| | |
|--------|---|
| 市民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「みはらし環境会議」への参加や連携・協働による地域の環境保全活動の活性化 ● 地域の環境の状況や三原市が発信する環境情報の収集・活用による日常生活や事業活動での環境配慮行動の実践 ● 環境保全活動等を行っている主体間での情報交換や連携・協働による活動の活性化 |
|--------|---|

数値目標【基本施策：多様な主体との協働による環境保全活動の推進】

「多様な主体との協働による環境保全活動の推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

| 指標 | 基準値（H28年度） | 中間値（H31年度）※ | 目標値（R9年度） |
|-----------------|------------|-------------|-----------|
| 環境に関する出前講座の開催回数 | 2回 | 3回 | 4回 |

※R2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

環境目標 5【市民協働】 関連する主な SDGs とターゲット



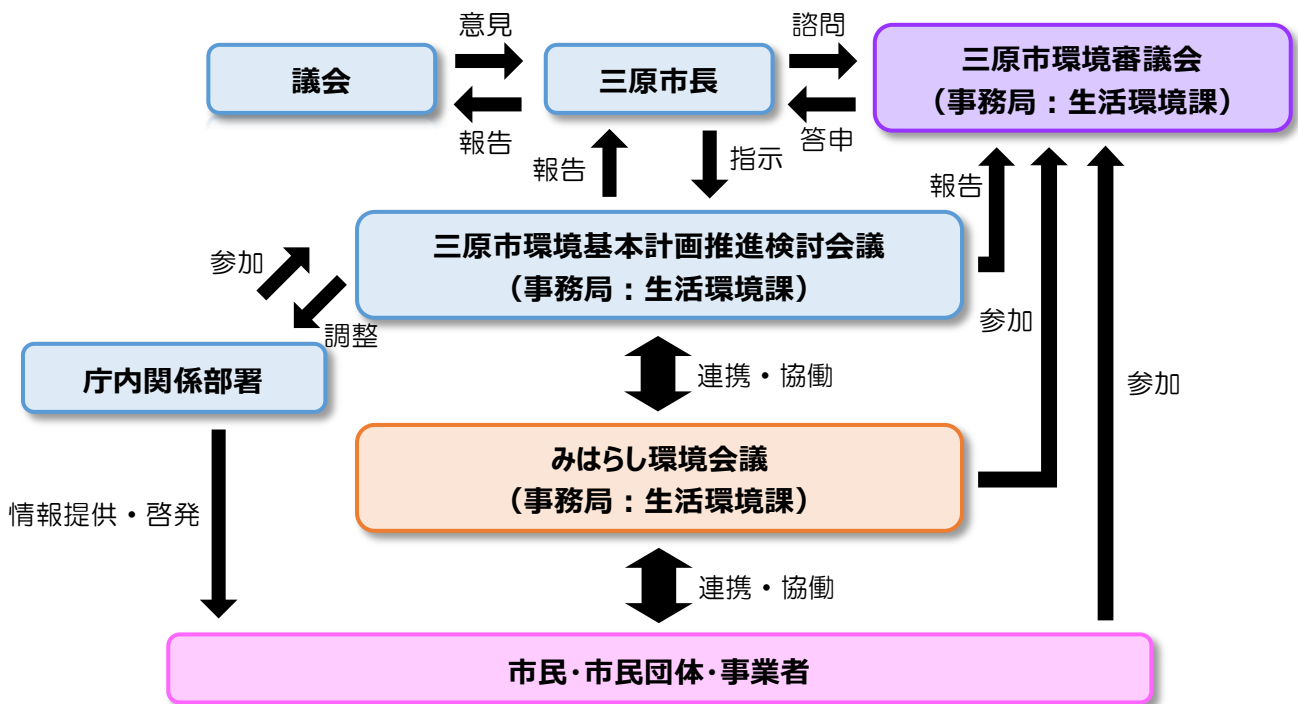
- 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする（12.8）
- 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する（13.3）
- 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う（14.2）
- 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う（15.4）

第5章 計画の推進体制と進行管理

5.1 計画の推進体制

第2次計画の推進にあたっては、市民・市民団体・事業者・三原市がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して取組の推進を図っていくことが重要です。そのため、市民・市民団体・事業者が参加する「みはらし環境会議」、「三原市環境審議会」や庁内の横断的な推進組織である「三原市環境基本計画推進検討会議」を中心として、各主体に対して関連する取組の普及啓発を行いながら、計画の推進を図っていきます。

第2次計画の推進体制は、以下に示すとおりです。



みはらし環境会議

市民・市民団体・事業者・三原市から構成され、第2次計画に掲げる環境施策を各主体と連携・協働しながら先導的に進め、地域における取組の普及啓発及び行動促進を図っていきます。

三原市環境審議会

三原市環境基本条例に基づいて設置された市長の諮問機関であり、毎年度の環境報告書等の審議を通じて、第2次計画の進捗状況を評価するとともに、三原市の環境の保全と創造に関する基本事項を審議します。

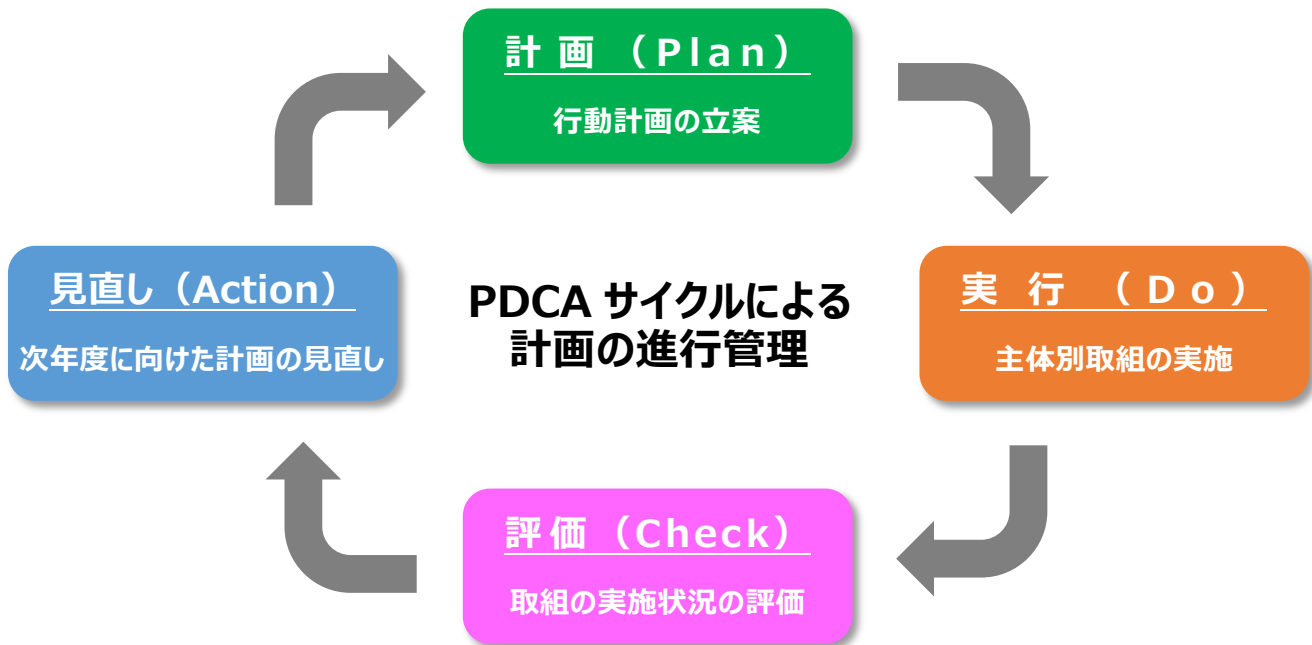
三原市環境基本計画推進検討会議

第2次計画の庁内における推進組織で、庁内関係部署の代表者から構成され、各々の所管の環境施策を横断的につなぐ役割を担います。また、各々の所管の環境施策の実施状況の評価を行うとともに、更なる推進に向けた連携強化に関する調整等を行います。

5.2 計画の進行管理

第2次計画の進行管理は、以下に示すPDCAサイクルに則って行います。

三原市は、各環境施策の実施状況を定期的に評価し、その結果を踏まえて行動計画の見直しを図りながら、望ましい環境像の実現に向けて着実に取組を推進していきます。



計画 (Plan)

第2次計画に掲げる環境施策を着実に実践するため、具体的な行動計画を立案します。

実行 (Do)

行動計画に基づいて、各主体が協働して取組を実施していきます。

評価 (Check)

各環境施策を所管する関係部署は、環境施策の実施状況等を毎年度評価し、「三原市環境基本計画推進検討会議」に報告を行います。事務局は、その報告を受けて、1年間でどのような取組が行われ、それによってどのような成果が得られたかを環境報告書としてとりまとめ、「三原市環境審議会」に報告するとともに、市ホームページ等を通じて広く公表します。

見直し (Action)

環境施策の実施状況等の評価結果を踏まえて、次年度に向けた行動計画の見直しを行います。

資料 1 計画の策定経過

| 年月日 | 会議等 | 議題等 |
|-------------------------|--------------|---|
| 平成29年 | 6月28日 | 第1回 環境基本計画推進検討会議 ● 計画の基本的事項について ● アンケート調査内容について ● 市民ワークショップ内容について |
| | 7月12日 | 市長から環境審議会へ諮問 — |
| | | 第1回 環境審議会 ● 計画の基本的事項について ● アンケート調査内容について ● 市民ワークショップ内容について |
| | 9月26日 | 第2回 環境基本計画推進検討会議 ● 地域概況調査結果について ● アンケート調査結果について ● 第1次計画の進捗状況の評価結果について ● 計画の施策体系について |
| | 10月4日 | 第2回 環境審議会 ● 地域概況調査結果について ● アンケート調査結果について ● 第1次計画の進捗状況の評価結果について ● 計画の施策体系について |
| | 12月20日 | 第3回 環境基本計画推進検討会議 ● 計画素案について |
| 平成30年 | 1月9日 | 第3回 環境審議会 ● 計画素案について |
| | 3月1日 | 第4回 環境審議会 ● 計画素案について |
| | 3月19日 | 議員全員協議会 ● 計画素案について |
| | 4月2日 ～27日 | パブリックコメント — |
| | 5月24日 | 第4回 環境基本計画推進検討会議 ● 計画書及び概要版について |
| | 6月15日 | 第5回 環境審議会 ● 計画書及び概要版について |
| 環境審議会から市長へ答申 — | | |
| 令和3年 | 8月5日 | 第1回 環境基本計画推進検討会議幹事会 |
| | 8月31日 | 第1回 環境基本計画推進検討会議 ● 計画素案について |
| | 11月10日 | 市長から環境審議会へ諮問 |
| 第1回 環境審議会 ● 計画素案について | | |



| | | |
|--------------|--------------|------------|
| 12月15日 | 厚生文教委員会 | ● 計画素案について |
| 1月5日～ 27日 | パブリックコメント | — |
| 2月25日 | 環境審議会から市長へ答申 | — |

資料 2 三原市環境基本条例

平成18年3月29日
条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条—第21条）

第3章 環境審議会（第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

わたしたちの三原市は、広島県中央東部に位置し、瀬戸内海国立公園や県立自然公園、天然記念物の景勝地や湖沼、河川、丘陵等の多様な自然に恵まれ、陸と海と空の交通の要衝のまちとして発展を続けてきた。

近年、わたしたちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させている。

自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人類の活動は、自然の生態系に著しい影響を与えるだけでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の市民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、わたしたちの責務である。

わたしたちは、環境が有限なものであることを深く認識し、市、市民、市民団体及び事業者が相互に協力しあい、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組んでいかなければならない。

ここに、わたしたちは環境の保全及び創造に努めることにより、自然と共生する快適で安全なまちを実現し、将来の世代に継承することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに三原市（以下「市」という。）、市民及び事業者の協働のもとに、それぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、市民団体の自主的な活動を尊重し、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの
- (2) 環境の保全及び創造 環境を良好な状態で残しておくこと、維持していくこと及び失われた本来あるべき良好な環境の回復、再生及び代償措置
- (3) 市民団体 主として市民により非営利の目的で組織された、ボランティア団体、自治会等、環境の保全及び創造に関する活動を行う団体
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

- 2 市は、率先して環境への負荷の低減に努めるものとする。
- 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組みを必要とする施策においては、国、広島県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、良好な環境を維持し向上させるには、市民一人ひとりの行動が深くかかわっていることを認識し、その日常生活の中で環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 市民は、前項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するように努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念に基づき、資源、エネルギー等の有効的利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル等を推進することにより、環境への負荷を低減するように努めるものとする。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画の策定)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する基本構想

(2) 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、市民団体及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ第22条に規定する三原市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況並びに環境基本計画に基づく環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするための年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価への対応)

第10条 市は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び広島県環境影響評価に関する条例（平成10年広島県条例第21号）の規定に基づき、県知事から環境の保全の見地から意見を求められた場合には、環境基本計画との整合性に配慮しなければならない。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずることができる。

2 市は、前項に定めるもののほか、人の健康又は生活環境に関する環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

3 市は、前2項の措置を講ずるときは、必要な個別の条例を別に定めなければならない。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、環境の保全及び創造のために公共的施設の整備その他の事業を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の充実を図り、市民、市民団体及び事業者の環境に対する理解と認識が深められるように努めるとともに、環境保全活動を行う意欲の増進に努めるものとする。

(市民、市民団体及び事業者の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、市民団体及び事業者が自発的に行う環境美化・緑化活動、再生資源回収活動、地球温暖化防止活動等の環境保全活動が促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。

2 市は、市民団体が自発的に取り組む活動の果たす役割が大きいことから、その自主的な活動を尊重し、市民団体の活動が推進されるように情報提供その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供及び活動の協働)

第17条 市は、市民、市民団体及び事業者に対して環境の状況、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するとともに、それらの自主的な活動が促進され相互に補完し、協働しあえるように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施し、環境の状況を把握するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視、測定等)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、その状況を把握するとともに、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(一時滞在者の協力)

第20条 旅行者、通過者等本市に一時的に滞在する者は、基本理念に基づき、環境への負荷の低減その他良好な環境の保全に努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策並びに市民、市民団体及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(地球環境の保全の推進)

第21条 市は、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するために、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 市は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、三原市環境審議会(以下「環境審議会」という。)を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に依りて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 年次報告書に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本事項

3 環境審議会は、前項に定める事項について、市長に意見を述べることができる。

4 環境審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は環境問題に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

資料3 三原市環境審議会委員名簿

| No | 委員構成 | 所属 | 役職等 | 委員名 | 備考 |
|----|----------------|-----------------------------|--------------------|--------------------|----------------|
| 1 | 学識 経験者 | 公立大学法人 県立広島大学大学院 総合学術研究科 | 教授 | みとま よしはる 三苫 好治 | 会長 |
| 2 | | 国立広島商船高等専門学校 商船学科 | 教授 | かわむら よしあき 河村 義顕 | 副会長 |
| 3 | 関係行政 機関 | 広島県東部厚生環境事務所 環境管理課 | 課長 | やまね さゆり 山根 早百合 | ～令和3年 3月31日 |
| | | | 課長 | わたなべ まこと 渡邊 真功 | 令和3年 4月1日～ |
| 4 | 市民団体 | みはらし環境会議 | 運営委員長 | もりつか かよこ 森塚 佳世子 | |
| 5 | | 県立広島大学三原キャンパス 学生自治会 | 会長 | まえかわ ゆうま 前川 悠馬 | |
| 6 | | 三原市公衆衛生推進協議会 | 副会長 | たさか いさむ 田坂 勇 | |
| 7 | | 三原市女性会連合会 | 副会長 | こだま かつこ 兒玉 克子 | |
| 8 | 事業者 | 一般社団法人 三原青年会議所 | 副理事長 | いけだ めぐむ 池田 恵 | |
| 9 | | 一般社団法人 三原観光協会 | 専務理事 | のぶさと ひさし 延室 尚志 | |
| 10 | | 三原商工会議所 | 副会長 | みやわき かよ 宮脇 香代 | |
| 11 | | 三原農業協同組合 | 経済部部長 | やまな りゅうぞう 山名 隆三 | |
| 12 | | 尾三地方森林組合 | 参事 | みやなか しんさく 宮仲 信作 | |
| 13 | | 三原市漁業協同組合 | 理事 | きし いつみ 岸 逸美 | |
| 14 | | イオンリテール株式会社 イオン三原店 | 人事教育 マネージャー | すみ あおい 角 葵 | |
| 15 | フジ株式会社 フジグラン三原 | 業務課長 | にしおか よしのり 西岡 美徳 | | |

注) 役職等は、令和4年2月25日時点のものを示します。

資料4 ワークショップの開催概要

第2次計画の策定に向けて、多様な市民の意見を聴取し、三原市が抱える環境課題の解決に向けた各種取組の検討に活かしていくことを目的に、市民参加型の「“三原市の環境について考える”ワークショップ」を、下表に示すとおり開催しました。

| 地域 | 開催日（平成29年） | | | 参加人数 （延人数） |
|----------------|------------|-------|--------|---------------|
| | 第1回 | 第2回 | 第3回 | |
| 三原地域A（沼田川北側地域） | 8月22日 | 9月26日 | 10月10日 | 35人 |
| 三原地域B（沼田川南側地域） | 8月28日 | 9月11日 | 10月6日 | 30人 |
| 本郷地域 | 8月22日 | 9月6日 | 10月11日 | 54人 |
| 久井・八幡地域 | 8月28日 | 9月26日 | 10月16日 | 62人 |
| 大和地域 | 9月1日 | 9月29日 | 10月6日 | 39人 |



ワークショップの開催状況

このワークショップでは、各々の地域が抱えている環境課題を整理した上で、「必要性」、「緊急性」、「市民ができること」の視点から、三原市が今後推進すべき取組内容等についての提案や、その実現に向けて課題解決に結びつくアイデアをいただきました。

その提案内容も踏まえながら、三原市では重点的な取組として「みはらし環境会議」と連携・協働し、市民や市民団体、地域とともに環境保全や省エネ活動など、環境にやさしいまちづくりの推進に努めていきます。

ワークショップでいただいた提案・アイデアは、以下に示すとおりです。

■三原地域A（沼田川北側地域）

①情報発信の仕組みづくり《環境目標5【市民協働】：環境に関する情報収集・提供》

- FM放送や三原テレビ等のメディアを活用する。
- 広報やホームページ、回覧、フェイスブックなど、公的な情報網を活用し、理解しやすい表現で伝える。
- 積極的に環境活動に取り組んでいる地域（モデル地域）から、自分たちの地域にあった先進事例を学ぶ。
- 市民や市民団体等と情報網をつくり、情報発信するシステムをつくる。
- 様々なイベントに参加し、情報発信を行う。
- 市民、市民団体、事業者など、「みはらし環境会議」の会員を増やす。

②環境保全対策 《環境目標 3【循環】：環境美化の推進》

- 河川や城跡周辺の清掃を行う。
- 里山整備を推進する。
- 歴史と景観がマッチした環境づくりを推進する。

③意識改革 《環境目標 5【市民協働】：環境保全意識の啓発》

- 環境の話聞く場、する場をつくる。（講演会・研修会の開催、地域役員等を体験）

■三原地域 B（沼田川南側地域）

①ごみの投げ捨てを減らそう！ 《環境目標 3【循環】：環境美化の推進》

- 子どもや大人、事業者に参加してもらい、清掃活動を行う。
- ごみの分別を徹底する。（ごみを減らし、資源化する）
- ごみの見えにくい場所をなくすため、道路や土手の草刈りをする。
- 子どもたちの環境絵画の啓発看板等を設置する。

②耕作放棄地対策 《環境目標 1【自然共生】：鳥獣被害対策の推進》

- 空き農地の活用を推進する。（貸し借りの情報発信、耕作体験、学校・企業に農地を貸す）

③三原の美しい景観を次世代へ 《環境目標 4【安全・安心・快適】：良好なまちなみの保全・創出》

- 情報発信を行う。（駅前に市内の魅力ある場所を掲示）
- 市花をアピールする。（市花を育ててもらいイベント時に沿道等へ設置する）
- 美化対策を推進する。（ごみ収集や草刈りでまちをきれいにする）

■本郷地域

①みんなが集うきれいな沼田川にしよう！ 《環境目標 1【自然共生】：水辺の保全・再生》

- オシドリやシジミなど、多様な生き物が棲むきれいな水辺を守るため、合成洗剤や農薬の使用削減を推進する。
- ホタルの棲みやすい川にするため、餌（カワニナ）の棲む環境にし、「ホタルの里」づくりを進める。
- 川土手の木や竹を伐採し、薪ストーブの材料にしたり、竹をチップに加工して肥料にする。
- 中土手内の景観を良くするため、公園等に利用できるよう整備を行う。
- 川に関係する団体と連携して、川を守るためのイベントを開催する。
- 環境保全と健康づくりのため、遊歩道の整備を行う。
- 遊歩道の利用者を増やすためのイベントを開催する。
- 環境整備のため、草刈りなど、沼田川クリーン作戦を年 2～4 回程度開催する。
- 環境整備の際に、企業に協力してもらえるよう呼びかける。

②里地・里山対策 《環境目標 1【自然共生】：山林，里地里山の保全・再生》

- 耕作放棄地を復元する。（有志や地域ぐるみで、売れる農産物を植える）
- 廃校跡地の活用を推進する。（夏季合宿，簡易宿泊，イベントの開催）

■久井・八幡地域

①色彩豊かな町 《環境目標 1【自然共生】：自然とふれあう場と機会の拡充》

- 旧小学校を活用し，子どもたちが楽しめる栗拾い等の田舎体験を行う。
- 道が荒れないよう側道へ花を植える。
- 落合川で沢登りなど，水と親しめる体験を行う。
- その土地でできた食べ物で地域の良さを伝える。
- 情報発信（地域の四季や行事を載せたカレンダーの作成）
- 久井の岩海（国天然記念物）を整備し，宇根山周辺（天文台，家族旅行村等）の一体的な活用を行う。

②耕作放棄地対策 《環境目標 1【自然共生】：山林，里地里山の保全・再生》

- 鳥獣害対策を協働で行う。
- 年間収穫量の多い作物を栽培する。
- 講習会を開催する。

■大和地域

①環境について学習しよう！ 《環境目標 5【市民協働】：地域特性を活かした環境学習・教育の推進》

- ロケットストーブや竹チップ堆肥など，エコライフを広める出前講座を開催する。
- 地元産物を紹介（地産地消）し，旬の野菜等を使用したエコッキングを推進する。（ロケットストーブも使用した実演を行う）
- 地元企業と環境について連携できる場をつくる。
- 学校と連携し，ヒョウモンモドキ等の自然環境やエコライフ等に関する環境学習の場をつくる。
- 子ども会やサロン，インターネット等でイベントの情報発信を行う。

②里地・里山整備で鳥獣害対策 《環境目標 1【自然共生】：鳥獣害対策の推進》

- 罾の仕掛け方など，情報共有を行う。
- 里地・里山にはイノシシ等の食べ物となる柿や栗があるため，食べられる前に，収穫体験をしてもらうイベント等を開催する。

資料5 用語集

【あ行】

■ 空き家バンク制度

市内に空き家を所有する方の申込みにより物件を登録し、空き家の利用を希望する方に登録物件を紹介する制度。

■ 亜硝酸性窒素

肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニアが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壤に溶け出し、富栄養化の原因となる物質。体内で赤血球のヘモグロビンと反応してメトヘモグロビンを生成し、メトヘモグロビン血症（酸素欠乏症）を引き起こすおそれがある。

■ アスベスト（石綿）

天然に存在する繊維状の鉱物。繊維が肺に突き刺さると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発がん物質と断定。国内でも、「大気汚染防止法」により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。

■ 「安心！広島ブランド」認証制度

農薬等の使用を低減した栽培（特別栽培農産物）など、県内で生産されている農林水産物を消費者に安心して購入してもらう取組を、「安心！広島ブランド」として広島県が認証する制度。

■ 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

■ エコアクション 21

ISO規格をベースに環境省が策定した、システム構築や維持管理費用が安価な中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。

■ エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止する（アイドリング・ストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞等をまねく違法駐車はしない、エアコンの使用を控えめにする等が挙げられる。

■ エコファーマー認定制度

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事が、堆肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入している農業者を認定する制度。

■ 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類が定められている。

■ 温度差熱利用

年間を通じて温度変化の少ない河川水や海水、地下水等と外気との温度差を利用して、冷暖房や給湯等を行う技術。

【か行】

■ 外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物。

■ 合併処理浄化槽

し尿と生活排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等の汚濁を軽減する効果がある。

■ 家庭用エネルギー監視システム（HEMS）

HEMS（ヘムス）は、Home Energy Management System の略称。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。家電機器や電気設備とつなぐことによって、電気やガス等の使用量をモニター画面等で「見える化」したり、家電機器を自動制御することが可能となる。

■ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

都市ガス等を改質して水素を取り出し、燃料電池で発電するとともに、発電時の熱を利用して水を加熱し、給湯等に利用するシステム。

■ カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない CO₂ 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方。

■ 環境基準

「環境基本法」に基づいて定められた、人の健康の保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

■ 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料や化学合成農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した持続的な農業。

■ 環境マネジメントシステム

企業等の事業組織が環境法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価するためのシステム。

■ 希少野生動植物

国や都道府県のレッドデータブック等に掲載されている絶滅のおそれのある野生動植物。

■ グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、まず購入の必要性を十分に考え、品質や価格、利便性、デザインだけでなく、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先すること。

■ 光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）等が太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾン等の酸化性物質の総称。

■ 耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去 1 年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりとした意思のない土地。

【さ行】

■ 再生可能エネルギー

永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等が挙げられる。

■ 里地里山

奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、様々な人の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林・農地・ため池・草原等で構成される地域概念。

■ 里山林

居住地周辺に広がり、薪炭用材の伐採や落葉の採取等を通じて、地域住民に継続的に利用されることによって維持・管理されてきた森林。

■3010 運動

会食開始後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、終了 10 分前には自席に戻って、再度料理を楽しむことで、食品のロス削減する運動。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、20 種類の廃棄物。

■次世代自動車

大気汚染物質や温室効果ガスの排出、騒音等の発生が少なく、燃費性能が優れている自動車。ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車等が挙げられる。

■自然海岸

海岸線及びそれに接する海域が人工によって改変されずに、自然の状態を保持している海岸。

■自伐林家

主に自らが所有する山で、伐採から搬出、出荷までを自力で行う農家。

■市民協働

市民、市民団体、住民自治組織、各種団体、事業者、行政など、多様な主体が直面する地域課題や公共的課題の解決又は地域の魅力の創造のため、対等な立場で相互の責任と役割分担の下で取り組むこと。

■省エネ診断サービス

(財)省エネルギーセンターが専門家を派遣し、工場やビルの電力や燃料、熱など、エネルギー全般を幅広く診断した上で、状況に応じた省エネルギーの取組について、提案やアドバイスを行うサービス。

■硝酸性窒素

亜硝酸性窒素と同様、肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニアが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し、富栄養化の原因となる物質。人が多量に摂取した場合、一部が消化器内の微生物に還元され、体内で亜硝酸性窒素として吸収されることによって、メトヘモグロビン血症（酸素欠乏症）を引き起こすおそれがある。

■小水力発電

水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車等を用いて発電する小規模な水力発電。一般的に、設備容量が 1,000kW 以下のものをいう。

■ 食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品。

■ 人工林

種まきや植栽等によって人工的に育成した森林。

■ ストックヤード

資源としてリサイクルできる古紙等を一時的に保管しておく場所。

■ 生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性も意味する包括的な概念。

【た行】

■ 脱炭素社会

地球温暖化の原因と考えられている二酸化炭素などの温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会のこと。二酸化炭素の排出量をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた実質ゼロを意味する。

■ 地域コミュニティ交通

市内の路線バスの利用が不便な地域において、三原市又は地域組織が運営主体となって運行する公共交通。

■ 蓄電池

充電と放電を繰り返すことが可能で、蓄えた電気を必要に応じて供給することができる電池。

■ 地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組。

■ 中山間地域

山間地及びその周辺の地域や、その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な地域。

■ 低公害車

次世代自動車をはじめとする大気汚染物質や温室効果ガスの排出、騒音等の発生が少なく、燃費性能が優れている自動車の総称。

■ 適応策

近年の異常気象等の既に起こりつつある地球温暖化の影響に対して、自然や社会・経済システムを調整することで影響を軽減する対策。ハード面では洪水や高潮を防ぐ堤防や防潮堤の構築等、ソフト面では猛暑による熱中症の予防対策等が挙げられる。

■ 電気自動車

バッテリーに蓄えた電気を利用して、モーターを回転させて走行する自動車。

■ 特定外来生物

海外起源の外来種で、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「外来生物法」に基づき指定された生物。

■ 特別栽培農産物

生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学肥料及び化学合成農薬の使用状況）に比べて、化学肥料の窒素成分量が50%以下、化学合成農薬の使用回数が50%以下で栽培された農産物。

【な行】

■ 二酸化窒素

石油や石炭など、窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する気体。高温燃焼の過程で、まず一酸化窒素が生成され、それが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に影響を及ぼす。

■ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

ZEH（ゼッチ）は、Net Zero Energy House の略称。住宅の高断熱化と高効率設備等の導入により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロとなる住宅。

■ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）

ZEB（ゼブ）は、Net Zero Energy Building の略称。建築物の高断熱化と高効率設備等の導入により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロとなる建築物。

■ 燃料電池

水素と空気中の酸素の化学反応により発生した電気を継続的に取り出すことができる発電装置。この化学反応で排出されるのは水だけであり、温室効果ガスや大気汚染物質は排出されないため、次世代のクリーンなエネルギー源として注目されている。

■燃料電池自動車

燃料電池で水素と空気中の酸素の化学反応により発生した電気を利用して、モーターを回転させて走行する自動車。

【は行】

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの2つの動力を組み合わせ、それぞれの利点を活かして駆動することにより、低燃費と低排出を実現する自動車。

■バリアフリー

障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。

■微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、直径が $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は1mmの1,000分の1）以下のもの。浮遊粒子状物質よりも更に小さい粒子（髪の毛の太さの30分の1程度）であるため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加えて、循環器系への影響が懸念されている。

■ビル用エネルギー監視システム（BEMS）

BEMS（ベムス）は、Building Energy Management Systemの略称。ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム。人感センサーや自動調光等による室内環境の自動管理や、機器設備・配管等の温度・流量・圧力等のデータを収集して、運転管理者に対して評価を表示すること等が可能となる。

■浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、直径が $10\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は1mmの1,000分の1）以下のもの。工場の事業活動や自動車の走行等に伴って発生して、大気中に長時間滞留し、肺や気管支に付着して呼吸器系に影響を及ぼす。

■プラグインハイブリッド自動車

家庭用電源からコンセントプラグで直接充電できるハイブリッド自動車。走行中に温室効果ガスや大気汚染物質を排出しない電気自動車と遠距離走行が可能なハイブリッド自動車の利点を併せ持った自動車。

■フロン類

炭化水素にフッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）。CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質、HFC（ハイドロフルオロカーボン）は塩素を持たないためオゾン層破壊物質ではないが、温室効果ガスの1つである。

【ま行】

■ 木質バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源（化学燃料は除く）のうち木材からなるもの。主に、樹木の伐採や造材の際に発生した枝・葉等の林地残材，製材工場等から発生する樹皮やのこ屑等のほか，住宅の解体材や街路樹の剪定枝等がある。

【や行】

■ 有害化学物質

人の健康又は生活環境への被害や生態系への支障を生ずるおそれのある化学物質。

【ら行】

■ リターナブル容器

ビールびんや牛乳びんのように，中身を消費したのち，回収・洗浄して再び使用することができる容器の総称。

■ レッドデータブック

野生動植物について，生物学的観点から個々の種の絶滅危険度を評価し，絶滅のおそれのある種の生息・生育状況や減少要因等を取りまとめた本。

【わ行】

■ ワークショップ

様々な立場の人が集まって，自由に意見を出し合い，お互いの考えを尊重しながら，意見や提案をまとめていく場。

【数字・アルファベット】

■ 3R

廃棄物のリデュース（Reduce：発生抑制），リユース（Reuse：再使用），リサイクル（Recycle：再生利用）の3つの頭文字をとったもの。

■ BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略称。水中の有機物を微生物が分解する際に消費する酸素の量で，河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど，汚濁の程度も大きい。

■ COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略称。水中の有機物を酸化剤で酸化する際に消費される酸素の量で，湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど，汚濁の程度も大きい。

■ COOL CHOICE (クールチョイス)

省エネ・低炭素型の製品への買替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

■ ESCO 事業

ESCO（エスコ）は、Energy Service Company の略称。省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客の利益と地球環境の保全に貢献するビジネス。省エネルギー効果の保証等により顧客の省エネルギー効果の一部を報酬として受け取る。

■ ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が発行している環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格。企業、各種団体等の組織の活動・製品及びサービスによって生じる環境への影響を改善するためのシステムを構築し、そのシステムを継続的に改善していく PDCA サイクルを構築することを要求している。

■ IoT

物のインターネット（Internet of Things）の略称で、様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、繋がり、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

■ J クレジット制度

省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による CO₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度。創出されたクレジットを活用することにより、低炭素投資を促進し、温室効果ガス排出削減量の拡大につなげる。

■ LED 防犯灯

従来の蛍光灯や水銀灯のものと比べて、エネルギー効率と耐久性に優れ、省エネと維持管理費の削減に効果がある防犯灯。

■ SDGs

平成 27（2015）年 9 月に国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人残さない」ことを誓っている。

■ 17の持続可能な開発目標（SDGs） ■



- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

表紙写真の説明

表紙には、三原市に生息・生育する希少野生動植物の写真を掲載しています。

| | |
|---|--|
| <p>【ヒョウモンモドキ】</p> <p>オレンジ色に黒色のヒョウ柄模様が特徴的なチョウです。三原市及び世羅町の一部のみ生息しており、環境省の絶滅危惧ⅠA類、広島県の絶滅危惧Ⅰ類に選定され、絶滅の危険性が最も高いチョウの1つです。</p>  | <p>【ハクセンシオマネキ】</p> <p>幅が約2cmの小さな甲羅に比べて、オスの片方のハサミが白く大きいことが特徴的なカニです。環境省の絶滅危惧Ⅱ類、広島県の準絶滅危惧に選定され、絶滅の危険性が増大しています。</p>  |
| <p>【ナメクジウオ】</p> <p>体全体が扁平で細長く、体長が約5cm、体色が淡桃色をした背骨のない珍しい動物です。広島県の準絶滅危惧に選定され、絶滅の危険性が増大しています。また、日本では広島県三原市有亀島と愛知県蒲郡市大島の2箇所が生息地として国の天然記念物に指定されています。</p>  | <p>【エヒメアヤメ】</p> <p>直径が約4cmの青紫色の美しい花が特徴的な多年草です。環境省の絶滅危惧Ⅱ類、広島県の絶滅危惧Ⅱ類に選定され、絶滅の危険性が増大しています。また、生息地である沼田西のエヒメアヤメ自生南限地帯は国の天然記念物に指定されています。</p>  |
| | <p>【ハッチョウトンボ】</p> <p>体長が約2cmの日本で一番小さいトンボです。広島県の絶滅危惧Ⅱ類に選定され、絶滅の危険性が増大しています。</p>  |

第2次三原市環境基本計画改定版

令和4（2022）年3月 策定

発行：三原市

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

TEL：(0848)67-6194（直通） FAX：(0848)64-4103

E-mail：seikatsukankyo@city.mihara.hiroshima.jp

URL：http://www.city.mihara.hiroshima.jp/

編集：三原市 生活環境部 生活環境課



印刷インキ工業連合会

この印刷物は、再生紙と環境にやさしいインキを使用しています。